

2015年

えひめ生活白書



一般社団法人 愛媛県労働者福祉協議会
えひめ労働者生活情報センター

2015年えひめ生活白書

一般社団法人 愛媛県労働者福祉協議会
えひめ勤労者生活情報センター

目 次

I 経済・社会の状況

1	2014年愛媛の社会・経済の動き	1
2	愛媛の経済の現況と見通し	5
3	就業構造基本調査でみる愛媛の就業状況と非正規就業	7
4	愛媛の中小企業の経営と雇用	9

II 賃金をめぐる問題

5	春季生活闘争と格差是正の取り組み	11
6	毎月勤労統計でみる愛媛の賃金	13
7	時間賃金と賃金格差	15
8	企業規模間賃金格差の実態	17
9	大きい男女間の賃金格差	19
10	パートタイム女性労働者の賃金（非正規労働者の賃金実態）	21
11	地域最低賃金の引き上げについて	23
12	賃金決定機構と愛媛の賃金構造	25
13	連合愛媛賃金実態調査と地域ミニマム運動	27

III 雇用の状況

14	県内の雇用情勢	31
15	失業・雇用情勢と「非正規労働者」	33
16	組織率の低下と組織化の課題	35

IV 労働時間をめぐる問題

17	愛媛の労働時間の動向	37
18	労働時間の産業・規模間格差のは正を	39
19	サービス残業の実態について	41

V 高齢者の状況

20 進む愛媛の高齢化 43
21 要介護（要支援）認定者数の状況 45

VI 生活環境と生活問題

22 松山市の消費者物価指数 47
23 子どもの教育費 48
24 愛媛の勤労者の景況感とくらし（第7回愛媛勤労者定期観測調査 結果速報） 49
図表一覧 53

I 経済・社会の状況

1 2014年愛媛の社会・経済の動き

愛媛県内	国内・国際
<p>1月</p> <p>1. 8 松山ロープウェー商店街、経済産業省が紹介する「がんばる商店街30選」に選出。</p> <p>1. 9 中国東方航空松山支店、運航する松山ー上海線の2月、3月の全便欠航を発表。</p> <p>1. 11 東京商工リサーチ松山支店、2013年の県内企業倒産状況を発表。倒産件数は1965年の集計開始以来、過去最少。</p> <p>1. 20 全日本スキー連盟、ソチ冬季五輪スノーボードハーフパイプ男子に松山市出身の青野令選手を選出。</p> <p>1. 23 JA西宇和、2013年度産温州ミカンの販売総額が99億円で過去最高となる見通しを発表。</p>	<p>1月</p> <p>1. 7 日本原燃、建設中の青森県六ヶ所村使用済み核燃料再処理工場について、新規制基準審査を原子力規制委員会に申請。</p> <p>1. 15 広島沖、海上自衛隊の輸送艦「おおすみ」と釣り船が衝突。</p> <p>1. 19 任期満了に伴う名護市長選挙、投開票。米軍普天間飛行場の辺野古移設反対を訴えた現職の稻峰進氏が再選。</p> <p>1. 24 2020年東京五輪・パラリンピック組織委員会が発足。</p> <p>1. 27 文部科学省、中学・高校の学習指導要領解説書を改訂し、尖閣諸島と竹島を「我が国固有の領土」と明記することを決定。</p> <p>1. 30 理研、新型万能細胞「S T A P 細胞」の作製に成功したと発表。 (6月4日、ユニットリーダーの小保方氏、発表論文にかかる捏造、改ざんの疑いで発表論文を撤回。)</p>
<p>2月</p> <p>2. 3 愛媛大、世界初となる「超高压でも含水鉱物存在」の証明を発表。</p> <p>2. 4 四電工、松山・クラボウ工場跡地にメガソーラー建設を発表。</p> <p>2. 10 愛媛県、宇和海で大型クジラ目撃を発表し、注意喚起。</p> <p>2. 10 2017年愛媛国体専門委員会が初会合。</p> <p>2. 20 新型インフルエンザH1N1型のうち、抗インフルエンザ薬が効きにくい耐性ウィルスを愛媛県内で初確認。</p> <p>2. 26 上島町、上島架橋の愛称を「ゆめしま海道」に決定。</p> <p>2. 28 久万高原町、営業休止中の町有美川スキー場の廃止方針を決定。</p>	<p>2月</p> <p>2. 5 「両耳が聞こえない作曲家」とされた佐村河内氏、作曲の別人依頼が判明。</p> <p>2. 6 2013年度補正予算が参院で可決、成立。総額5兆4,654億円。</p> <p>2. 7 冬季ソチ五輪、開幕。日本はフィギュアスケート男子で羽生結弦が金メダルを獲得するなど、計8個のメダルを獲得。</p> <p>2. 9 東京都知事選挙、投開票。舛添要一・元厚生労働相、初当選。</p> <p>2. 27 大阪市橋本市長、「大阪都構想」をめぐり辞職。出直し選に再出馬を表明。</p> <p>2. 27 ウクライナ、親ロシア政権が崩壊。</p>
<p>3月</p> <p>3. 5 愛媛大、紙研究拠点「紙産業イノベーションセンター」を四国中央市に開設することを発表。</p> <p>3. 14 伊予灘を震源とするM6.2の地震発生。西予で震度5強。</p> <p>3. 15 初代新幹線0系をイメージした観光列車「鉄道ホビートレイン」の運行がスタート。</p> <p>3. 16 国道33号と国道56号を結ぶ地域高規格道路「松山外環状道路」、井門ICー古川IC間の一般利用スタート。</p> <p>3. 21 愛媛、広島両県島しょ部などが舞台の博覧会「瀬戸内しまのわ2014」が開幕。</p> <p>3. 26 西条市庁舎新館が完成。</p> <p>3. 28 愛媛県、第35回全国健康福祉祭の2022年度開催決定を発表。</p>	<p>3月</p> <p>3. 12 2014年春闘、大手製造業が一斉回答。自動車、電機、造船・重機、鉄鋼の多くがベア獲得。</p> <p>3. 20 2014年度当初予算、参院で可決、成立。一般会計総額95兆8,823億円。</p> <p>3. 23 大阪市長選挙投開票。前市長の橋下徹氏が再選。投票率は過去最低の23.59%。</p> <p>3. 26 大相撲春場所初優勝の大関鶴竜、第71代横綱昇進。</p> <p>3. 27 みんなの党渡辺代表、8億円借り入れをめぐる政治資金報告書への記載問題が発覚。</p> <p>3. 27 「袴田事件」を巡る第2次再審請求で静岡地裁、再審開始と死刑・拘置の執行停止を決定。袴田巖元被告は48年ぶりの釈放。</p>

愛媛県内	国内・国際
4月	4月
4. 8 松山市、産業廃棄物最終処分場問題で、産廃処理会社「レッグ」に対し、廃棄物処理法違反の疑いで県警に告発。	4. 1 消費税8%スタート。消費税増税は17年ぶり。
4. 9 村上水軍題材の小説「村上海賊の娘」2014年本屋大賞を受賞。	4. 1 政府、武器輸出3原則に代わる「防衛装備移転3原則」を閣議決定。
4. 10 道後温泉本館改築120年記念芸術祭「道後オンセナート2014」が開幕。	4. 7 みんなの党の渡辺代表、代表辞任を表明。11日、新代表に浅尾幹事長を選出。
4. 13 任期満了に伴う、伊方町長選挙投開票。現職、山下和彦氏が3選。	4. 11 政府、新「エネルギー基本計画」を閣議決定。民主党政権の「2030年代原発ゼロ」方針を撤回。
4. 22 愛媛県人口、140万人を割り、139万人台となる見通しが判明。	4. 15 総務省発表の人口推計、65歳以上が1950年以降初めて総人口の25%を超えたことが判明。
4. 27 任期満了に伴う松山市議選（定数43＝現行比2減）、投開票。新人15人当選、前職1人が返り咲き。現職は32人中27人が再選、5人が落選。投票率48.66%で戦後最低。	4. 16 韓国の旅客船「セウォル号」沈没事故。多数の死傷者。
5月	5月
5. 8 日本創成会議人口減少問題検討分科会、全国市区町村別の2040年推計人口を発表。県内20市町のうち「消滅可能性都市」は65%の13市町で、全国の49.8%を15.2ポイントも上回る結果。	5. 15 安倍首相、集団的自衛権行使限定容認に向け憲法解釈の見直し検討を表明。
5. 9 愛媛県知事、国内初発生のキウイフルーツかいよう病「Psa3系統」の感染拡大に対し、緊急防除対策事業実施を発表。	5. 17 警視庁、覚醒剤取締法違反の疑いで「CHAGE and ASKA」のASKA容疑者らを逮捕。
5. 22 J.A西宇和、かんきつ産地の担い手確保を目指す「西宇和みかん支援隊」を発足。	5. 23 8月11日を国民の祝日「山の日」とする改正祝日法が参院で可決、成立。
5. 26 松山市、2013年の観光客数を発表。564万2,500人で3年ぶり増。	5. 29 日本維新の会、党執行役員会で「分党」決定。
5. 29 政府「地域活性化モデルケース」、西条市の「西条農業革新都市プロジェクト」を選出。	5. 30 厚生労働省、4月有効求人倍率1.08倍と発表。バブル崩壊後最高値と並ぶ。
6月	6月
6. 1 松山市出身プロゴルファー松山英樹、日本人4人目最年少での米ツアー初優勝。	6. 4 厚生労働省、2013年人口動態統計を発表。子供の出生数最少の102万9,800人、出生率は1.43。
6. 7 「瀬戸内しまのわ2014」特別企画、歌舞伎俳優の市川海老蔵さんを招いた「しまなみ歌舞伎」が大山祇神社で開催。	6. 12 サッカーWカップブラジル大会、開幕。24日、日本はグループリーグ敗退。7月13日、ドイツが優勝。
6. 10 愛媛県、松山空港の利用状況を発表。LC開設などの効果で前年比11.4%増。	6. 13 憲法改正手続きを定めた改正国民投票法、参院で可決、成立。
6. 16 劇場と地域をつなぐ役割を担う、坊っちゃん劇場後援会が発足。	6. 18 医療・介護総合推進法が参院で可決、成立。年金収入280万円以上の人の自己負担割合を引き上げ。
6. 16 D.I.Oジャパン、西予コールセンターを6月末までに閉鎖する方針が判明。	6. 21 ユネスコ世界遺産委員会、「富岡製糸場と絹産業遺産群」を世界文化遺産に登録決定。
6. 21 内子町、内子座創建100周年に向けた記念事業をスタート。	

愛媛県内	国内・国際
<p>7月</p> <p>7. 2 J R四国、観光列車「伊予灘ものがたり」を公開。26日から運行スタート。</p> <p>7. 12 西予市明浜町と宇和島市吉田町を結ぶ俵津玉津トンネル、開通。</p> <p>7. 17 第15回直木賞、今治市出身の黒川博行さんの「破門」が受賞。</p> <p>7. 19瀬戸内しまなみ海道、自転車道の通行無料化がスタート。</p> <p>7. 23 松山市道後温泉活性化計画審議会、観光客向け新施設「女帝の湯」新設等を承認。</p> <p>7. 23 日本体育協会理事会、第72回国体の愛媛県開催を正式決定。</p>	<p>7月</p> <p>7. 1 政府、集団的自衛権行使を限定容認する新政府見解を閣議決定。</p> <p>7. 2 英科学誌ネイチャー、S T A P細胞論文撤回を発表。</p> <p>7. 16 原子力規制委員会、九州電力川内原発1、2号機について新安全基準での合格了承。</p> <p>7. 17 ウクライナ上空飛行中のマレーシア旅客機撃墜。18日、ウクライナのポロシェンコ大統領、親露派武装集団が撃墜したと発表。</p> <p>7. 29 中央最低賃金審議会小委員会、今年度引き上げ目安額を決定。手取り収入が生活保護給付を下回る「逆転現象」が解消。</p>
<p>8月</p> <p>8. 1 第24回世界少年野球大会愛媛大会、開幕。</p> <p>8. 3 第7回全国高校書道パフォーマンス選手権大会、地元三島高が6年ぶり優勝。</p> <p>8. 7 中村県知事、部局横断の人口問題プロジェクトチーム設置を発表。</p> <p>8. 12 第96回全国高校野球選手権大会が開幕。愛媛代表は小松高校が初出場。</p> <p>8. 18 愛媛県、伊方原発の放射能漏えい時に甲状腺被ばくを抑える安定ヨウ素剤の事前配布を発表。</p> <p>8. 21 伊方杜氏協同組合、組合員の減少による解散決定。</p>	<p>8月</p> <p>8. 1 新党「次世代の党」が発足。</p> <p>8. 5 朝日新聞、慰安婦報道をめぐる記事の取り消しを発表。</p> <p>8. 8 世界保健機関、西アフリカで感染拡大するエボラ出血熱について「国際的な公衆衛生上の緊急事態」を宣言。</p> <p>8. 20 広島市北部で土砂崩れ、死者・行方不明74人。</p> <p>8. 28 ウクライナのポロシェンコ大統領、親露派武装勢力を支援する露軍のウクライナ侵入を発表。</p>
<p>9月</p> <p>9. 2 済美高野球部監督、上甲正典氏死去。</p> <p>9. 3 塩崎恭久衆院議員、第2次安倍改造内閣に厚生労働相として入閣。</p> <p>9. 5 愛媛県、9月補正予算案を発表。緊急防災・減災対策、病被害対策を柱に一般会計で104億931万円。</p> <p>9. 19 八幡浜市、ご当地グルメの振興を目的に「八幡浜ちゃんぽん振興条例」を制定。</p> <p>9. 23 昨年8月に焼失した宝厳寺、再建計画を決定。</p> <p>9. 27 伊予鉄道、「サイクルトレイン」の実証実験スタート。</p>	<p>9月</p> <p>9. 3 第2次安倍改造内閣が発足。</p> <p>9. 8 プロテニスプレイヤー錦織圭選手、全米オープンで日本選手初となる四大大会シングルス準優勝。</p> <p>9. 19 英北部スコットランド独立の是非を問う住民投票、英との連合は維持する結果。</p> <p>9. 22 新党「維新の党」が発足。</p> <p>9. 27 長野、岐阜両県境の御嶽山噴火、多数の死傷者発生。</p> <p>9. 30 東京都、デング熱で代々木公園を閉鎖。</p>

愛媛県内	国内・国際
<p>10月</p> <p>10. 1 厚生労働省、年次有給休暇取得を促すモデル事業を新居浜市など全国2市で実施すると発表。</p> <p>10. 7 大洲市出身の中村修二さん、ノーベル物理学賞を受賞。</p> <p>10. 9 県人事委員会、2014年度の県職員給与を民間水準に合わせるため、引き上げを勧告。</p> <p>10. 25 瀬戸内しまなみ海道振興協議会と台湾サイクリスト協会、しまなみ海道と日月潭サイクリングコースの姉妹自転車道協定を締結。</p> <p>10. 26 国内最大級のサイクリング大会「サイクリングしまなみ」開催。本大会をもって「瀬戸内しまのわ2014」閉幕。</p>	<p>10月</p> <p>10. 7 スウェーデン王立科学アカデミー、2014年ノーベル物理学賞を青色発光LED開発に寄与した赤崎勇氏と天野浩氏、中村修二氏に贈ると発表。</p> <p>10. 9 最高裁、アスベスト被害をめぐる裁判で国の賠償責任を認める判決。</p> <p>10. 17 太田国土交通相、JR東海のリニア中央新幹線の工事実施計画を認可。</p> <p>10. 20 小渕優子経済産業相と松島みどり法相、閣僚辞任。</p> <p>10. 28 鹿児島県川内市の岩切市長、川内原発再稼働へ同意を表明。</p> <p>10. 31 日本銀行、年80兆円となる追加金融緩和策を決定。</p>
<p>11月</p> <p>11. 1 サッカー元日本代表監督の岡田武史氏、FC今治オーナーに就任。</p> <p>11. 4 「瀬戸内しまのわ2014」が2014年度グッドデザイン賞を受賞。</p> <p>11. 13 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部、上島町を交通安全対策優良市町表彰。</p> <p>11. 16 任期満了に伴う愛媛県知事選、投開票。現職の中村時広氏、再選。投票率は42.93%で、過去最低。</p> <p>11. 16 任期満了に伴う松山市長選挙、投開票。現職の野志克仁氏、再選。投票率は48.36%。</p> <p>11. 23 プロ野球楽天ドラフト1位指名の済美高の安楽智大投手、入団合意。</p>	<p>11月</p> <p>11. 10 俳優の高倉健さん、死去。</p> <p>11. 16 沖縄県知事選、投開票。普天間飛行場辺野古移設反対派の新人翁長雄志氏が初当選。</p> <p>11. 18 安倍首相、消費税率10%への引き上げ先送りと、21日の衆院解散を表明。</p> <p>11. 21 衆院解散。12月2日公示・14日投開票。</p> <p>11. 22 長野北部、震度6弱の強い地震発生。</p> <p>11. 23 大相撲横綱白鵬、歴代最多に並ぶ32度目の優勝。</p> <p>11. 28 みんなの党浅尾代表、党の解党を発表。</p>
<p>12月</p> <p>12. 1 愛媛大工学部、「工学部イノベーションセンター」を開設。</p> <p>12. 2 市廃棄物処理施設審議会、レッギ対策費を70億6,100万円とする事業詳細設計を野志市長に答申。</p> <p>12. 11 愛媛県、大洲市長浜地区「長浜大橋」が国重要文化財に指定されたと発表。</p> <p>12. 14 第47回衆院選、投開票。自民党が県内全小選挙区の議席を占める結果。比例四国で愛媛県からは維新新人が復活当選。投票率は49.80%。</p> <p>12. 22 本堂などを焼失した宝厳寺、再建工事がスタート。</p> <p>12. 26 大日本住友製薬、2018年度を目指とした愛媛工場閉鎖を発表。</p> <p>12. 28 全国高校バスケット女子、愛媛代表聖カタリナが3位入賞。</p>	<p>12月</p> <p>12. 3 自動車部品大手タカタをめぐり、米当局、強制リコールの手続き開始を表明。</p> <p>12. 3 JAXA、小惑星探査機「はやぶさ2」の打ち上げ成功を発表。</p> <p>12. 9 最高裁、ヘイトスピーチを「違法」とする判決。</p> <p>12. 10 特定秘密保護法、施行。</p> <p>12. 14 第47回衆院選、投開票。与党自公が325議席獲得。民主党73議席。投票率52.66%で戦後最低。</p> <p>12. 15 民主党海江田代表、衆院選落選を受け、代表辞任を表明。</p> <p>12. 19 理化学研究所、STAP細胞実証実験の打ち切りを発表。</p> <p>12. 24 第3次安倍内閣が発足。</p>

資料出所 「愛媛新聞」記事等により作成。

2 愛媛の経済の現況と見通し

リーマンショックによって急速に停滞した国内経済も、2009年春を底に景気循環は拡張局面に移行した。その後の東日本大震災が発生や、欧州債務危機による世界経済の減速、歴史的な円高の進行など、度重なる外生的ショックに見舞われながらも、財政出動などにより持ち直しの動きを持続させてきた。

2012年暮れに発足した第二次安倍内閣では、デフレ脱却に向けた“アベノミクス”政策が実施され、日銀異次元金融緩和などにより円安が進行、株価も回復の基調を見せている。こうした動きを、個人消費の底支えによる確固たる景気回復につなげるためには、労働者賃金の上昇など、労働者個々人に景気回復の実感がもたらされなくてはならない。

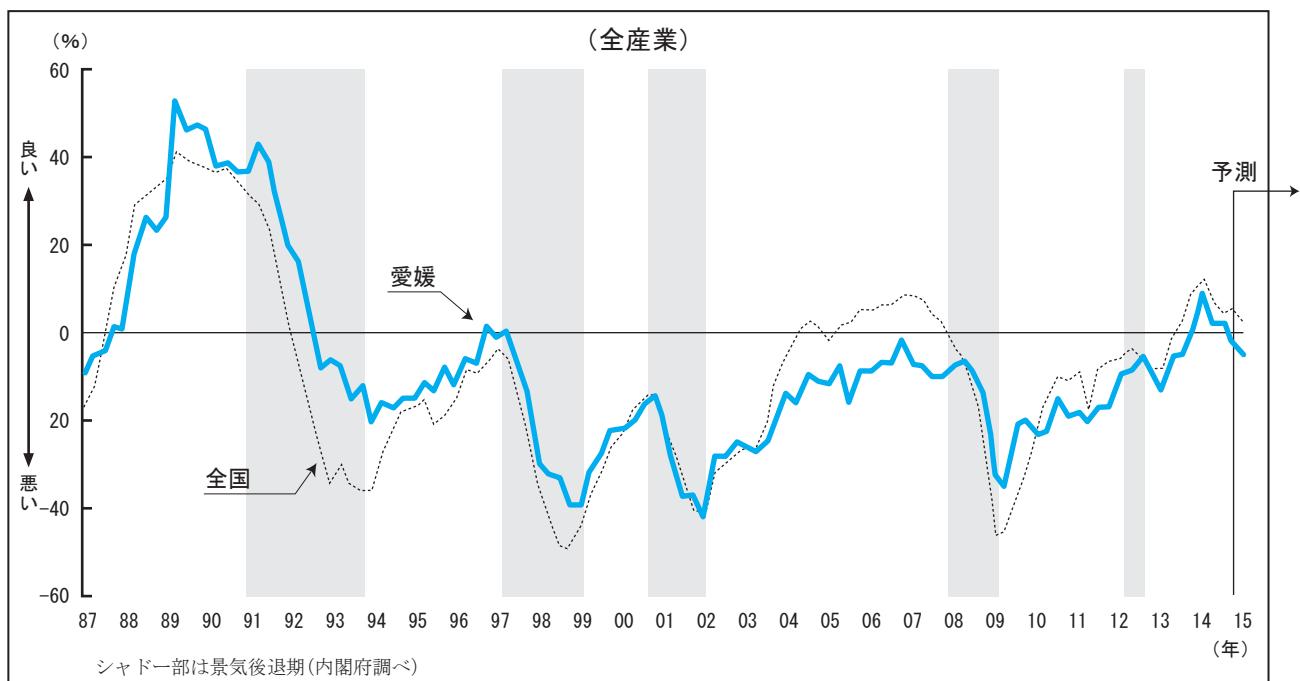
2014年の業況判断の推移を、日本銀行松山支店の「短期経済観測調査」（2014年12月）でみると、全産業での業況判断は9月調査比で5ポイント悪化となっており、今後の先行きについては、2ポイント

悪化で「悪い」超幅が拡大する見通しとなっている。
(2014年3月調査／9 ⇒ 6月調査／2 ⇒ 9月調査／2 ⇒ 12月調査／▲3 ⇒ 15年3月見通し／▲5)

日本銀行「企業短期経済観測調査」

日本銀行が年4回（3月、6月、9月、12月）に行う企業へのアンケート調査。略称「日銀短観」という。調査内容は、企業の業況判断、製品需給・在庫・価格判断、売上・収益計画、設備投資計画など。景気に関する企業の判断を求め、「良い」と見る企業の割合から「悪い」とする割合を差し引いたものを業況判断指数として発表している。

図2 愛媛の業況判断の長期的推移



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

表2 全国と愛媛の主要経済指標

愛媛県	鉱工業生産指数 (季節調整値) 2010年=100		新設住宅着工		大型小売店販売額		新車登録・届出台数 (普通・軽自乗用車)		企業倒産		
	指数	前年比*	戸	前年比	億円	前年比**	台	前年比	件数	負債額	
2010年	100.0	8.0	6,517	-4.2	2,003	-5.3	44,250	6.3	132	300	
2011年	98.7	-1.3	7,262	11.4	2,042	1.3	35,104	-20.7	90	284	
2012年	96.8	-1.9	7,535	3.8	2,046	-0.3	47,094	34.2	92	286	
2013年	94.1	-2.8	8,613	14.3	2,062	-2.3	45,919	-2.5	59	124	
2014年	1月	96.3	3.2	521	-23.2	182	-2.5	4,689	34.6	7	62
	2月	105.4	16.2	696	30.3	152	-1.3	5,526	25.9	5	4
	3月	102.6	0.6	685	-18.5	207	14.2	6,844	19.4	4	6
	4月	96.2	3.4	573	-16.4	149	-11.1	3,049	-3.7	3	6
	5月	94.6	-1.7	517	-3.2	165	-4.4	3,040	-1.3	4	6
	6月	98.4	7.1	569	-28.4	165	-5.4	3,670	-2.2	8	97
	7月	89.3	-7.1	464	-45.7	181	-4.8	3,672	-5.3	6	13
	8月	92.4	2.4	716	2.3	172	-2.0	2,793	-14.9	8	12
	9月	92.7	-2.1	521	-29.5	158	-3.1	4,244	1.4	4	63
	10月	88.8	-5.7	554	-24.7	171	-2.7	3,425	-0.3	7	9
調査機関	愛媛県統計課	国土交通省	四国経済産業局	四国運輸局	東京商工リサーチ						

全国	鉱工業生産指数 (季節調整値) 2010年=100		新設住宅着工		大型小売店販売額		乗用車新車販売台数 (普通・小型車)		企業倒産		
	指数	前年比*	戸	前年比	億円	前年比**	台	前年比	件数	負債額	
2010年	100.0	15.6	813,126	3.1	195,791	-2.6	2,927,602	10.9	13,321	71,608	
2011年	97.2	-2.8	834,117	2.6	195,933	-1.8	2,386,036	-18.5	12,734	35,929	
2012年	97.8	0.6	882,797	5.8	195,916	-0.8	3,014,651	26.3	12,124	38,346	
2013年	97.0	-0.8	980,025	11.0	197,774	-0.4	2,872,111	-4.7	10,855	27,823	
2014年	1月	103.9	10.6	77,843	12.3	17,117	0.0	264,278	28.0	864	3,151
	2月	101.5	7.0	69,689	1.0	14,690	1.3	300,007	14.7	782	1,162
	3月	102.2	7.4	69,411	-2.9	19,562	16.1	417,136	12.8	814	1,170
	4月	99.3	3.8	75,286	-3.3	14,677	-6.7	165,486	-11.8	914	1,411
	5月	100.0	1.0	67,791	-15.0	15,924	-1.2	178,653	-6.9	834	1,726
	6月	96.6	3.1	75,757	-9.5	16,317	-1.8	229,037	-1.8	865	1,920
	7月	97.0	-0.7	72,880	-14.1	17,174	-0.6	250,689	0.3	882	1,295
	8月	95.2	-3.3	73,771	-12.5	16,263	1.6	177,749	-5.9	727	1,358
	9月	98.0	0.8	75,882	-14.3	15,313	0.5	268,435	-5.5	827	1,368
	10月	98.2	-1.0	79,171	-12.3	16,064	0.0	206,683	-11.3	800	1,241
調査機関	経済産業省	国土交通省	経済産業省	日本自動車販売協会	東京商工リサーチ						

注) * 前年比は原指数による

** 前年比は既存店による

3 就業構造基本調査でみる愛媛の就業状況と非正規就業

2012年10月実施の「平成24年 就業構造基本調査」から、愛媛の就業状態をみてみると15歳以上人口123万3,000人のうち、普段の就業状態別にみると有業者は67万8,700人（平成19年同調査比33,900人減）、無業者は55万4,200人（同比7,000人増）となり有業率は55.0%となった。男女別における有業率では、女性有業率に目立った上昇が見られており、女性特有のM字型就業が解消に向かっていることが見て取れる。

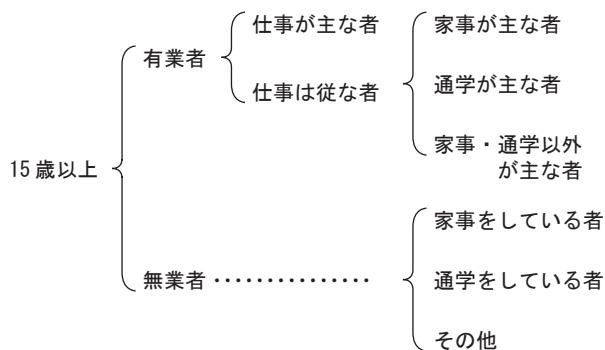
最近の社会情勢からみた就業状況の変化として、非正規就業者にスポットをあててみると、新規に就業した人の雇用形態が非正規である割合は37.8%となっており前回調査（34.2%）から3.6ポイント増加、男女別にみても同様で、毎年割合が増加して

きている。

さらに転職があった際の雇用形態間の移動をみてみると、平成19年10月から平成24年9月までの間の転職就業者数は9万5,500人で、そのうち「前職が正規の転職者」5万800人をみると、「転職先も正規」であった人は2万9,700人（58.5%）、「転職先が非正規」であった人が2万1,100人（41.5%）となっている。また「前職が非正規の転職者」は4万4,700人となっており、そのうち「転職先が正規」であった人は1万200人（22.8%）、「転職先も非正規」であった人が3万4,500人（77.2%）であった。

前回調査（平成19年度）との比較でみても、転職時の雇用形態間の移動で、正規から非正規に移る人の割合が増加していることがわかる。

「就業構造基本調査」では、15歳以上の者をふだんの就業・不就業の状態により、次のように区分している。



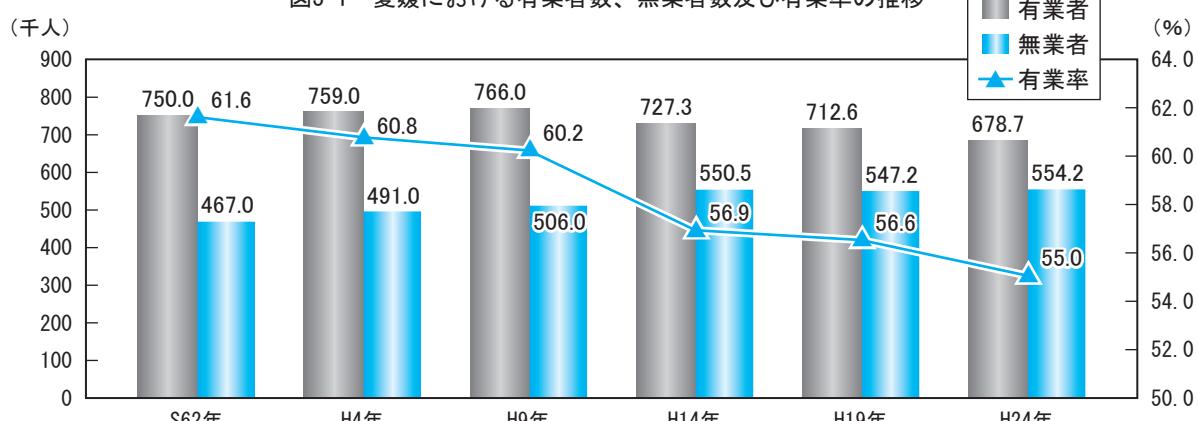
〈就業状態のとらえ方〉

国勢調査や労働力調査が月末一週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し就業構造基本調査ではふだんの就業・不就業の状態を把握している。

「有業者」… ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者。

「無業者」… ふだん仕事をしていない者。すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時にしか仕事をしていない者。

図3-1 愛媛における有業者数、無業者数及び有業率の推移



資料出所 総務省統計局「就業構造基本調査」各年版により作成。以下同じ。

図3-2 愛媛の年齢別有業率

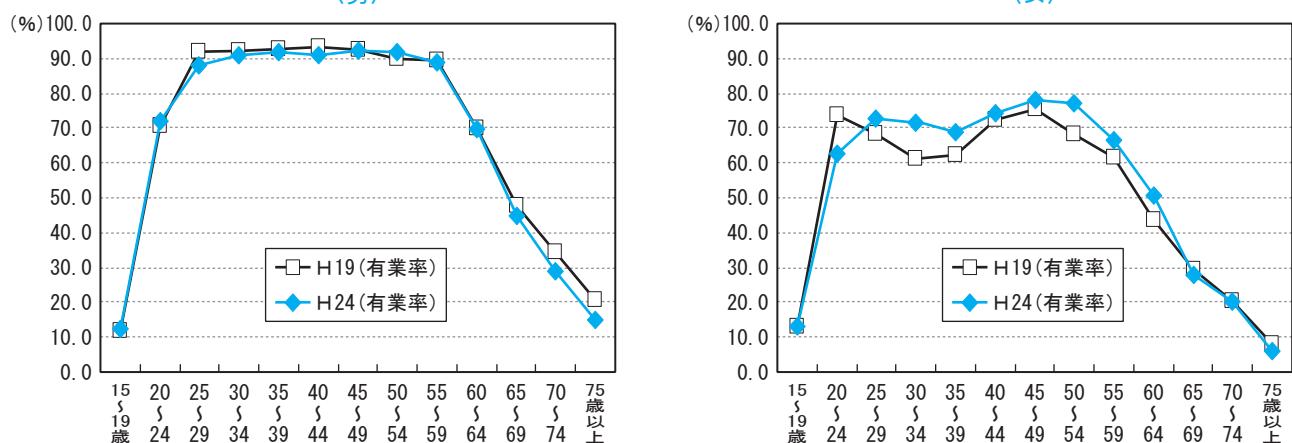


図3-3 愛媛における新規就業者に占める「非正規就業者」の割合の推移

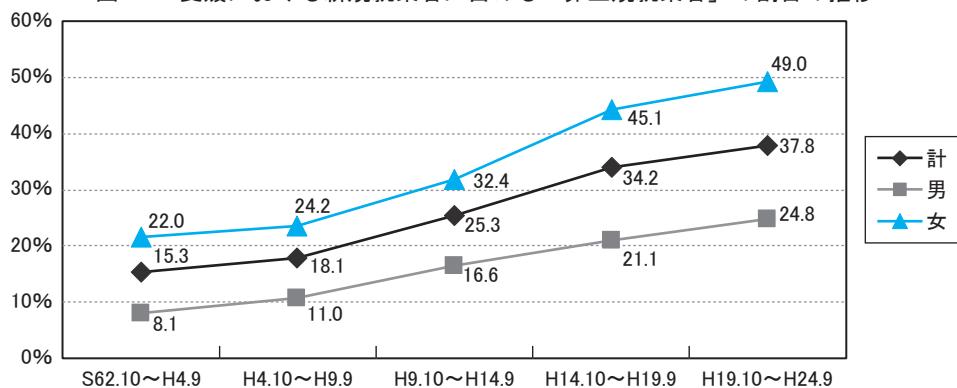
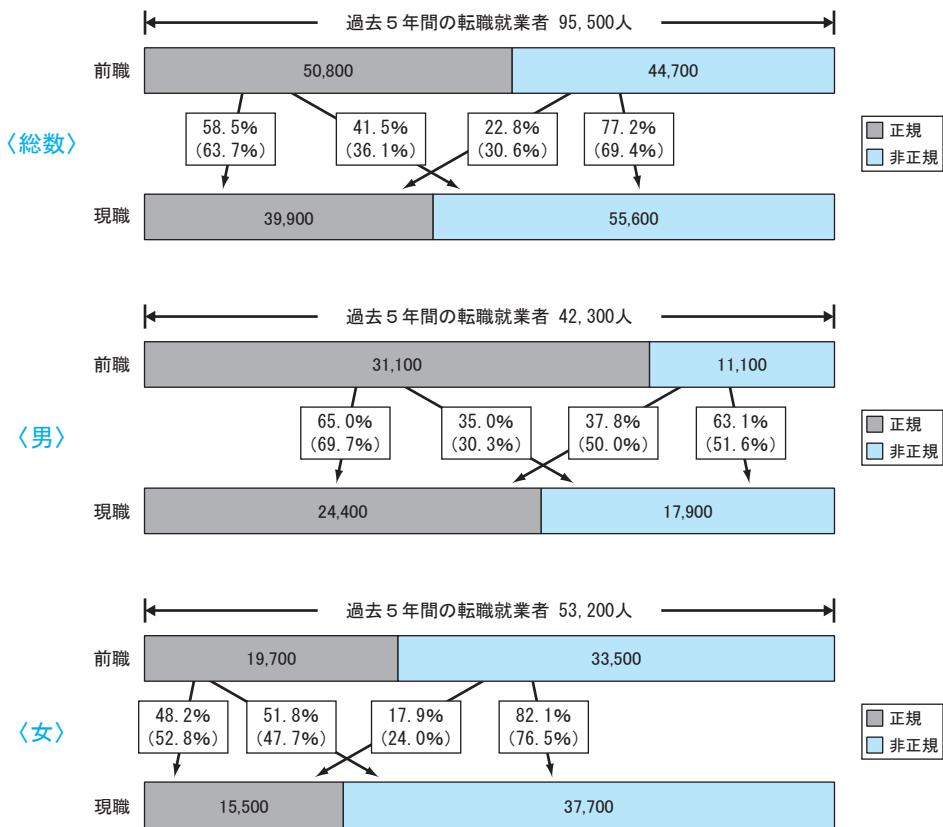


図3-4 愛媛における雇用形態間の就業移動状況（平成19年10月以降の5年間）



注1) () 内は平成19年調査の数値。

注2) 数値は単位未満を四捨五入しているため、内容の合計値の計と必ずしも一致しない。

4 愛媛の中小企業の経営と雇用

愛媛県中小企業団体中央会が2013年7月に実施した「愛媛県における中小企業の労働事情調査」結果によると、従業員300人以下の251事業所のうち、経営状況が「良い」とする事業所は11.2%、「変わらない」が51.2%、「悪い」が37.6%であった。経営状況を「悪い」とする回答が前年度(44.8%)に比べて7.2ポイント減少した。

今後の方針としては、「現状維持」が最も多く64.6%、「強化拡大」が23.8%、「縮小」が7.7%の順序となっている。

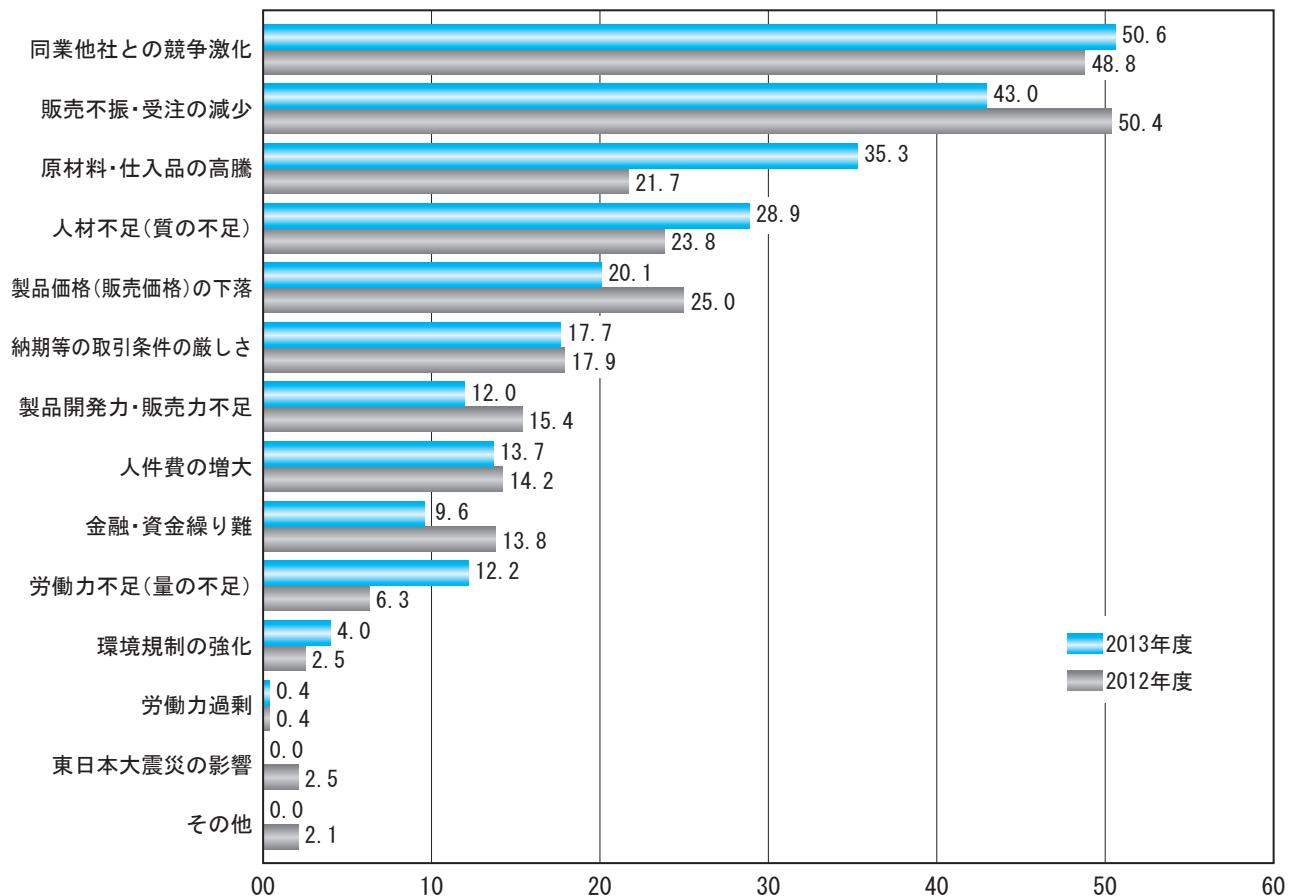
経営上のあい路については、「同業他社との競争激化」が50.6%で最も高く、ついで「販売不振・受注の減少」が43.0%、「原材料・仕入品の高騰」が35.3%となっており、この三つの要因が経営上の大間違い路になっている。

経営上の強みでは、「製品の品質・精度の高さ」が23.6%で最も高く、ついで「顧客への納品・サービスの速さ」が23.2%、「商品・サービスの質の高さ」が22.8%と続いている。企業や商品のブランド力、営業力や、企画・提案力といった項目は相対的に低い結果となっている。こうした中小企業の弱みを克服するために、愛媛県においては行政や民間企業などオール愛媛の体制で国内・海外にむけたPRや販路開拓等のビジネスマッチングが進められている。

中小企業団体中央会

中小企業等協同組合法に基づいて、全国に全国中小企業団体中央会と47都道府県に各都道府県中小企業団体中央会が設置されており、地区内の中小企業団体を会員とする特別法人で、中小企業組織化の指導とその関連事業を主な業務としている。

図4-1 愛媛の中小企業の経営上のあい路



資料出所 愛媛県中小企業団体中央会『愛媛県における中小企業の労働事情』(2013年7月調査)より作成。以下、同じ。

図4-2 愛媛の中小企業の経営状況

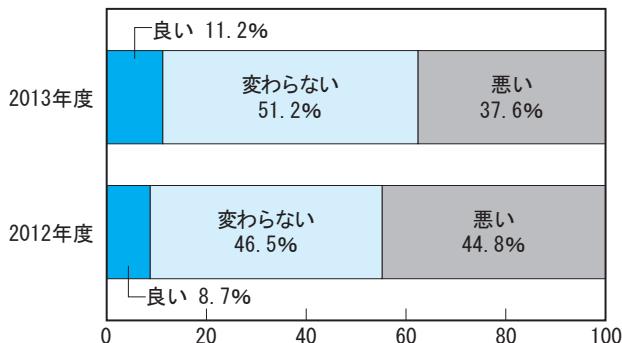


図4-3 愛媛の中小企業の今後の経営方針

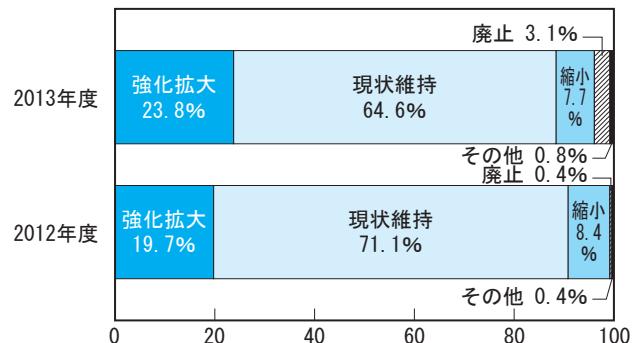


図4-4 愛媛の中小企業の経営上の強み（上位3項目）

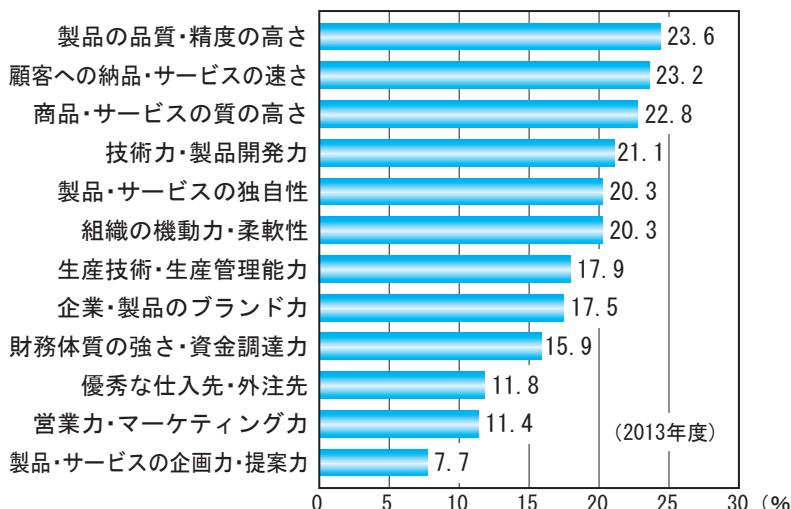


図4-5 労働組合の組織状況（2013年度）

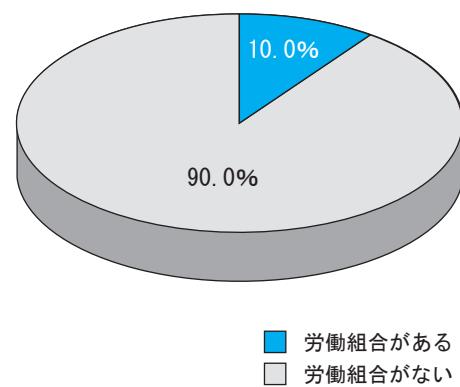


表4-1 愛媛の中小企業の女性常用労働者比率（2013年度）

(単位：%)

	0%	10%未満	10~20%	20~30%	30~50%	50~70%	70%以上	100%	平均値
産業計	5.6	17.1	26.4	14.7	14.3	13.9	6.8	1.2	28.60
製造業	9.2	15.3	22.8	10.7	16.0	14.5	10.7	0.8	30.93
非製造業	1.7	19.2	30.0	19.2	12.5	13.2	2.5	1.7	26.05
1～4人	37.9	—	—	3.4	13.8	41.5	—	3.4	31.32
5～9人	4.7	—	32.5	27.9	23.3	9.3	—	2.3	27.52
10～29人	1.5	21.2	25.8	13.6	15.2	10.6	10.6	1.5	31.38
30～99人	—	27.6	30.4	11.8	9.2	9.2	11.8	—	27.46
100～300人	—	21.6	32.5	16.2	13.5	13.5	2.7	—	25.07
全国平均	7.5	11.7	22.7	18.2	16.8	13.4	6.5	3.2	30.72

表4-2 愛媛の中小企業のパートタイム労働者比率（2013年度）

(単位：%)

	0%	10%未満	10~20%	20~30%	30~50%	50~70%	70%以上	平均値
産業計	44.1	23.1	10.0	6.0	8.0	6.0	2.8	12.35
製造業	42.0	21.3	12.2	6.9	9.2	6.1	2.3	12.60
非製造業	46.7	25.0	7.5	5.0	6.7	5.8	3.3	12.07
1～4人	74.1	—	—	3.7	3.7	14.8	3.7	12.96
5～9人	54.8	—	16.7	7.1	9.5	9.5	2.4	14.38
10～29人	44.0	24.2	10.6	9.1	9.1	1.5	1.5	10.60
30～99人	37.6	36.4	9.1	2.6	6.5	2.6	5.2	11.64
100～300人	25.6	35.8	10.3	7.7	10.3	10.3	—	14.10
全国平均	44.5	17.4	11.7	8.4	8.2	6.1	3.7	14.29

II 賃金をめぐる問題

5 春季生活闘争と格差是正の取り組み

愛媛の2014年の春季賃上げ結果を、連合愛媛の集計結果でみると要求額8,937円に対して、妥結額は加重平均で5,084円（賃上げ率1.90%）であった。前年に比べ額で674円増、率で0.24ポイントの上昇となった。

これらを企業規模別でみると全体集計の「300～999人」規模では要求額6,990円、妥結額が4,688円（賃上げ率1.68%）、地場集計の「99人以下」規模では要求額7,233円、妥結額3,966円（賃上げ率1.77%）である。要求額では「99人以下」が243円上回っていたが、妥結額では差が広がり逆に722円下回っている。

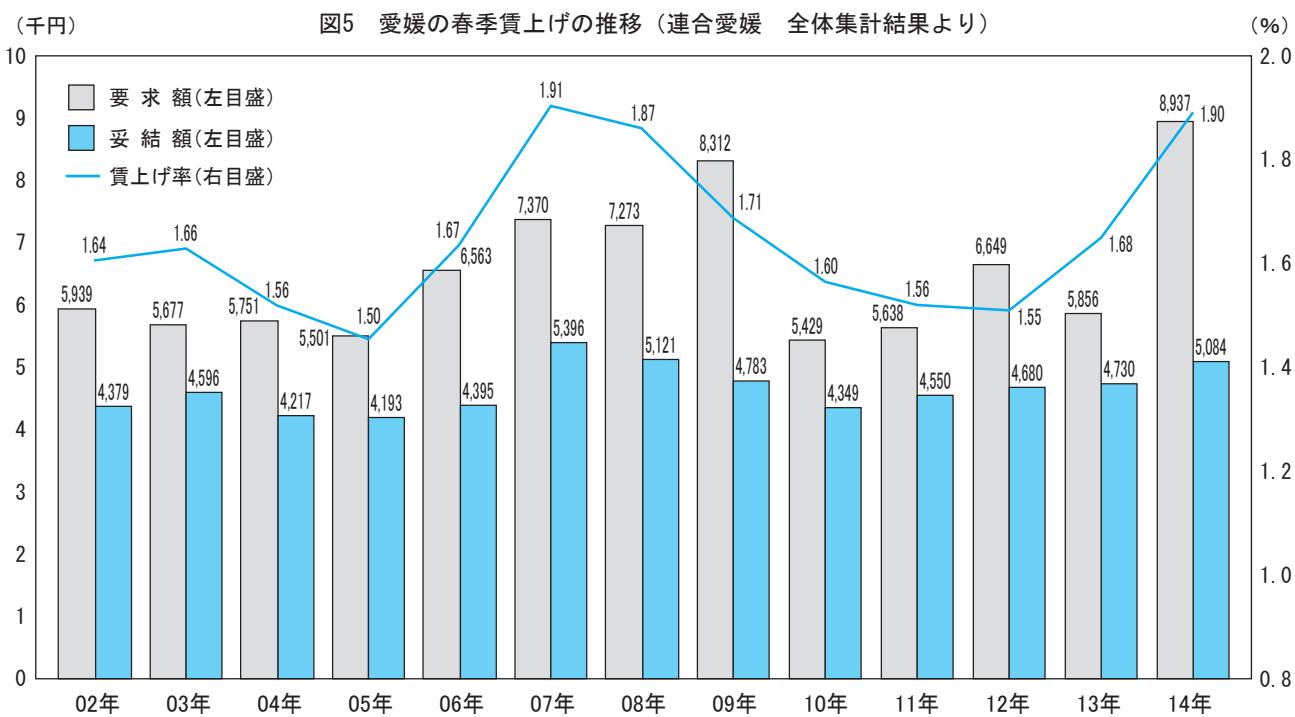
企業規模による妥結額の格差を解決することは春季賃上げをめぐる課題の一つである。しかしながら中小企業では、賃金体系が整備されていない実態も多くあり、そういったところでは、定期昇給やベアの区分も明らかではないため「賃金カーブの維持」といった要求設定は困難となってくる。そういった

中において、27ページから掲載する「13 地域ミニマムの運動」は重要な意義をもっている。

また、大企業と中小企業に格差があるように、正規労働者と非正規労働者の雇用形態間においても格差が存在する。近年の「底」が抜けてしまった賃金水準低下にはどめをかけるには、「非正規労働者」への波及に重点を置き、労働者全体の賃金として「底上げ・底支え」と「格差是正」を図っていくことが必要である。

ベースアップと定期昇給

ベースアップとは、賃金表の書き換えにより個別賃金水準を引き上げることをいう。一方、定期昇給とは、賃金表上の移動により個人別の賃金が上昇のすることをいう。例えば、34歳の人の賃上げは、34→35歳の定期昇給+35歳のベースアップとなる。定期昇給が制度化されていない場合、定期昇給に相当する部分を交渉で確保しなければ、個別賃金水準が低下することになる。



資料出所 連合愛媛集計結果より

表5-1 連合愛媛の賃上げ集計（全体集計・加重平均）

(単位:円、%)

	2014年				2013年	
	集計人数	要求額	回答・妥結額	賃上げ率	妥結額	賃上げ率
合計	13,532	8,937	5,084	1.90	4,410	1.66
1000人以上	4,871	11,925	6,059	2.27	5,170	1.95
300～999人	4,683	6,990	4,688	1.68	3,958	1.43
100～299人	2,583	7,896	4,543	1.69	4,380	1.65
99人以下	1,395	7,163	4,015	1.75	3,331	1.47

資料出所 連合愛媛集計（2014年6月2日現在）

表5-2 連合愛媛の賃上げ集計（地場集計・加重平均）

(単位:円、%)

	2014年				2013年	
	集計人数	要求額	回答・妥結額	賃上げ率	妥結額	賃上げ率
合計	8,475	7,808	4,130	1.64	3,634	1.46
1000人以上	2,650	8,903	4,904	1.85	4,442	1.69
300～999人	2,929	7,244	3,954	1.53	3,140	1.25
100～299人	1,799	7,331	3,375	1.43	3,596	1.49
99人以下	1,097	7,233	3,966	1.77	3,060	1.39

資料出所 連合愛媛集計（2014年6月2日現在）

表5-3 全国の賃上げ状況（連合集計）

(単位:円、%)

		要求額	妥結額	賃上げ率
2005年	全体計	5,757	4,908	1.68
2006年	全体計	6,563	5,237	1.79
2007年	全体計	6,584	5,523	1.86
2008年	全体計	7,038	5,523	1.88
2009年	全体計	8,053	4,848	1.67
2010年	全体計	5,648	4,805	1.67
2011年	全体計	5,860	4,924	1.71
2012年	全体計	5,969	4,902	1.72
2013年	全体計	5,926	4,922	1.74
2014年	全体計	8,223	5,928	2.07
	中小共闘	—	4,197	1.76

資料出所 連合 春季生活闘争賃上げ集計結果より（2014年7月1日集計）

(注) 2014年中小共闘については「回答・妥結」集計

表5-4 全国主要企業春季賃上げ状況の推移（厚生労働省集計）

(単位:円、%)

		妥結前平均賃金	要求額	妥結額	賃上げ率
全 国 主 要 企 業	1990年	252,752	20,727	15,026	5.94
	1995年	296,006	14,218	8,376	2.83
	2000年	315,347	8,529	6,499	2.06
	2005年	316,940	5,803	5,422	1.71
	2006年	316,723	7,099	5,661	1.79
	2007年	314,910	6,975	5,890	1.87
	2008年	308,948	7,300	6,149	1.99
	2009年	307,991	8,002	5,630	1.83
	2010年	303,151	5,761	5,516	1.82
	2011年	303,453	5,870	5,555	1.83
	2012年	303,238	6,403	5,400	1.78
	2013年	304,330	5,916	5,478	1.80
	2014年	306,469	8,618	6,711	2.19

資料出所 厚生労働省労政局労働組合課集計。

(注) 全国主要企業は、従業員数1,000人以上で、2003年までは資本金20億円以上、2004年以降は10億円以上の企業。90年以降は加重平均。

6 毎月勤労統計でみる愛媛の賃金

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によると、2013年の愛媛の常用労働者の事業所規模5人以上の平均月間現金給与総額は265,416円で前年比1.4%減となった。事業所規模30人以上では303,361円で前年比1.0%減となっている。

これらについて指数にしてその推移を示したのが図6である。2010年を100とした場合、2013年の事業所規模5人以上の平均月間現金給与総額（名目賃金指数）は100.0、事業所規模30人以上で100.5となっている。

現政権は「アベノミクスこの道しかない！」と、デフレからの脱却に力を入れようとしているが、底割れした賃金の回復がともなっていかなければ、物価の上昇は生活を一層厳しいものとする。

また、全国を100として見てみると、愛媛の水準

は事業所規模5人以上で84.5%、事業所規模30人以上で84.7%となり地域間で格差がある。

また、常用労働者を雇用形態別にわけた際、一般労働者の平均現金給与総額は、事業所規模5人以上では332,417円、事業所規模30人以上で360,130円となった。

厚生労働省「毎月勤労統計調査」

毎月の賃金、労働時間、雇用の全国的な変動と都道府県別の変動を把握することを目的とした調査。

現金給与額

賃金、給与、手当、賞与、その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額のこと。

現 金 給 与 総 額	• きまつて支給する給与	所定内給与	基本給、業績手当、 家族手当 等
	労働協約、就業規則等であらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給されるいわゆる基本給、家族手当等の給与のこと、超過労働給与を含む		時間外手当、 休日・深夜手当 等
• 特別に支払われた給与		賞与、ベースアップ等の追給、 結婚手当 等	

表6-1 毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別現金給与額（2013年）

[規模5人以上]

(平成22年=100)

賃金別 産業別	現金給与総額		きまつて支給する給与		所定内給与		特別に支払われた給与	
	25年 実数(円)	前年比(%)	25年 実数(円)	前年比(%)	25年 実数(円)	前年比(%)	25年 実数(円)	前年差(円)
調査産業計[愛媛県]	265,416	△ 1.4	225,542	△ 1.2	211,845	△ 1.2	39,874	△ 1,021
製造業	300,955	0.8	254,343	1.2	231,421	1.1	46,612	△ 530
卸売・小売業	220,433	△ 1.2	188,866	△ 0.3	179,311	△ 0.7	31,567	△ 2,016
医療、福祉	266,416	△ 3.1	226,386	△ 0.8	215,500	△ 1.0	40,030	△ 7,392
サービス業(他に分類されないもの)	196,412	△ 1.6	179,226	0.9	167,173	2.0	17,186	△ 4,487
調査産業計[全国]	314,054	0.0	260,353	△ 0.5	241,250	△ 0.6	53,701	1,159
全国結果との比較(全国=100)(%)	84.5							

[規模30人以上]

(平成22年=100)

賃金別 産業別	現金給与総額		きまつて支給する給与		所定内給与		特別に支払われた給与	
	25年 実数(円)	前年比(%)	25年 実数(円)	前年比(%)	25年 実数(円)	前年比(%)	25年 実数(円)	前年差(円)
調査産業計[愛媛県]	303,361	△ 1.0	253,740	0.0	235,453	0.1	49,621	△ 2,744
製造業	330,793	△ 1.2	272,080	△ 0.8	246,389	△ 0.1	58,713	△ 1,644
卸売・小売業	233,995	1.1	202,378	2.1	190,879	1.6	31,617	△ 1,462
医療、福祉	297,657	△ 2.5	252,074	1.2	239,065	0.8	45,583	△ 10,901
サービス業(他に分類されないもの)	188,993	△ 3.0	170,830	△ 1.8	156,546	△ 1.7	18,163	△ 2,419
調査産業計[全国]	357,977	0.3	289,150	△ 0.3	264,647	△ 0.5	68,827	1,972
全国結果との比較(全国=100)(%)	84.7							

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。以下、同じ。

図6 愛媛の名目賃金指数と前年比・前年同月比の推移

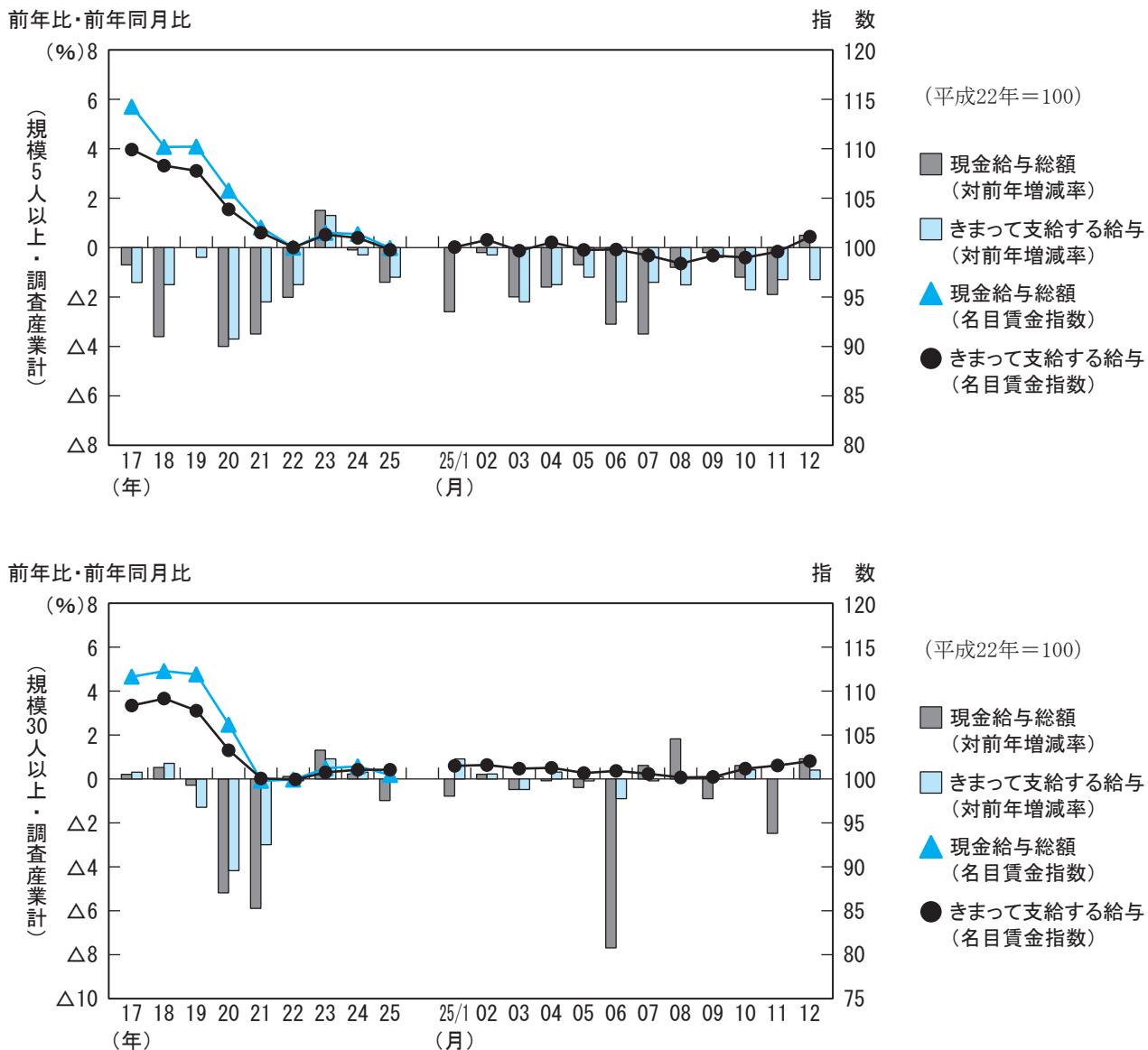


表6-2 愛媛の雇用形態別にみた1人平均月間現金給与額（2013年）

（平成25年平均）

（単位：円）

[規模5人以上]

産業	一般労働者					パートタイム労働者				
	現金給与総額	きまつて支給する給	所定内与	超過労働給	特別に支払われた給	現金給与総額	きまつて支給する給	所定内与	超過労働給	特別に支払われた給
調査産業計	332,417	278,327	260,170	18,157	54,090	90,475	87,715	85,663	2,052	2,760
製造業	334,007	280,578	254,415	26,163	53,429	85,271	83,147	81,375	1,772	2,124
卸売・小売業	317,210	264,673	248,988	15,685	52,537	89,239	86,099	84,855	1,244	3,140
医療, 福祉	311,210	260,763	247,218	13,545	50,447	122,680	116,075	113,722	2,353	6,605

[規模30人以上]

（単位：円）

産業	一般労働者					パートタイム労働者				
	現金給与総額	きまつて支給する給	所定内与	超過労働給	特別に支払われた給	現金給与総額	きまつて支給する給	所定内与	超過労働給	特別に支払われた給
調査産業計	360,130	297,545	275,151	22,394	62,585	100,472	97,185	93,576	3,609	3,287
製造業	363,810	297,577	268,758	28,819	66,233	85,894	82,957	80,465	2,492	2,937
卸売・小売業	320,076	270,667	253,544	17,123	49,409	92,963	90,495	88,211	2,284	2,468
医療, 福祉	345,745	289,232	273,228	16,004	56,513	130,298	122,755	120,170	2,585	7,543

7 時間賃金と賃金格差

賃金が「上がった」「下がった」という場合、それは手取り賃金額ではなく、手取り賃金額を実質労働時間で割った1時間当たりの賃金額、つまり賃金率の上昇、下落を意味している。ゆとりある人間らしい生活をするには、労働時間を短縮するとともに時間賃金率を引き上げることが必要になる。

愛媛の労働者1人あたりの時間賃金（平均月間給与総額÷月間総実労働時間）をみてみると、2013年は1,983円となり昨年と比べ5円増となった。なお、東京と比較すると、愛媛の1時間あたりの賃金は東京の64.2%で、額では1,107円の差がある。

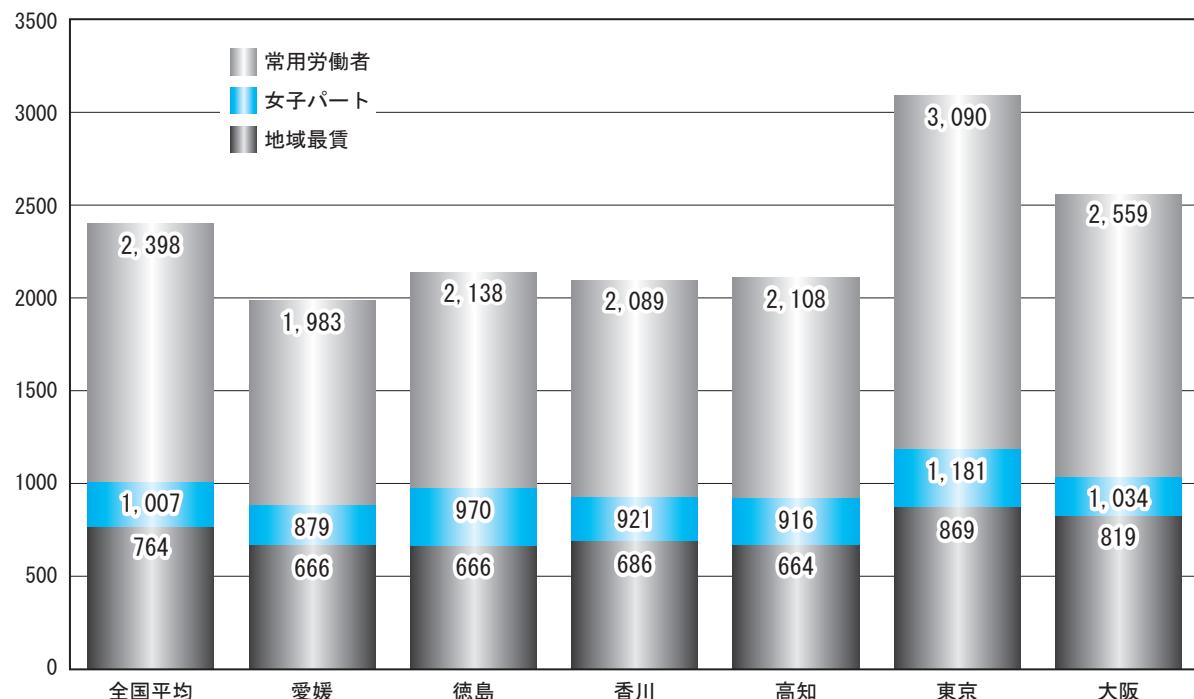
全国平均を100とした場合の時間賃金でみた愛媛の格差は、2013年は82.7%で昨年比0.9ポイントの減少となった。

四国4県の中でみると、2013年は徳島が2,138円、高知が2,108円、香川が2,089円、で、5年連続で愛媛は最も低いところに位置している。

時間賃金

1時間当たりの賃金をいう。「平均月間給与総額」（「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額）を「総実労働時間数」（「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計）で割って算出。

図7 時間賃金と女性パート賃金・地域別最賃の都道府県別比較（2013年）



資料出所 常用労働者賃金は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、女性パート賃金は「賃金構造基本統計調査」による。
地域最賃は厚生労働省労働基準局まとめによる2013年度改定額で、全国平均は加重平均。

表7 都道府県別にみた時間賃金率の比較

(事業所規模30人以上、産業計)

		全国平均	愛媛	東京	大阪	徳島	香川	高知
月間給与総額(円)	1975年	177,213	154,519	208,089	197,940	147,555	152,786	150,914
	80年	263,386	222,896	310,490	289,996	223,664	230,006	209,757
	85年	317,091	253,479	387,927	347,092	271,857	278,188	244,536
	90年	370,169	312,408	456,795	406,658	323,152	338,584	310,252
	95年	408,864	337,303	413,369	440,443	351,931	371,315	326,741
	2000年	398,069	325,203	505,260	438,008	345,817	353,732	345,183
	05年	380,438	344,626	485,455	416,202	326,506	348,467	330,771
	10年	360,276	299,151	469,974	397,445	323,505	318,500	308,620
	11年	362,296	301,639	470,971	393,040	326,130	311,667	311,795
	12年	356,649	305,957	457,897	379,993	334,734	322,032	327,944
	13年	357,972	303,361	463,833	374,611	330,944	319,615	324,349
月間総実労働時間(時間)	1975年	172.0	177.6	168.4	170.2	176.0	178.4	175.9
	80年	175.7	179.5	169.8	172.3	178.7	181.1	174.0
	85年	175.8	178.8	171.7	171.9	179.1	180.2	173.7
	90年	171.0	175.6	164.7	166.5	175.1	174.5	169.5
	95年	159.1	164.1	157.0	156.2	161.0	160.6	157.1
	2000年	154.9	154.5	154.4	153.0	156.5	157.7	155.0
	05年	152.4	159.9	150.2	153.6	153.5	158.7	155.4
	10年	149.8	153.0	150.3	148.6	151.9	153.5	150.2
	11年	149.0	152.8	149.5	148.3	151.5	151.9	149.9
	12年	150.7	154.7	152.4	147.8	155.3	155.1	154.7
	13年	149.3	153.0	150.1	146.4	154.8	153.0	153.9
時間賃金(円)	1975年	1,030	870	1,236	1,163	838	856	858
	80年	1,449	1,242	1,829	1,683	1,252	1,270	1,206
	85年	1,804	1,418	2,259	2,019	1,518	1,544	1,408
	90年	2,165	1,779	2,773	2,442	1,846	1,940	1,830
	95年	2,570	2,055	3,270	2,820	2,186	2,312	2,080
	2000年	2,570	2,105	3,272	2,863	2,210	2,243	2,227
	05年	2,496	2,155	3,232	2,710	2,127	2,196	2,129
	10年	2,405	1,955	3,127	2,675	2,130	2,075	2,055
	11年	2,405	1,974	3,150	2,650	2,153	2,052	2,080
	12年	2,367	1,978	3,005	2,571	2,155	2,076	2,120
	13年	2,398	1,983	3,090	2,559	2,138	2,089	2,108
時間賃金格差(%)	1975年	100.0	84.5	120.0	112.9	81.4	83.1	83.3
	80年	100.0	82.9	122.0	112.3	83.5	84.7	80.5
	85年	100.0	78.6	125.2	111.9	54.1	85.6	78.0
	90年	100.0	82.2	128.1	112.8	85.3	89.6	84.5
	95年	100.0	80.0	127.2	109.7	85.1	90.0	80.9
	2000年	100.0	81.9	127.3	112.1	86.0	87.3	86.7
	05年	100.0	86.3	129.5	108.6	85.2	88.0	85.3
	10年	100.0	81.3	130.0	111.2	88.6	86.3	85.4
	11年	100.0	82.1	131.0	110.2	89.5	85.3	86.5
	12年	100.0	83.6	127.0	108.6	91.0	87.7	89.6
	13年	100.0	82.7	128.9	106.7	89.2	87.1	87.9

資料出所 厚生労働省「毎月労働統計調査」より作成。

8 企業規模間賃金格差の実態

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によって、2013年の愛媛の男性労働者の所定内賃金を企業規模別にみると、「1,000人以上」が34万8,900円、「100～999人」が27万300円、「10～99人」が24万円、「5～9人」が24万7,000円である。これを「1,000人以上」を100とした場合、「100～999人」が77.5%、「10～99人」が68.8%、「5～9人」が70.8%となる。

以上の数値は所定内賃金をもとにしたものであり、諸手当や一時金など労働者が1年間に受け取る年間賃金でみると、さらに大きな格差があることがわかる。たとえば、2013年の「1,000人以上」の年間平均賃金590万6,500円を100とすると、「100～999人」は76.4%（438万4,400円）、「10～99人」は62.2%（356万9,200円）、「5～9人」は57.8%（331

万5,400円）である。

困難な条件のなかでも、企業規模間の賃金格差は正への取り組みによって、愛媛の労働者全体の賃金水準を引き上げることが重要になる。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

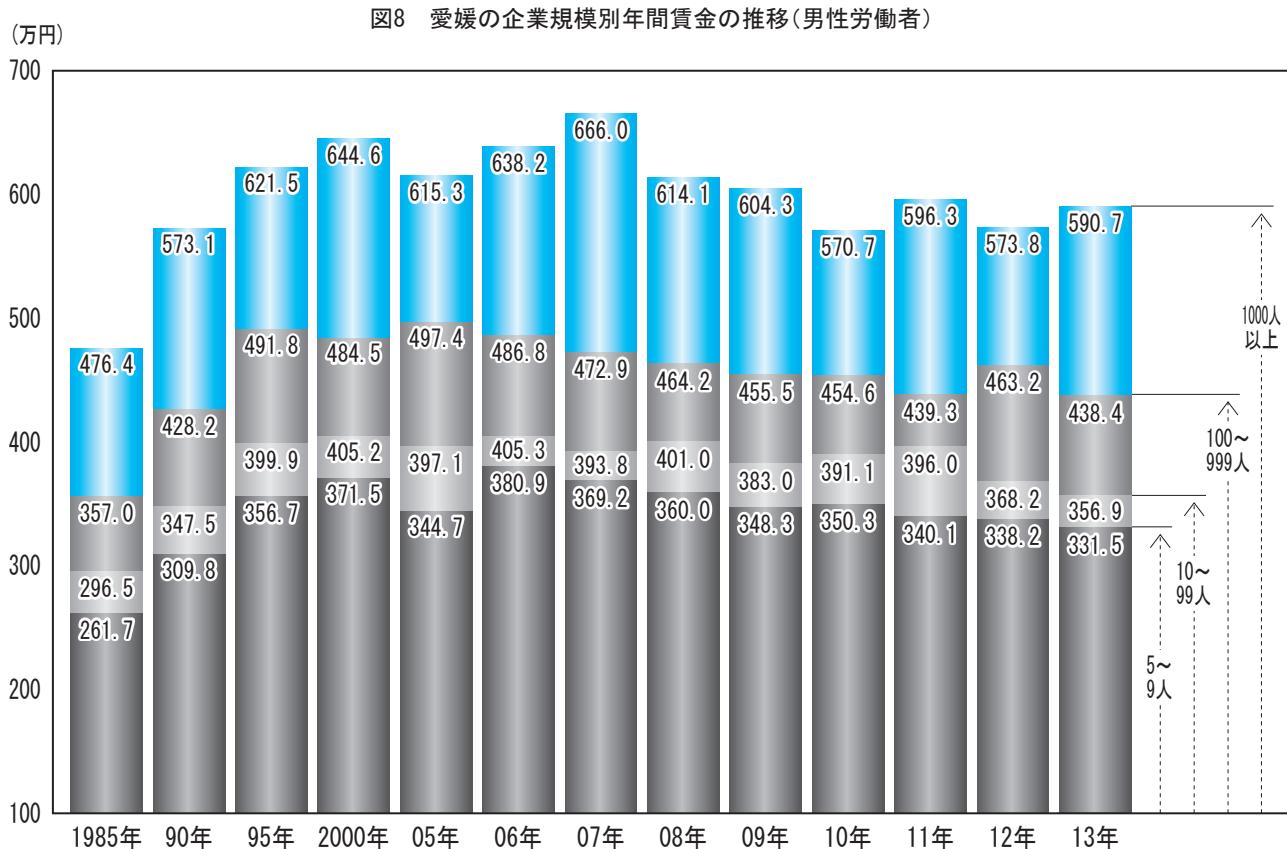
「賃金センサス」とも呼ばれ、労働者の職種、性、年齢、勤続年数等の属性別に賃金の実態を地域、産業、企業規模別に明らかにすることを目的として、1948年から毎年実施されている。「毎月勤労統計」が賃金・労働時間・雇用の変動を目的にしているのに対して、「賃金センサス」は賃金構造を把握するのに用いられる。

「賃金センサス」の賃金の区分

「きまつて支給する現金給与額」：就業規則等によって定められた算定方法で支給された現金給与額。

「所定内給与額」：「きまつて支給する現金給与額」のうち、超過労働給与額を差し引いた額。

「年間賞与その他特別給与額」：1年間における賞与、期末手当等特別給与額。



資料出所 厚生労働省『賃金構造基本統計調査報告』各年版より作成。

表8-1 愛媛の企業規模別・年齢別賃金格差（2013年・男性労働者・産業計）

	1000人以上				100～999人				10～99人				5～9人			
	勤続年数 (年)	きまつて支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	年間賞与その他の特別給与額(千円)												
合計	17.1	385.9	348.9	1275.7	13.5	303.8	270.3	738.8	11.1	264.7	240.0	392.8	11.5	259.4	247.0	202.6
～19歳	1.0	185.5	170.1	164.1	1.1	185.4	163.6	218.2	0.9	162.7	153.0	49.7	0.8	161.1	159.3	0.0
20～24歳	2.3	234.0	203.3	341.2	2.7	222.8	189.7	446.8	2.4	200.4	173.5	248.8	2.0	188.9	182.6	63.0
25～29歳	5.1	295.2	249.0	794.6	5.0	252.8	221.8	633.2	4.4	230.2	203.0	298.1	3.4	228.3	215.0	170.9
30～34歳	8.1	336.0	289.9	1009.7	8.4	295.6	255.0	719.0	6.5	251.2	228.0	409.1	7.2	261.9	246.0	181.4
35～39歳	11.7	357.1	314.1	1055.2	11.7	316.2	279.3	769.1	9.0	264.0	239.4	482.7	9.4	265.6	243.5	278.0
40～44歳	16.3	436.8	395.3	1496.2	14.0	325.9	289.9	841.2	10.9	284.5	257.2	424.9	10.5	314.5	305.8	302.0
45～49歳	21.7	456.9	419.6	1694.1	18.3	346.6	306.1	886.5	13.5	284.3	264.8	497.0	13.7	290.2	281.1	225.4
50～54歳	24.6	491.8	460.6	1869.0	21.0	360.9	326.6	863.9	14.6	313.0	286.6	514.0	15.2	281.9	270.3	231.2
55～59歳	31.3	446.3	416.0	1663.7	25.0	359.5	332.5	986.4	17.3	307.0	285.2	438.3	16.8	248.4	241.8	194.1
60～64歳	33.4	287.0	273.6	873.9	21.8	243.6	224.9	431.4	15.3	242.4	213.5	213.5	18.9	244.1	238.4	125.3

資料出所 厚生労働省『平成25年賃金構造基本統計調査』(2013年7月調査)

表8-2 年間賃金でみた愛媛の企業規模別賃金格差の推移

(産業計・男性労働者)

		1000人以上		100～999人		10～99人		5～9人	
年間賃金格差(円)	1970年	1,078,200	100.0	899,800	83.5	724,900	67.2	—	—
	75年	2,521,000	100.0	2,216,200	87.9	1,797,700	71.3	—	—
	80年	3,698,900	100.0	2,969,700	80.3	2,448,800	66.2	—	—
	85年	4,764,300	100.0	3,570,200	74.9	2,964,600	62.2	2,616,900	54.9
	90年	5,730,500	100.0	4,281,900	74.7	3,475,300	60.6	3,098,300	54.1
	95年	6,215,400	100.0	4,918,300	79.1	3,999,400	64.3	3,566,600	57.4
	2000年	6,446,000	100.0	4,844,800	75.2	4,051,900	62.9	3,714,700	57.6
	01年	6,485,500	100.0	4,853,500	74.8	4,064,500	62.7	3,738,300	57.6
	02年	6,831,500	100.0	4,828,200	70.7	3,934,400	57.6	3,409,500	49.9
	03年	6,463,300	100.0	4,802,800	74.3	3,942,100	61.0	3,472,300	53.7
	04年	6,152,000	100.0	4,605,100	74.9	3,967,900	64.5	3,596,100	58.5
	05年	6,152,500	100.0	4,973,500	80.8	3,970,700	64.5	3,446,500	56.0
	06年	6,381,900	100.0	4,867,600	76.3	4,053,400	63.5	3,809,200	59.7
	07年	6,660,400	100.0	4,729,400	71.0	3,937,600	59.1	3,691,700	55.4
	08年	6,140,800	100.0	4,641,700	75.6	4,010,300	65.3	3,600,300	58.6
	09年	6,043,000	100.0	4,555,000	75.4	3,830,200	63.4	3,483,300	57.6
	10年	5,706,800	100.0	4,546,300	79.7	3,910,500	68.5	3,503,000	61.4
	11年	5,963,400	100.0	4,392,600	73.7	3,960,100	66.4	3,401,100	57.0
	12年	5,738,400	100.0	4,631,700	80.7	3,682,000	64.2	3,381,900	58.9
	13年	5,906,500	100.0	4,384,400	76.4	3,569,200	62.2	3,315,400	57.8

資料出所 厚生労働省『賃金構造基本統計調査』各年版により作成。

(注) 1)「年間賃金」は、「きまつて支給する現金給与額」に12か月を乗じ、「年間賞与、その他特別給与額」を加えて算定した。
2)賃金格差は企業規模1000人以上を100とした場合の指標を示す。

9 大きい男女間の賃金格差

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によって愛媛の2013年の男女間の賃金格差をみると、女性の1人平均月間現金給与額は20万5,277円で、男性の38万1,703円の53.8%である。

これについては、愛媛の男性の賃金が全国平均の男性の賃金44万7,578円に対して6万5千円以上も低い水準にあることも考えて、愛媛の女性の賃金水準が位置しているということを確認する必要がある。

ちなみに、愛媛の女性の賃金は、全国平均の女性の賃金23万4,963円の87.4%となっている。

また、「賃金構造基本統計調査」によって、年齢別に所定内賃金の男女間格差をみると、20歳代ではさほど大きな格差ではないものの、年齢が高くなる

につれて格差が拡大し、50歳代前半で格差は最大となり64.1%となっている。これは、所定内賃金の比較であるから、「きまって支給する現金給与額」ではさらに格差が広がり、「年間賞与」等を加えると、全体で上記の「毎月勤労統計調査」と同様の格差になる。

こうした男女間の賃金格差の要因は、役職の差と勤続年数の差によるところが大きくあることが、厚生労働省「男女間の賃金格差問題に関する研究会」の報告として指摘されているところであり、ポジティブ・アクションの実践を含めた、男女間賃金格差是正の取り組みに労使が一体となって取り組むことが求められている。

表9-1 愛媛と全国の男女間賃金格差の推移

(産業計・事業局規模30人以上)

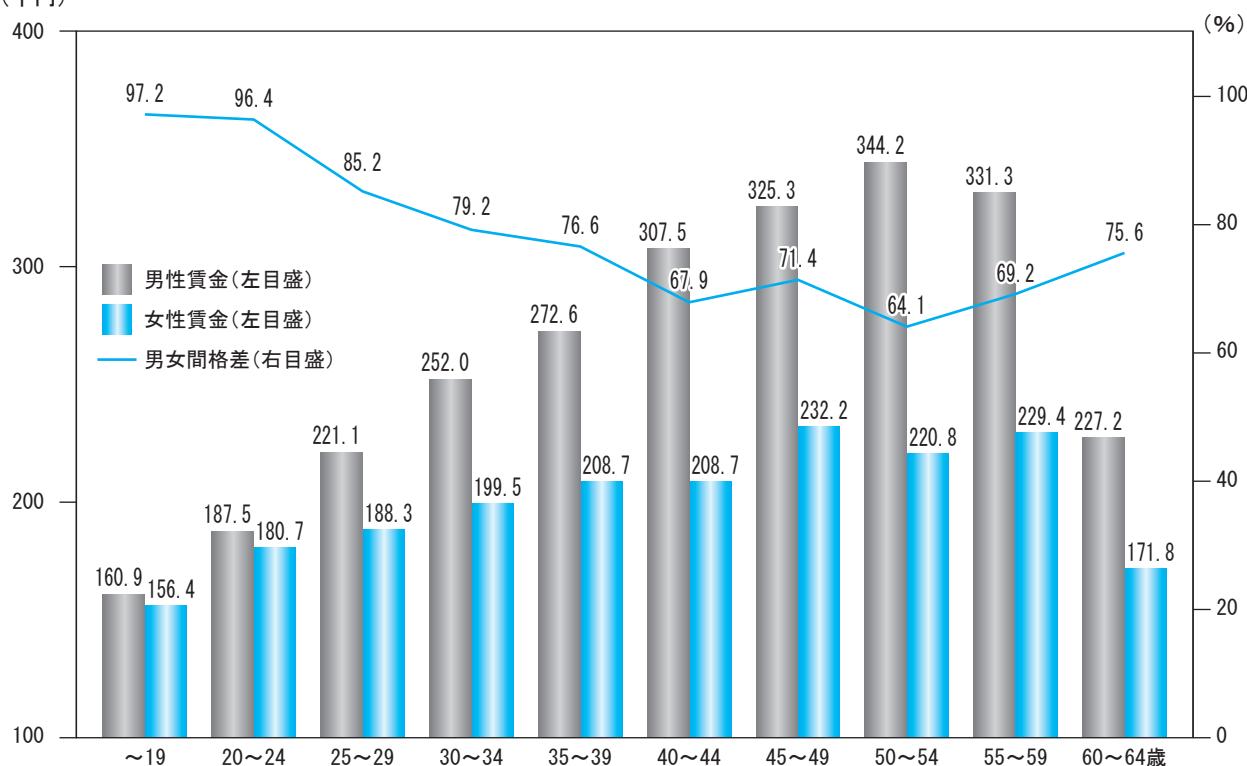
	愛媛県(円)		全国平均(円)		男女格差(男性=100)		全国格差(全国平均=100)	
	男性	女性	男性	女性	愛媛県	全国平均	男性	女性
1980年	272,848	136,959	309,218	166,397	50.2	53.8	88.2	82.3
85年	316,024	161,312	377,602	195,728	51.0	51.8	83.7	82.4
90年	384,129	195,495	449,709	223,089	50.9	49.6	85.4	87.6
95年	418,194	210,705	496,049	252,837	50.4	51.0	84.3	83.3
96年	436,961	236,063	499,972	256,396	54.0	51.3	87.4	92.1
97年	450,083	240,783	510,470	260,599	53.5	51.1	88.2	92.4
98年	440,262	237,029	503,843	257,185	53.8	51.0	87.4	92.2
99年	428,074	200,428	491,437	241,597	46.8	49.2	87.1	83.0
2000年	431,045	198,316	494,466	242,359	46.0	49.0	87.2	81.8
05年	413,531	234,754	476,334	235,917	56.8	49.5	86.8	99.5
06年	415,302	235,823	480,589	239,164	56.8	49.8	86.4	98.6
07年	424,786	238,543	471,556	237,449	56.2	50.4	90.1	100.5
08年	422,554	234,880	472,177	239,330	55.6	50.7	89.5	98.1
09年	378,748	207,823	442,826	230,347	54.9	52.0	85.5	90.2
10年	376,567	204,118	450,913	232,442	54.2	51.5	83.5	87.8
11年	377,125	208,189	453,609	234,150	55.2	51.6	83.1	88.9
12年	384,067	208,485	446,403	233,031	54.3	52.2	86.0	89.5
13年	381,703	205,277	447,578	234,963	53.8	52.5	85.3	87.4

資料出所 厚生労働省『毎月勤労統計調査』により作成。

(注) 事業所規模30人以上、調査産業計。賃金は月平均現金給与総額で賞与等を含む。

(千円)

図9 愛媛の年齢別所定内賃金の男女格差（2013年）



資料出所 厚生労働省『平成25年賃金構造基本統計調査』(2013年7月調査)より作成

表9-2 愛媛の年齢別賃金の男女間格差（2013年）

(産業計・企業規模計)

	男性労働者			女性労働者			男女格差 (男性=100)	
	勤続年数 (年)	きまつて 支給する 現金給与 額(千円)	所定内 給与額 (千円)	勤続年数 (年)	きまつて 支給する 現金給与 額(千円)	所定内 給与額 (千円)	きまつて 支給する 現金給与 額(%)	所定内 給与額 (%)
合計	13.4	307.2	276.2	8.5	216.4	203.0	70.4	73.5
~19歳	1.0	177.1	160.9	0.7	165.4	156.4	93.4	97.2
20~24歳	2.6	218.3	187.5	2.1	192.9	180.7	88.4	96.4
25~29歳	4.8	253.9	221.1	4.1	205.5	188.3	80.9	85.2
30~34歳	7.6	287.3	252.0	6.1	215.5	199.5	75.0	79.2
35~39歳	10.7	306.3	272.6	7.9	220.9	208.7	72.1	76.6
40~44歳	13.6	342.1	307.5	9.3	223.1	208.7	65.2	67.9
45~49歳	17.7	357.8	325.3	12.5	246.3	232.2	68.8	71.4
50~54歳	19.4	374.7	344.2	12.1	233.9	220.8	62.4	64.1
55~59歳	23.3	356.9	331.3	14.1	239.2	229.4	67.0	69.2
60~64歳	20.4	250.3	227.2	12.7	179.9	171.8	71.9	75.6

資料出所 厚生労働省統計情報部『平成25年賃金構造基本統計調査』(2013年7月調査)

10 パートタイム女性労働者の賃金（非正規労働者の賃金実態）

愛媛県の非正規労働者の賃金をめぐる指標としては、パートタイム女性労働者の賃金について厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から見ていきたい。

2013年の愛媛のパートタイム女性労働者の1時間当たり所定内給与額は879円（前年比21円減）、1ヵ月に換算すると8万1,835円（所定内実労働時間数4.9時間、実労働日数19.0日）である。年収に換算すると、年間賞与その他特別給与額（3万600円）を加えて101万2,620円となった。

これを全国平均と比べると、愛媛は全国平均（1,007円）の87.3%であり、四国4県でみると、徳島（970円）、香川（921円）、高知（916円）となっており、愛媛のパートタイム賃金は四国4県で最も低い位置となっている。

非正規労働者の賃金実態についてもう少し見てみたい。パートタイム労働者を除く非正規労働者の賃金実態について、全国結果ではあるが賃金構造基本統計調査からみると。一般労働者の内、正社員の所定内給与額は314,700円に対し、正社員以外（パートを除く非正規労働者）は195,300円で正社員の62.1%しかない。賞与等を含めた年間賃金で比較すると

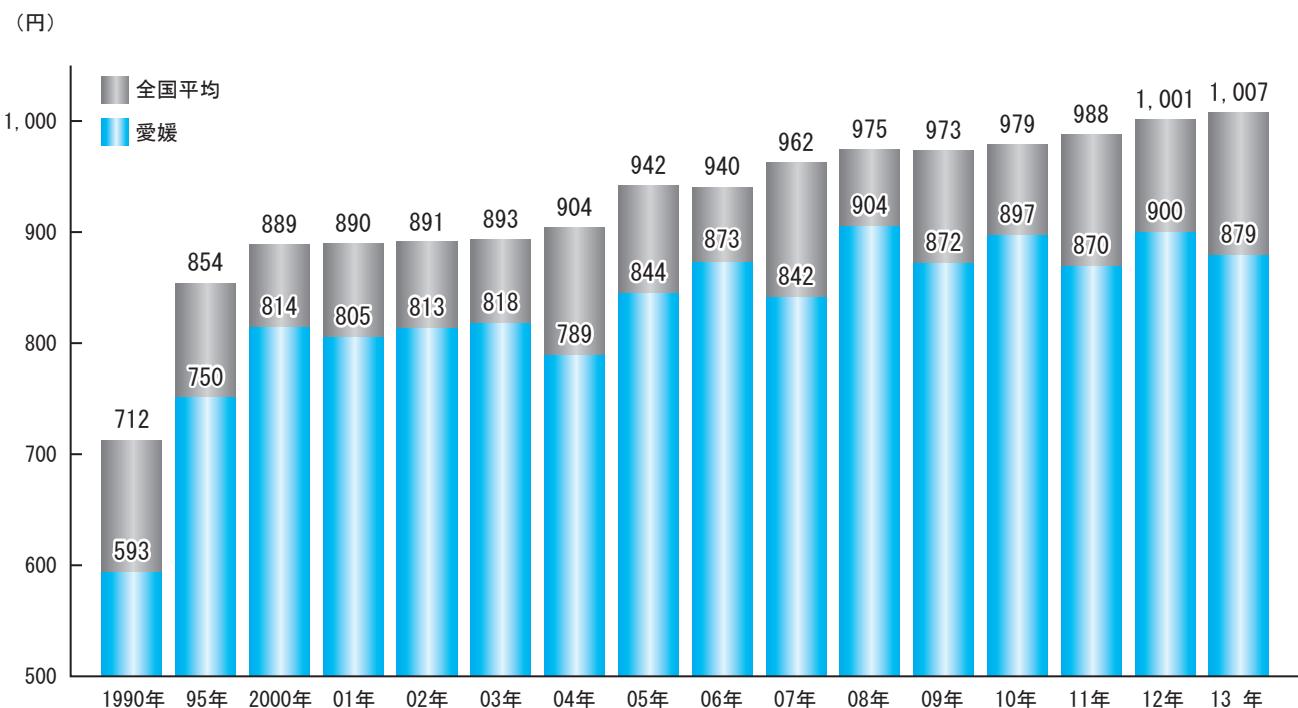
53.6%でその差はさらに広がることになる。同指標については、都道府県別には公表されていないが、愛媛県においても同様の傾向にあることが推察される。

従前でいえば、パートタイムは、特に女性が家計補助的な役割を家庭内で果たす上で、企業においても周辺的・補助的業務の担い手として増加してきた経緯があったが、昨今の雇用環境の悪化とともにあって、パートタイム含め、非正規の働き方は女性特有のものではなく、またその働く内容についても正社員と遜色ない仕事内容をこなす労働者も多くなってきている。雇用形態の違いのみによって、労働条件に不合理な相違を設けることは、長期的には労働者間の軋轢を生み、その先の生産性向上もないのではないだろうか。

パートタイム労働者

厚生労働省は「1日の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない労働者をいう」と規定しているが、実態としては労働時間の長短に関わらず、時間給で雇用されている労働者をいう場合が多い。

図10-1 愛媛のパートタイム女性労働者の時間賃金の推移



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」各年版より作成。

表10-1 愛媛のパートタイム女性労働者の時間賃金

(2013年7月調査)

		平均年齢 (歳)	平均 勤続年数 (年)	月 実労働日数 (日)	1日当たり 所定労働 時間数 (時間)	1時間当たり 所定内 給与額 (円)	年間賞与 その他の 特別給与額 (円)	推計 労働者数 (人)
企 業 規 模 計 (10人以上)	産業計	47.6	6.0	19.0	4.9	879	30,600	57,670
	製造業	47.4	7.9	19.7	4.7	824	39,400	7,910
	卸・小売業	47.9	6.5	19.8	5.0	844	23,800	18,670
	医療・福祉	49.6	5.0	17.8	5.1	1,050	71,600	8,270
	サービス業	54.6	5.6	20.5	4.4	804	15,000	6,020
企 業 規 模 計 (5人以上)	産業計	46.3	7.0	19.2	4.7	1,014	53,600	4,550
	製造業	51.0	9.1	20.4	5.4	855	23,800	620
	卸・小売業	43.3	8.8	20.4	4.5	898	38,200	1,230
	医療・福祉	49.3	5.0	22.0	4.4	1,382	151,700	1,120
	サービス業	47.8	7.8	19.6	5.6	981	12,800	100

資料出所 厚生労働省統計情報部『平成25年賃金構造基本統計調査』

(注) 所定内実労働時間は1日当たり、所定内給与額は1時間当たりの時間・額を示す。

表10-2 都道府県別にみたパートタイム女性労働者の時間賃金と地域間格差

(2013年7月調査)

	企業規模計 (10人以上) 1時間当たり所定内給与額 (円)					地域間格差 (全国平均=100)				
	産業計	製造業	卸・小売業	医療・福祉	サービス業	産業計	製造業	卸・小売業	医療・福祉	サービス業
全国平均	1,007	904	941	1,249	965	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
東京	1,181	1,090	1,071	1,450	1,156	117.3	120.6	113.8	116.1	119.8
大阪	1,034	940	929	1,289	992	102.7	104.0	98.7	103.2	102.8
愛媛	879	824	844	1,050	804	87.3	91.2	89.7	84.1	83.3
徳島	970	841	807	1,186	865	96.3	93.0	85.8	95.0	89.6
香川	921	884	896	1,145	878	91.5	97.8	95.2	91.7	91.0
高知	916	765	842	1,198	836	91.0	84.6	89.5	95.9	86.6

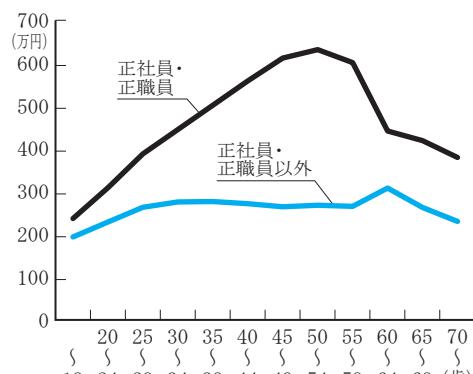
資料出所 厚生労働省統計情報部『平成25年賃金構造基本統計調査』

表10-3 正規・非正規別の賃金実態 (全国結果)

区分	産業計・企業規模計 (10人以上)							
	年 齢 (歳)	勤 続 年 数 (年)	時 間 定 数 (時間)	時 間 過 数 (時間)	現 金 ま ま て 支 給 す る (千円)	額 所 定 内 給 与 (千円)	別 年 間 賞 与 そ の 他 特 別 給 与 (千円)	
男女 ・ 学 歴 計	正社員・正職員計	41.4	12.9	164	14	345.2	314.7	920.9
	正社員・正職員のうち、雇用期間の定め無し	41.1	12.9	164	14	346.8	316.0	933.4
	正社員・正職員のうち、雇用期間の定め有り	49.3	11.2	163	10	288.5	271.1	487.2
	正社員・正職員以外計	45.5	7.1	161	11	212.2	195.3	169.5
	正社員・正職員以外のうち、雇用期間の定め無し	45.9	7.2	165	9	199.1	185.4	139.7
	正社員・正職員以外のうち、雇用期間の定め有り	45.4	7.1	160	11	216.1	198.3	178.5

資料出所 厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」

図10-2 年齢階級別にみる正規・非正規の賃金カーブ (全国結果)



資料出所 厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」より作成

(注) 企業規模計(10人以上)の「きまつて支給する賃金」に12か月を乗じ、「年間賞与その他特別給与額」を加えて算定した。

11 地域最低賃金の引き上げについて

最低賃金は、「生活できる賃金を保障すること」が意識されはじめる中で、07年度以降大きく引き上げの流れが続いてきた。

2014年度の引き上げ幅をめぐっては、6月24日に閣議決定された新たな成長戦略において「持続的な経済成長に向けた最低賃金引き上げのための環境整備を図る」と明記されたことを受け、昨年を上回る答申がなされることが期待されたが、労使の主張は激しく対立し、全国加重平均16円の引き上げ目安にとどまった。

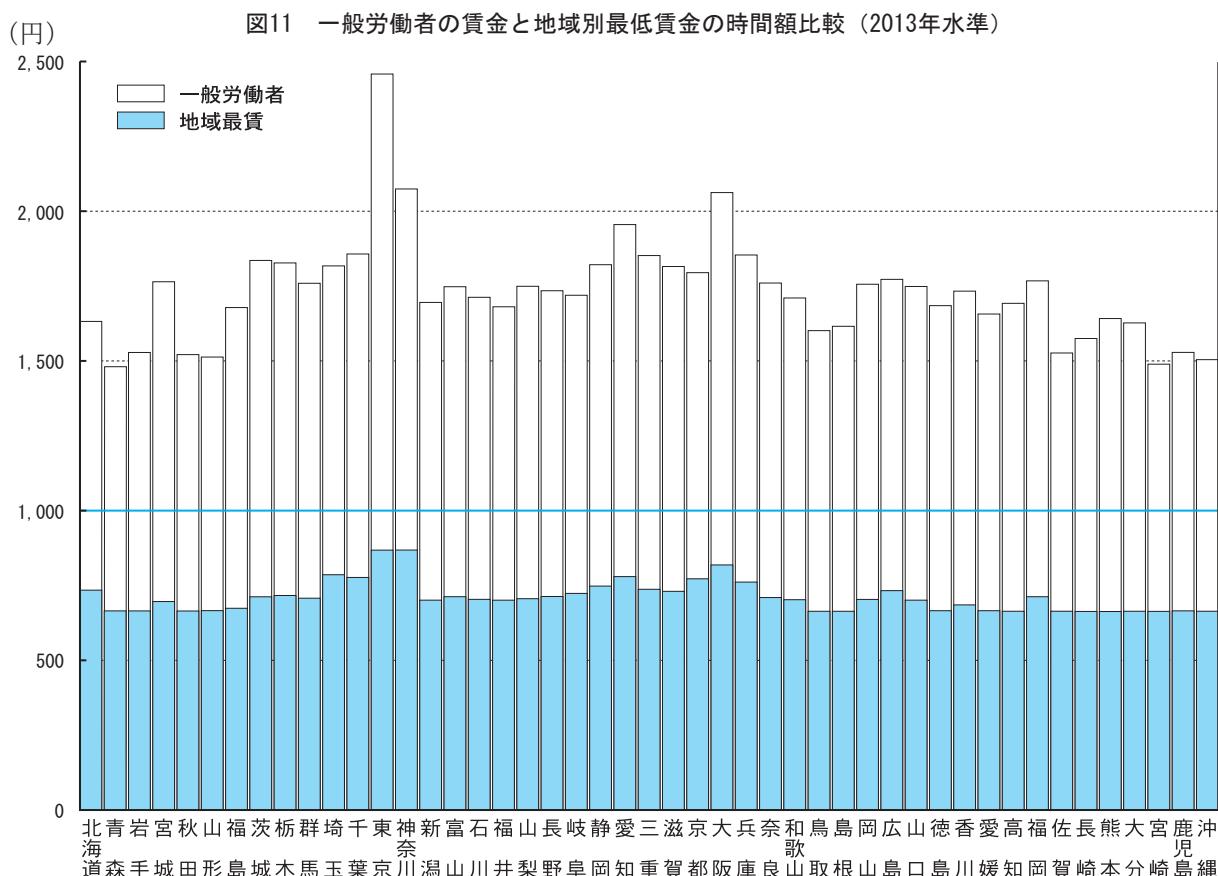
それを受けた2014年度地域別最低賃金の改定状況は右表の通り。全国の加重平均引き上げ額は、目安額（16円）と同額の16円アップで780（前年比2.09%増）、愛媛は引き上げ目安13円に対し、14円の引き上げ額となり680円（前年比2.10%増）となった。

ちなみに、2013年の毎月勤労統計調査（事業所規模5人以上）でみた県内的一般労働者の時間賃金は1,658円（所定内給与235,453円÷所定内労働時間142.0時間）で、地域最賃680円は41.0%の水準である。

また、全国的な最低賃金の改定状況では、すべての地方最低賃金審議会で13円以上の引き上げが答申され、2008年の改正最低賃金法施行以来、はじめてすべての都道府県において、最低賃金と生活保護水準の乖離が解消される見込みとなった。

地域最低賃金

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない制度。地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、すべての労働者とその使用者に適用される最低賃金として、各都道府県ごとに設定される。



資料出所 一般労働者の賃金は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」による事業所規模5人以上の常用労働者の所定内給与・所定内労働時間で算定。

表11-1 地域別最低賃金 引き上げ額の推移

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
愛媛	時間額(円)	611	611	612	614	616	623	631	632	644	647	654	666	680
	前年差(円)	0	0	1	2	2	7	8	1	12	3	7	12	14
	前年比(%)	0.00	0.00	0.16	0.33	0.33	1.14	1.28	0.16	1.90	0.47	1.08	1.83	2.10
全国	時間額(円)	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780
	前年差(円)	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16
	前年比(%)	0.00	0.15	0.15	0.45	0.75	2.08	2.33	1.42	2.38	0.96	1.63	2.00	2.09

表11-2 2014年度 地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】		改定目安額(円)	引き上げ額(円)	引き上げ率(%)	順位	発効年月日(2014年)
	2014年	2013年					
北海道	748	734	14	14	1.91	12	10月8日
青森	679	665	13	14	2.11	34	10月24日
岩手	678	665	13	13	1.95	38	10月4日
宮城	710	696	14	14	2.01	29	10月16日
秋田	679	665	13	14	2.11	34	10月5日
山形	680	665	13	15	2.26	32	10月17日
福島	689	675	13	14	2.07	31	10月4日
茨城	729	713	15	16	2.24	16	10月4日
栃木	733	718	15	15	2.09	15	10月1日
群馬	721	707	14	14	1.98	21	10月5日
埼玉	802	785	15	17	2.17	4	10月1日
千葉	798	777	19	21	2.70	6	10月1日
東京	888	869	19	19	2.19	1	10月1日
神奈川	887	868	19	19	2.19	2	10月1日
新潟	715	701	14	14	2.00	26	10月4日
富山	728	712	15	16	2.25	17	10月1日
石川	718	704	14	14	1.99	24	10月5日
福井	716	701	14	15	2.14	25	10月4日
山梨	721	706	14	15	2.12	21	10月1日
長野	728	713	15	15	2.10	17	10月1日
岐阜	738	724	14	14	1.93	14	10月1日
静岡	765	749	15	16	2.14	9	10月5日
愛知	800	780	19	20	2.56	5	10月1日
三重	753	737	15	16	2.17	10	10月1日
滋賀	746	730	15	16	2.19	13	10月8日
京都	789	773	15	16	2.07	7	10月22日
大阪	838	819	19	19	2.32	3	10月5日
兵庫	776	761	15	15	1.97	8	10月1日
奈良	724	710	14	14	1.97	20	10月3日
和歌山	715	701	14	14	2.00	26	10月17日
鳥取	677	664	13	13	1.96	41	10月4日
島根	679	664	13	15	2.26	34	11月5日
岡山	719	703	14	16	2.28	23	10月5日
広島	750	733	15	17	2.32	11	10月1日
山口	715	701	14	14	2.00	26	10月1日
徳島	679	666	13	13	1.95	34	10月1日
香川	702	686	14	16	2.33	30	10月1日
愛媛	680	666	13	14	2.10	33	10月12日
高知	677	664	13	13	1.96	41	10月26日
福岡	727	712	14	15	2.11	19	10月5日
佐賀	678	664	13	14	2.11	38	10月4日
長崎	677	664	13	13	1.96	41	10月1日
熊本	677	664	13	13	1.96	41	10月1日
大分	677	664	13	13	1.96	41	10月3日
宮崎	677	664	13	13	1.96	41	10月16日
鹿児島	678	665	13	13	1.95	38	10月19日
沖縄	677	664	13	13	1.96	41	10月24日
全国加重平均額	780	764	16	16	2.09	—	

12 賃金決定機構と愛媛の賃金構造

ここまで県内労働者がおかれている賃金実態について、地域や業種、企業規模や性別、雇用形態など、さまざまな要素の複合によって、賃金格差が重層的に生まれていることを見えてきた。

春闘の歴史を振り返りながら、賃金決定（賃上げ）の大まかな流れを見ていく。1955年に始まったとされる春闘は、高度経済成長を背景にしながら、日本経済を牽引する金属産業などの労組をパターンセンターにしてスケジュール闘争計画を組むことで、その賃上げ水準が「春闘相場」となり他産業、中小企業、公務員に波及することで発展、定着してきた。賃金格差も縮小傾向に働き、一億総中流の出現にも大きく寄与したと言える。

しかしながら、高度経済成長の終焉によって労働力需給は労働力不足から労働力過剰へ移り、さらにはバブル崩壊によって失業不安が広がると、賃金決定は経営側主導で進む力学に変化した。人事考課についても、能力・業績主義が導入され、賃上げ水準自体が見えにくい賃金体系に変化している。

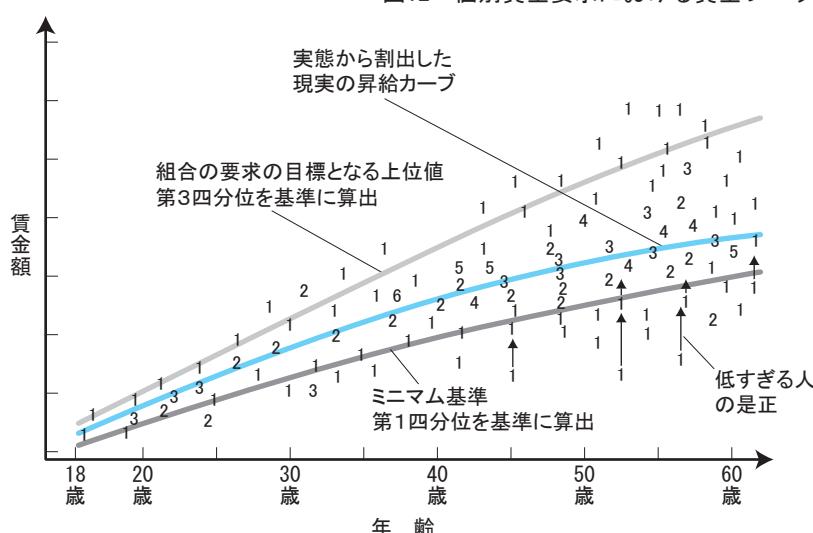
このような中において、労働組合側の春闘要求戦略も、企業内での特定条件別の賃金表について、到達すべき水準・絶対額についての要求を行う「個別賃金要求方式」が進められてきた。格差の拡大とともに、低すぎる賃金水準にある層のゆがみを是正し、底上げを図りながら、目指すべき賃金水準を

求めていくスタイルに移行してきている。

2012年末の政権交代により、金融政策による2%のインフレ目標設定で、経済競争力を取り戻す政策がとられようとしている。しかしながら、これまでの底割れしてきた賃金の回復が伴っていないければ、労働者の生活は苦しくなるばかりであり、個人消費が戻るはずもなく、内需拡大やデフレからの脱却は達成できない。非正規労働者や未組織労働者、また賃金カーブを持たない中小零細企業にも春闘結果を波及させていくために、「個別賃金水準」について社会的に共有されるべき賃金水準を開示し、年齢、職種、熟練度等による相場形成をつくっていくことが求められる。

次項で示すように、連合愛媛は1998年以来、毎年、愛媛県内の組合員を対象に基準内賃金の調査を実施し、賃金ミニマムの設定を行っている。こうした取り組みは、地場中小に働く労働者賃金の引き上げ目安、また地域における賃金相場形成に大きな役割を持っている。こうした地道な組織労働者の運動は、最賃を引き上げること、パート賃金や女性労働者、未組織労働者の賃金を引き上げ格差を縮小していくことにつながっていく。「自分の賃金」ではなく、「自分たちの賃金」をどの水準まで引き上げていくか、という考え方方が大切である。

図12 個別賃金要求における賃金プロット図のイメージ



資料出所 『月刊労働組合2013年増刊号No.579』

(実態把握を基本に賃金復元へ 真中行雄 JAM会長 記事) より作成

賃金配分のゆがみを是正しながら、るべき賃金カーブを目指す。

- ①実態把握、プロット図の作成
- ②分析、目標設定
- ③労使の協議

こうして描かれる賃上げ後の賃金カーブをもとに、社会的にモデルとなる年齢別、職種別、熟練度等による賃金水準を開示し、賃金体系を持たない中小零細企業への春闘相場の波及を図る。

表12 愛媛の賃金構造（男性労働者・2013年ベース）

企業規模	現金給与額	月間労働時間	平均年齢	勤続年数	1時間当たり賃金(格差)	年間賃金(格差)
	(円)	(時間)	(歳)	(年)	(円)	(円)
1,000人以上	385,900	170.0	42.0	14.7	2,270 (100.0)	5,906,500 (100.0)
愛媛県一般行政職→	349,312					
県内市一般行政職→	338,590					
県内町村一般行政職→	307,518					
100～999人	303,800	188.0	41.2	13.5	1,616 (71.2)	4,384,400 (74.2)
10～99人	264,700	188.0	44.8	11.1	1,408 (62.0)	3,569,200 (60.4)
5～9人	259,400	179.0	43.7	11.5	1,449 (63.8)	3,315,400 (56.1)
松山市標準生計費	208,580					
生活扶助基準月額	145,770	※平成24年度基準				
女性高卒初任給	145,700	126.2 (所定内)			1,155 (50.9)	
女性パートタイマー	81,835	93.1	47.6	6.0	879 (38.7)	1,012,620 (17.1)
地域最低賃金	63,776 (時間額666円×5.6時間×17.1日)				666 (29.3)	765,312 (13.0)

資料出所 1) 民間企業の「1,000人以上」から「5～9人」は、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』(2013年7月調査)による。
 2) 地方公務員の賃金は地方財務協会『平成25年地方公務員給与の実態』(2013年4月調査)による。
 3)「松山市標準生計費」は愛媛県人事委員会算定(2013年4月分)の4人世帯の額である。
 4)「生活扶助基準月額」は平成24年度の松山市(2級地-1)標準3人世帯(夫33才、妻29才、子ども4才)の生活扶助基準である。
 5)「女性高卒初任給」「女性パートタイマー(時間給)」は厚生労働省『賃金構造基本統計調査』(2013年7月調査)による。
 6)「女性高卒」の月間労働時間は、「毎月勤労統計」(規模5人以上)の2013年平均女性所定内労働時間による。
 7)「地域最賃」の月額算定のための1日労働時間数・月間労働日数等は上記の女性パートタイマーの時間数等を準用した。

13 連合愛媛賃金実態調査と地域ミニマム運動

中小企業では、まだまだ賃金体系が整備されておらず、賃金表がなかつたり、定期昇給が制度化されていないなどといった企業も少なくない。これでは、春闘での要求などで「賃金カーブの維持」といった要求設定は不可能であるし、目指すべき賃金水準がなければ交渉を行うことは難しくなる。

そのため、連合愛媛では、中小企業労働者の賃金実態調査に取り組むことで、企業内での最低賃金や年齢ポイント別賃金、賃金制度の確立と定期昇給の制度化などにむけて地道な取り組みを進め、さらには「これ以上賃金を下げさせない」ために、それぞれの職場や地域の中から「それ以下の賃金水準をなくす」＝「地域ミニマム運動」が取り組まれている。

前ページでも見たとおり、重層構造をなす賃金構造を是正していくためには、底上げを図っていかなくてはならない。その上で「地域ミニマム運動」が持つ意味は大きく、さらには企業内での最低賃金協定の設定などにつなげていくことも重要となってくる。

調査要項

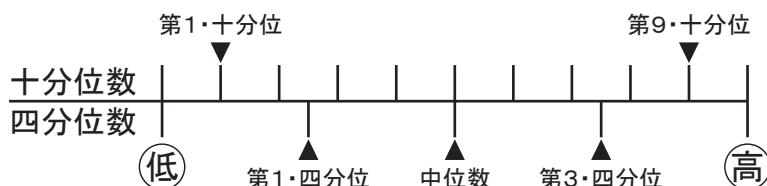
- 1 調査の目的** 労働組合の共同の取り組みによって、地域の中小企業労働者の最低賃金を引き上げるために、愛媛の「最低基準」賃金を設定することを目的とする。そのために、愛媛県内労働者の賃金実態を把握する。
- 2 調査の対象** 連合愛媛加盟の労働組合の組合員の基準内賃金。
※基準内賃金は、時間外手当・休日労働手当・交代手当・通勤手当等を除く「毎月決まって支払われる賃金」である。
- 3 調査期日** 2014年10月

(凡例)

- ① 本調査の基準内賃金は、時間外手当・休日出勤手当・交代手当・通勤手当等を除く、「毎月決まって支払われる賃金」である。
- ② 本調査は、上記の連合愛媛加盟の61の労働組合、組合員3,624人（男性3,124人、女性500人）の基準内賃金、さらにそのうち中小地場（299人以下）の組合員1,762人（男性1,560人、女性202人）について集計している。
- ③ 調査対象者の平均年齢は全体が39.3歳、勤続14.7年で平均賃金は261,699円。中小地場（299人以下）が平均年齢39.9歳、勤続13.8年で平均賃金は229,675円ある。

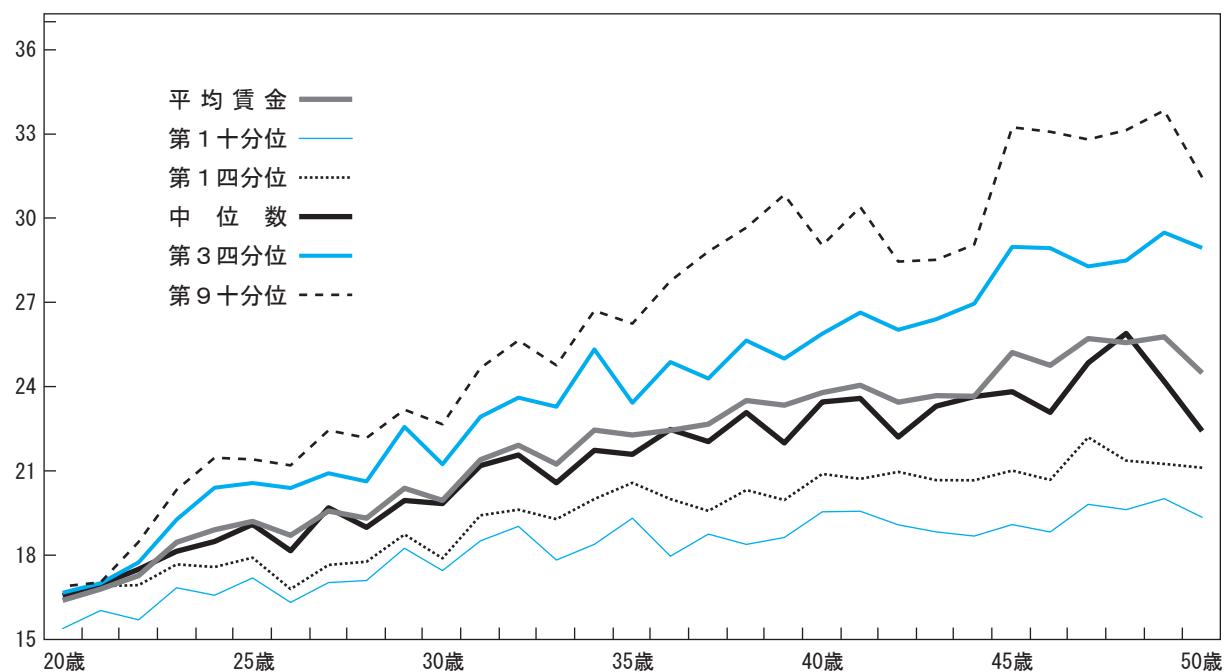
分位数とは・・・労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べて、何等分目に位置する者の値。

- ① 第1十分位数=全体を十等分し、低い方から10%目にあたる人の賃金
- ② 第1四分位数=全体を四等分し、低い方から25%目にあたる人の賃金
- ③ 中位数=全体のちょうど真ん中50%目にあたるひとの賃金
- ④ 第3四分位数=全体を四等分し、低い方から75%目にあたる人の賃金
- ⑤ 第9十分位数=全体を十等分し、低い方から90%目にあたる人の賃金



(万円)

図13 連合愛媛中小地場(299人以下)の賃金水準比較



資料出所 2013年度連合愛媛賃金実態調査より作成

次ページ表13-2で、中小地場（299人以下）の賃金水準について、第1十分位数と平均賃金を比べてみる。35歳時点みると、平均賃金222,827円に対して、第1十分位は193,200円で、両賃金水準の間には29,627円の差がある。

賃金水準の低下を防ぎ改善を目指していくには、引き上げ幅だけの取り組みでは不十分であり、到達すべき水準が必要となる。

この水準（地域ミニマム設定値）について連合愛媛では、連合各構成組織の「年齢別最賃」との整合性やこれまでの推移などを基本に、賃金実態調査の中小地場（299人以下）の賃金と特性値等を考慮して6つの年齢ポイント別に、299人以下の第1十分位数を基準に設定している。

表13-1 連合愛媛 2015年度地域ミニマム設定値

年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳
07金額	150,800	160,700	170,900	178,600	185,500	191,800
08金額	150,800	160,700	170,900	178,600	185,500	191,800
09金額	151,000	161,000	172,500	181,700	189,100	194,200
10金額	156,200	165,000	174,100	181,700	189,100	194,200
11金額	159,700	168,200	179,400	191,400	201,900	209,000
12金額	159,700	168,200	179,400	191,400	201,900	209,000
13金額	159,700	168,200	179,400	191,400	201,900	209,000
14金額	159,700	168,200	179,400	191,400	201,900	209,000
15金額	159,700	168,200	179,400	191,400	201,900	209,000

表13-2 連合愛媛年齢別賃金特性値表（299人以下・地場・男女計）

単位=円

年齢	調査対象人員(人)	平均賃金	第1十 分位数	第1四 分位数	中位数	第3四 分位数	第9十 分位数
18歳	1	142,800	142,800	142,800	142,800	142,800	142,800
19歳	10	165,043	161,220	161,600	163,700	170,091	172,228
20歳	22	163,936	153,890	164,175	165,600	166,650	168,900
21歳	14	167,951	160,321	169,000	169,600	170,050	170,355
22歳	27	172,757	157,000	169,350	175,000	177,450	184,760
23歳	26	184,598	168,420	176,756	181,400	192,688	203,280
24歳	39	189,070	165,760	175,800	184,900	204,047	214,720
25歳	46	192,050	171,920	179,138	191,000	205,714	214,140
26歳	31	187,084	163,200	167,955	181,600	203,947	212,000
27歳	35	195,736	170,260	176,550	196,900	209,200	224,482
28歳	37	193,200	171,000	177,700	189,920	206,283	221,780
29歳	42	203,853	182,486	187,402	199,500	225,723	231,835
30歳	41	199,532	174,540	178,900	198,400	212,400	226,650
31歳	57	214,022	185,128	194,220	211,928	229,300	246,674
32歳	54	219,167	190,277	196,222	215,700	236,125	256,510
33歳	62	212,446	178,280	192,850	205,800	232,888	247,650
34歳	46	224,571	183,900	200,028	217,361	253,318	267,100
35歳	61	222,827	193,200	205,800	215,930	234,300	262,500
36歳	50	224,486	179,662	200,003	224,800	248,812	277,657
37歳	50	226,680	187,530	195,803	220,477	242,941	288,160
38歳	74	235,092	183,862	203,225	230,815	256,475	296,680
39歳	67	233,440	186,320	199,680	220,000	250,025	308,366
40歳	57	237,909	195,464	208,950	234,590	258,900	290,360
41歳	64	240,533	195,671	207,210	235,850	266,441	304,021
42歳	47	234,504	190,832	209,695	222,101	260,290	284,590
43歳	48	236,843	188,308	206,748	233,106	264,058	285,216
44歳	45	236,607	186,832	206,700	236,507	269,600	290,642
45歳	44	252,195	190,924	210,153	238,238	289,818	332,409
46歳	55	247,636	188,280	206,845	230,890	289,375	330,821
47歳	37	257,162	198,132	222,000	248,500	282,870	328,076
48歳	53	255,729	196,240	213,700	259,000	284,950	331,392
49歳	51	257,792	200,150	212,523	241,950	294,915	338,400
50歳	42	244,911	193,526	211,175	224,250	289,463	314,596
51歳	36	271,991	208,920	220,845	259,300	320,484	360,445
52歳	30	264,923	211,988	227,575	250,525	313,176	325,659
53歳	35	245,356	194,662	205,430	238,200	265,490	310,018
54歳	28	281,282	214,926	233,938	276,454	336,465	362,883
55歳	37	258,082	198,393	221,080	250,400	268,280	343,568
56歳	38	258,082	203,764	213,738	242,650	292,362	333,634
57歳	32	252,645	189,124	199,105	260,865	287,575	324,720
58歳	38	284,099	188,178	259,108	292,250	312,975	361,917
59歳	25	265,344	195,000	222,600	252,300	304,200	365,600
60歳以上	28	204,097	167,210	199,238	207,090	209,404	227,897
合計	1,762	229,675	161,616	179,019	222,101	286,263	342,535

資料出所 2014年度連合愛媛賃金実態調査

表13-3 連合愛媛年齢別賃金特性値表（全体・男女計）

単位=円

年齢	調査対象人員(人)	平均賃金	第1十位数	第1四分位数	中位数	第3四分位数	第9十位数
18歳	13	159,703	150,926	157,828	160,300	165,740	165,740
19歳	29	164,636	157,114	159,028	161,600	172,220	172,221
20歳	46	167,374	158,150	163,738	165,600	173,475	178,165
21歳	36	174,378	160,480	169,100	170,311	180,860	184,966
22歳	54	180,361	161,290	172,675	177,550	189,368	202,575
23歳	59	187,070	167,532	179,740	188,840	195,660	203,280
24歳	81	196,279	167,100	184,500	198,237	211,260	222,700
25歳	103	203,263	174,999	181,720	201,300	221,740	234,224
26歳	89	213,802	168,108	194,320	213,050	240,000	245,288
27歳	94	216,084	174,900	194,835	215,400	239,313	251,632
28歳	74	218,390	176,500	189,005	189,005	189,005	271,100
29歳	89	229,461	186,431	197,900	226,634	253,870	293,534
30歳	94	227,320	177,418	190,302	219,275	256,512	294,983
31歳	104	238,710	190,776	203,700	228,050	266,518	308,719
32歳	93	241,490	191,411	204,600	229,600	272,770	317,096
33歳	105	236,446	180,848	198,440	226,100	256,484	308,280
34歳	102	256,752	197,451	211,113	247,250	289,903	328,580
35歳	109	246,032	200,000	210,300	233,700	277,500	316,040
36歳	101	248,537	188,600	216,220	242,500	277,600	310,000
37歳	105	261,686	192,132	215,270	249,010	300,000	344,456
38歳	137	260,997	190,562	218,970	243,150	291,370	356,860
39歳	130	272,186	196,866	215,700	256,510	321,550	357,125
40歳	150	280,827	202,847	233,810	275,390	326,100	360,171
41歳	137	281,726	201,788	235,800	283,500	322,600	351,208
42歳	129	290,124	204,228	232,350	290,500	342,000	373,560
43歳	103	280,855	201,220	232,485	272,550	329,250	372,998
44歳	80	268,560	202,175	224,225	258,750	300,190	352,250
45歳	80	292,408	207,243	231,175	298,550	335,713	390,050
46歳	108	290,014	199,234	223,763	290,730	345,468	387,680
47歳	89	303,754	219,966	248,500	296,100	357,140	386,324
48歳	106	299,089	204,220	245,055	291,600	352,235	396,065
49歳	100	299,785	207,950	238,638	291,450	356,370	401,964
50歳	95	305,305	209,774	243,252	310,770	364,955	396,088
51歳	75	324,938	216,252	264,215	333,702	377,545	411,664
52歳	61	306,606	219,800	244,750	305,900	340,000	380,700
53歳	58	280,632	196,216	215,263	252,502	347,003	395,372
54歳	40	306,709	217,218	241,710	292,990	363,918	385,417
55歳	59	294,127	201,489	245,430	268,280	350,232	398,980
56歳	56	283,587	201,676	215,364	262,050	337,395	398,507
57歳	72	324,312	194,900	257,941	319,882	399,603	448,276
58歳	83	342,494	218,577	286,725	350,000	403,810	446,384
59歳	52	317,087	200,359	248,523	310,850	388,630	412,982
60歳以上	44	220,882	169,670	196,013	207,090	221,546	264,765
合計	3,624	261,699	162,452	194,578	249,010	346,235	401,367

資料出所 2014年度連合愛媛賃金実態調査

III 雇用の状況

14 県内の雇用情勢

愛媛の一般労働市場の推移をみると、09年度を底に2013年度は1.00倍と4年連続で持ち直しの動きとなった。

図14-2で示しているように、有効求人倍率を月別に見てみると、東予・中予で1倍以上で推移しており、南予についても上下はあるものの1倍前後で推移している。

また、新規学卒者の状況をみれば、今春卒業予定の県内学生の就職内定率（11月末時点）は、高校生が86.8%（前年同期比5.1ポイント増）、大学生は65.6%（前年同期比1.5ポイント減）となり、企業業績の回復による求人倍数の増加で、高校生は過去10年で最高、大学生は3番目に高い水準となった。

当協議会が発行する調査報告書『愛媛における勤労者の生活不安の背景』（2010年12月調査）によると、リーマン・ショック後に企業が実施した不況対策は、労働時間に関する対策として「残業抑制」が最も多くなっている。しかしながら、「労働時間の短縮」や「一斉休業」といった対策は一部にしか取られておらず、総労働時間を大幅に短縮しながら雇

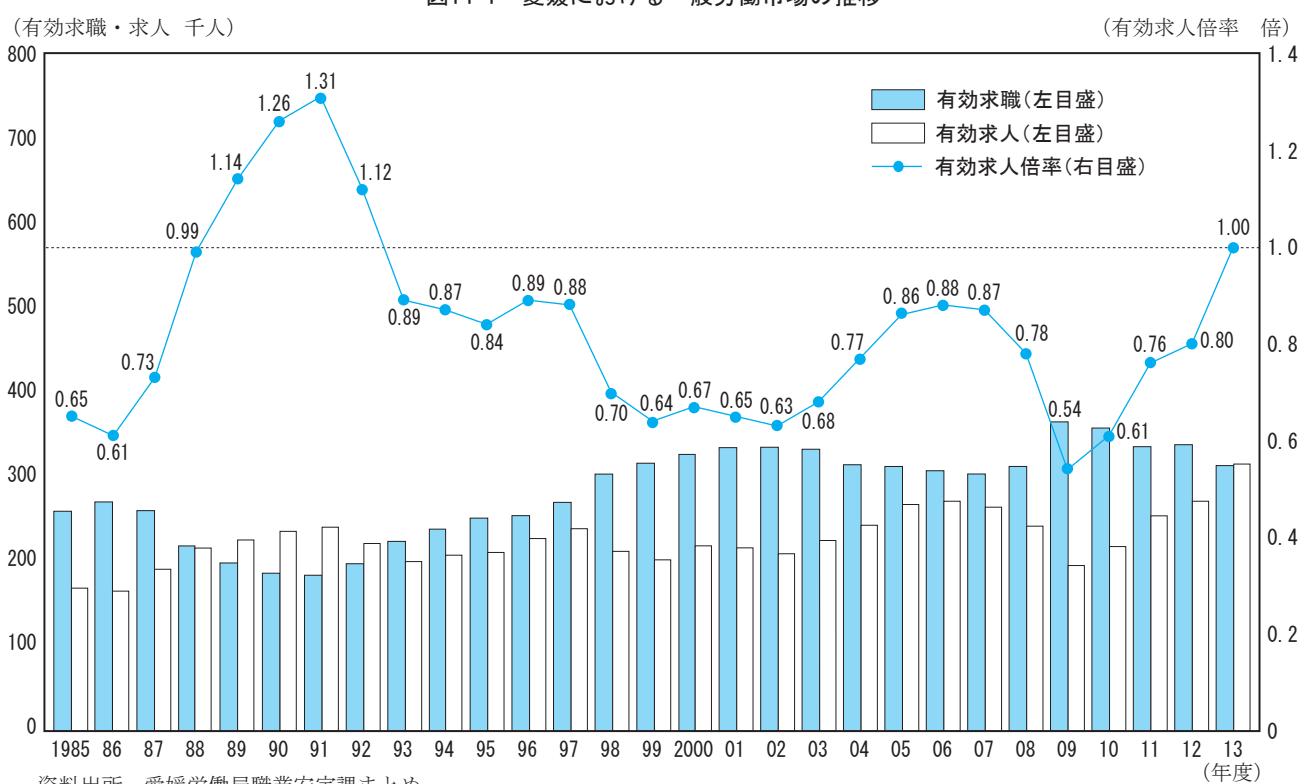
用を守る“ワークシェアリング”はほとんどとられていない。むしろ、「採用抑制」、「非正規社員の人員削減」、「正規社員の人員削減」といった人員削減に関する対策の方がそれぞれ一定の割合で実施されており、トータルでは人員削減策が最大の不況対策として実施されたことを報告している。

P7-8にも掲載した通り、正規労働から非正規労働への置き換えが進んでいる。就労形態の多様化が言われて久しいが、それらは企業側の賃金抑制策の結果として生まれてきたものと言える。貧困や格差の拡大は、社会を不安定化させる。正規労働に就くパイが限られていく中で必要なことは、非正規労働者の待遇改善を進め、労働者が積極的選択のできる多様な就労形態を作り出していくことである。

有効求人倍率

有効求人倍率は、求人・求職の申し込みは有効期限（通常2ヶ月）があるのでその効力が存続しているものと、各月の新規求人・求職者数を区別するためである。この数値が1より大きいか小さいかで、労働市場の需要超過、供給超過の状態を知ることができる。

図14-1 愛媛における一般労働市場の推移



資料出所 愛媛労働局職業安定課まとめ

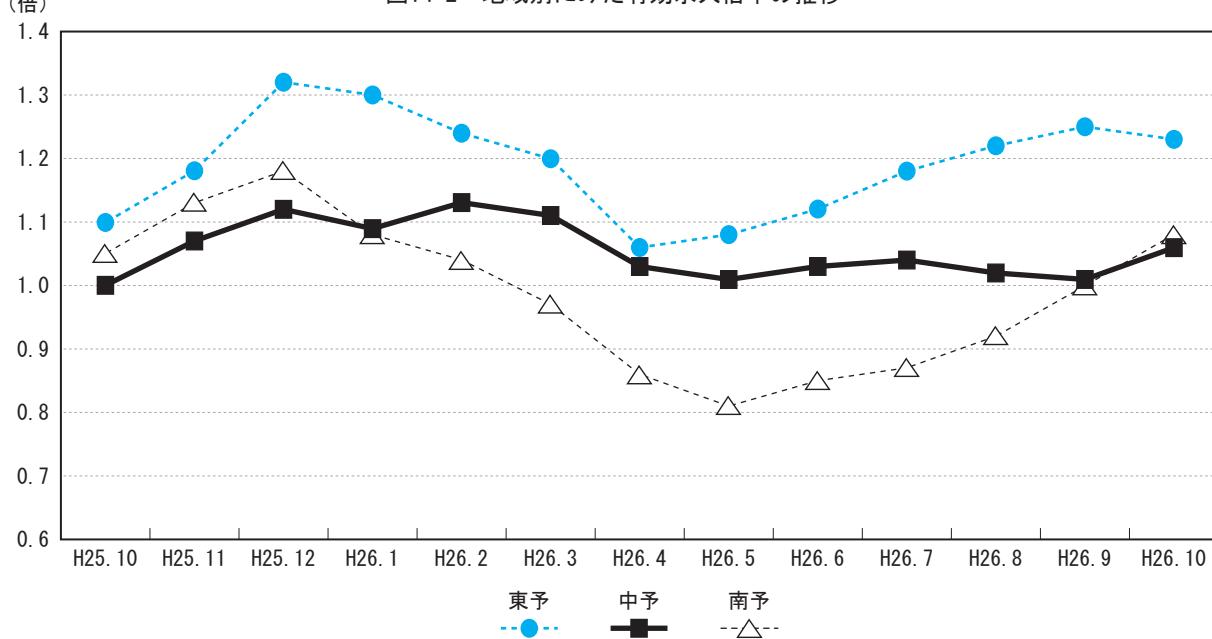
表14 愛媛における一般労働市場の推移

	求職		求人		就職件数	新規求人倍率 C/A	有効求人倍率 D/B
	新規 A	有効 B	新規 C	有効 D			
1985年度	人	人	人	人	件	倍	倍
90年度	60,140	259,505	58,176	168,591	19,711	0.97	0.65
95年度	44,502	186,343	85,532	235,535	16,497	1.92	1.26
2000年度	56,181	251,224	79,553	210,548	17,494	1.42	0.84
01年度	58,019	254,254	85,476	227,285	18,257	1.47	0.89
02年度	60,663	270,010	89,519	238,826	18,159	1.48	0.88
03年度	68,913	303,613	82,173	212,341	20,336	1.19	0.70
04年度	74,098	315,814	81,140	201,958	22,220	1.10	0.64
05年度	76,776	326,406	86,813	218,668	23,397	1.13	0.67
06年度	82,242	312,447	105,115	267,251	27,895	1.28	0.86
07年度	82,872	307,252	106,639	271,431	28,997	1.29	0.88
08年度	80,147	303,552	104,546	264,077	28,772	1.30	0.87
09年度	83,316	312,204	94,456	242,104	27,522	1.13	0.78
10年度	89,775	364,677	82,587	195,345	29,608	0.92	0.54
11年度	90,338	357,654	90,165	217,635	29,849	1.00	0.61
12年度	83,804	335,405	100,557	253,999	29,109	1.20	0.76
13年度	83,133	337,779	106,804	271,290	29,267	1.28	0.80
14年度	77,361	313,545	120,301	315,039	28,784	1.56	1.00
2014年 1月	7,149	25,914	11,226	27,119	1,967	1.57	1.05
2月	6,186	25,730	10,661	27,163	2,308	1.72	1.06
3月	6,594	25,210	9,999	27,281	2,845	1.52	1.08
4月	8,729	24,932	10,466	27,303	2,751	1.20	1.10
5月	6,562	24,846	10,448	27,838	2,603	1.59	1.12
6月	6,182	24,859	10,127	27,996	2,474	1.64	1.13
7月	6,009	24,711	10,491	27,930	2,324	1.75	1.13
8月	5,532	24,651	9,452	27,864	1,942	1.71	1.13
9月	6,295	24,310	10,130	27,049	2,443	1.61	1.11
10月	6,032	24,305	11,173	26,430	2,368	1.85	1.09

資料出所 愛媛労働局職業安定課まとめ。

(注) 新規学卒を除きパートタイムを含む。有効求人倍率は季節調整値。

図14-2 地域別にみた有効求人倍率の推移



資料出所 愛媛労働局まとめ

(注) 各地域は公共職業安定所の所在地域を示す。

15 失業・雇用情勢と「非正規労働者」

総務省の「労働力調査」によると、2013年の愛媛の労働力人口は668,000人で、うち就業者644,000人、完全失業者は24,000人で、完全失業率は3.6%となっている。

全国の完全失業者は265万人となっており、前年比20万人減となったものの、うち失業期間が1年以上の完全失業者は104万人と依然として思うような再就職に至らない労働者が多くいることがうかがえる。

また、雇用形態別の就業実態については、役員を除く雇用者5,201万人のうち、正規の職員・従業員は3,294万人で1年前に比べ46万人の減少、非正規の職員・従業員は1,906万人で93万人増加している。非正規の職員・従業員の内訳について平成20年と比較してみると、「パート・アルバイト」が165万人増(+14.3%増)、「労働者派遣事業所の派遣社員」が24万人減(-17.1%)、契約社員・嘱託が66万人増(+20.5%)、その他が66万人減

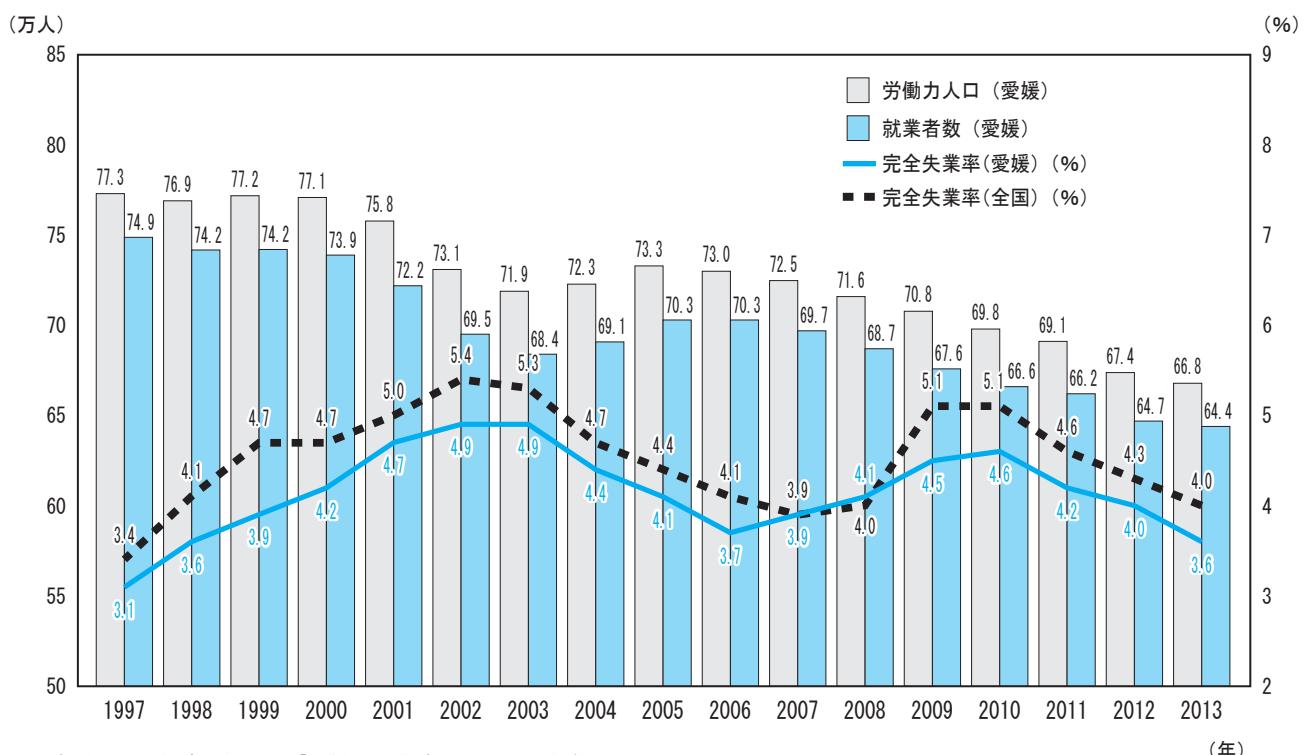
(-44.6%)となっており、とくに契約社員・嘱託の増加が目立っていることがわかる。

こうした正規労働者から非正規労働者への転換の動きは、P 7-8で紹介している平成24年度就業構造基本調査の結果(愛媛県結果)からも、うかがい知れるので参照願いたい。

総務省統計局「就業構造基本調査」

総務省が5年ごとに10月1日現在で実施し、国民の就業および不就業の状態を調査し、地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としている。国勢調査や労働力調査が月末1週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査ではふだんの就業・不就業状態を把握している。最新の調査は平成24年10月調査。

図15-1 愛媛県の就業・失業状況



資料出所 総務省統計局「労働力調査結果」により作成

表15-1 愛媛県の就業・失業状況

	労働力人口	愛媛県				完全失業率		
		就業者	完全失業者	非労働力人口	完全失業率	完全失業率		
						四国	全国平均	
1997年平均	人	773,000	749,000	24,000	495,000	3.1	3.2	3.4
98年	人	769,000	742,000	28,000	505,000	3.6	3.7	4.1
99年	人	772,000	742,000	30,000	504,000	3.9	4.1	4.7
2000年	人	771,000	739,000	32,000	507,000	4.2	4.1	4.7
05年	人	733,000	703,000	30,000	541,000	4.1	4.3	4.4
06年	人	730,000	703,000	27,000	538,000	3.7	3.9	4.1
07年	人	725,000	697,000	28,000	534,000	3.9	3.9	3.9
08年	人	716,000	687,000	29,000	539,000	4.1	4.5	4.0
09年	人	708,000	676,000	32,000	542,000	4.5	5.0	5.1
10年	人	698,000	666,000	32,000	548,000	4.6	4.5	5.1
11年	人	691,000	662,000	29,000	550,000	4.2	4.6	4.6
12年	人	674,000	647,000	27,000	561,000	4.0	4.2	4.3
13年	人	668,000	644,000	24,000	558,000	3.6	3.8	4.0

資料出所 総務省統計局「労働力調査結果」により作成。

表15-2 雇用形態別就業者（全国）

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	1月～3月期	4月～6月期	7月～9月期	10月～12月期
男女計	雇用者	5,556	5,501	5,508	5,531	5,522	5,545	5,494	5,543	5,553	5,591
	役員を除く雇用者	5,175	5,124	5,138	5,163	5,154	5,201	5,154	5,198	5,205	5,248
	正規の職員・従業員	3,410	3,395	3,374	3,352	3,340	3,294	3,281	3,317	3,295	3,283
	非正規の職員・従業員	1,765	1,727	1,763	1,811	1,813	1,906	1,870	1,881	1,908	1,965
	パート・アルバイト	1,155	1,156	1,196	1,229	1,241	1,320	1,286	1,294	1,327	1,373
	労働者派遣事業所の派遣社員	140	108	96	96	90	116	124	112	110	117
	契約社員・嘱託	322	323	333	360	354	388	375	392	393	395
	その他の	148	140	138	127	128	82	85	84	78	80
	雇用者	3,220	3,162	3,148	3,163	3,147	3,140	3,123	3,145	3,143	3,148
	役員を除く雇用者	2,928	2,874	2,865	2,885	2,865	2,878	2,863	2,882	2,882	2,886
実数（万人）	正規の職員・従業員	2,367	2,345	2,324	2,313	2,300	2,267	2,261	2,279	2,270	2,258
	非正規の職員・従業員	560	527	540	571	566	610	600	603	611	627
	パート・アルバイト	248	250	259	276	272	301	290	293	307	314
	労働者派遣事業所の派遣社員	55	37	35	39	36	48	51	45	45	50
	契約社員・嘱託	180	174	181	197	197	219	213	221	220	223
	その他の	77	67	66	62	61	42	45	44	39	40
	雇用者	2,337	2,341	2,361	2,369	2,375	2,405	2,371	2,398	2,410	2,443
	役員を除く雇用者	2,248	2,250	2,273	2,279	2,288	2,323	2,291	2,316	2,322	2,363
	正規の職員・従業員	1,043	1,050	1,051	1,039	1,041	1,027	1,020	1,038	1,025	1,026
	非正規の職員・従業員	1,205	1,200	1,223	1,241	1,247	1,296	1,270	1,278	1,297	1,337
男	パート・アルバイト	906	906	937	954	969	1,019	996	1,001	1,019	1,059
	労働者派遣事業所の派遣社員	85	72	62	59	55	68	73	67	66	67
	契約社員・嘱託	142	149	152	163	157	169	162	171	173	172
	その他の	71	73	73	66	67	40	40	39	40	40
	雇用者	2,337	2,341	2,361	2,369	2,375	2,405	2,371	2,398	2,410	2,443
女	役員を除く雇用者	2,248	2,250	2,273	2,279	2,288	2,323	2,291	2,316	2,322	2,363
	正規の職員・従業員	1,043	1,050	1,051	1,039	1,041	1,027	1,020	1,038	1,025	1,026
	非正規の職員・従業員	1,205	1,200	1,223	1,241	1,247	1,296	1,270	1,278	1,297	1,337
	パート・アルバイト	906	906	937	954	969	1,019	996	1,001	1,019	1,059
	労働者派遣事業所の派遣社員	85	72	62	59	55	68	73	67	66	67
非正規の職員・従業員の割合 (%)	男女計	34.1	33.7	34.4	35.1	35.2	36.7	36.3	36.2	36.7	37.4
	男	19.2	18.4	18.9	19.8	19.7	21.2	21.0	20.9	21.2	21.7
	女	53.6	53.3	53.8	54.4	54.5	55.8	55.5	55.2	55.9	56.6

資料出所 総務省統計局「労働力調査結果」により作成。

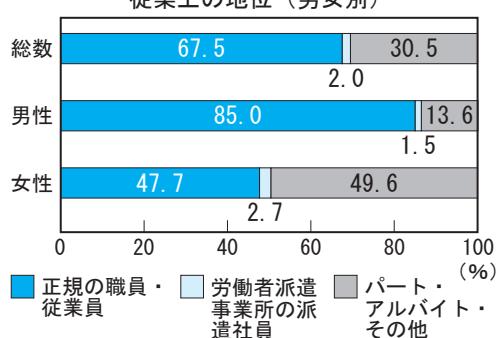
表15-3 国勢調査にみる愛媛の雇用者の従業上の地位（男女別）（人）

	15歳以上人口	労働力人口	就業者	雇用者	従業員の職員・		
					正規の職員・	所の派遣社員	パート・その他
総数	1,237,582	702,615	651,605	489,110	330,039	9,960	149,111
男性	573,657	396,597	361,878	259,311	220,311	3,861	35,139
女性	663,925	306,018	289,727	229,799	109,728	6,099	113,972

資料出所 総務省統計局「平成22年国勢調査報告」より作成。

(注) 「雇用者」は「役員」を除いている。

図15-2 国勢調査にみる愛媛の雇用者の従業上の地位（男女別）



資料出所 総務省統計局「平成22年国勢調査報告」より作成。

16 組織率の低下と組織化の課題

厚生労働省の労働組合基礎調査による2014年の全国の推定組織率は、17.5%で前年比0.2ポイント減少、過去最低を更新した。全労働組合員数は984万9千人となり、前年から2万6千人減で、5年連続の減少、組織率の低下に歯止めがかかっていない。

それを踏まえて、愛媛県内をみてみると2014年の労働組合数は564組合で前年に比べ1組合の減少、組合員数は7万9,993人で前年に比べ2,118人（-2.6%）の減少となった。推定組織率は14.9%で前年比0.5ポイントの減少となった。

組合規模別にみると、組合数については299人以下規模が496組合で全体564組合の9割弱を占めるなかで、組合員数は30,224人で全体79,993人のうち4割弱に留まっている。

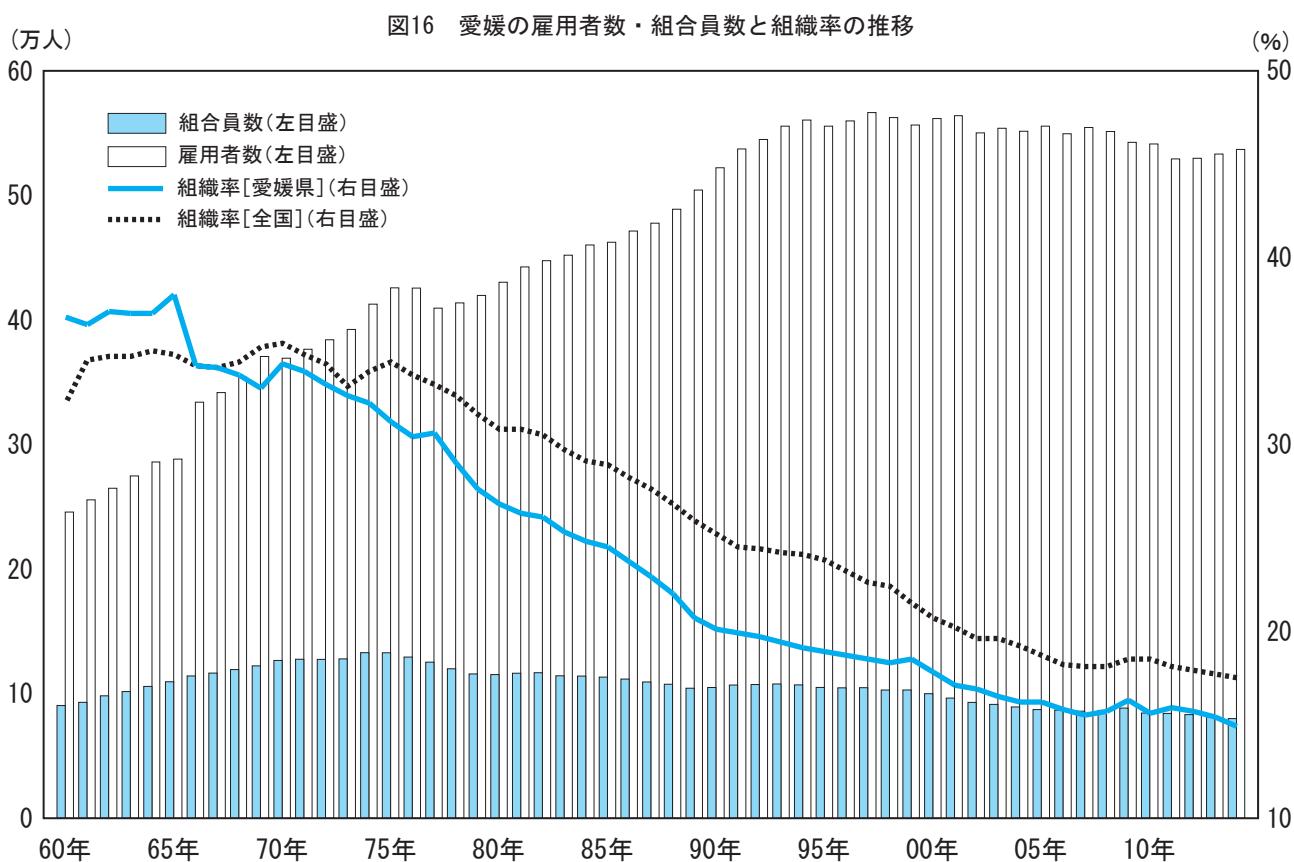
規模別の組織率についてもう少しみれば、全国調査ではあるが表16-3をみると従業員1,000人以上

規模では組織率45.3%が、100～999人で12.4%、労働者の約半数が雇用される100人未満の企業での組織率はわずか1.0%しかないことがわかる。

また同調査より、全国的なパートタイム労働者の組織化状況をみれば、組合員数は97万人で前年比5万6人増、推定組織率6.7%、全労働組合員数に占める割合も9.9%と確実に増加しており、今後もパート等非正規労働者の待遇改善を含めた組織化とともに、中小未組織労働者の組織化にも一層の力を入れる必要がある。

組織率

労働組合に加入している労働組合員数を雇用者全体数で除した率。



※2011年の組合員数を除く数値については、平成23年度は平成24年4月に公表された「労働力調査の東日本大震災に伴う補完推計平成23年6月分」を用いて算出している。

表16-1 愛媛の雇用者数・組合員数と組織率の推移

	組合数	組合員数(人)	対前年増加率(%)	推定組織率(%)	
				愛媛	全国
1960年	554	90,458	2.5	36.8	32.2
65年	739	109,570	3.6	38.0	34.8
70年	804	126,664	3.5	34.3	35.4
75年	907	132,834	▲0.5	31.2	34.4
80年	873	115,324	▲0.4	26.8	30.8
85年	865	113,290	▲0.7	24.5	28.9
90年	826	104,954	0.5	20.1	25.2
95年	799	105,008	▲1.9	18.9	23.8
2000年	782	99,986	▲2.9	17.8	21.5
05年	672	87,232	▲2.4	15.7	18.7
10年	599	84,446	▲4.5	15.6	18.5
11年	596	84,154	▲0.3	15.9	18.1
12年	560	83,184	▲1.2	15.7	17.9
13年	565	82,111	▲1.3	15.4	17.7
14年	564	79,993	▲2.6	14.9	17.5

資料出所 愛媛県経済労働部労政雇用課調査。

※推定組織率については、例年、総務省「労働力調査(6月分)」の雇用者数を算出しているが、

平成23年度は平成24年4月に公表された「労働力調査の東日本大震災に伴う補完推計平成23年6月分」を用いて算出している。

表16-2 愛媛の組合規模別の組合数及び組合員数

(平成26年6月30日現在)

規模	労働組合数			労働組合員数				
	対前年差	対前年比(%)	構成比(%)	対前年差	対前年比(%)	構成比(%)		
合計	564	-1	99.8	100.0	79,993	-2,118	97.4	100.0
300人以上	68	-3	95.8	12.1	49,769	-2,505	95.2	62.2
1,000人以上	12	0	100.0	2.1	23,450	-304	98.7	29.3
500～999人	18	-4	81.8	3.2	11,686	-2,696	81.3	14.6
300～499人	38	1	102.7	6.7	14,633	495	103.5	18.3
299人以下	496	2	100.4	87.9	30,224	387	101.3	37.8
200～299人	34	2	106.2	6.0	8,212	481	106.2	10.3
100～199人	72	0	100.0	12.8	9,893	-108	98.9	12.4
30～99人	159	3	101.9	28.2	9,426	40	100.4	11.8
29人以下	231	-3	98.7	41.0	2,693	-26	99.0	3.4

資料出所 愛媛県経済労働部労政雇用課調査

表16-3 全国の企業規模別(民営)労働組合員数及び推定組織率(単位労働組合)

企業規模	労働組合員数		雇用者数 (万人)	雇用者比率 (%)	推定組織率 (%)
	(千人)	構成比(%)			
計	8,305	100.0	5,100	100.0	16.3
1,000人以上	5,337	64.3	1,178	23.1	45.3
100～999人	1,792	21.6	1,444	28.3	12.4
99人以下	234	2.8	2,416	47.4	1.0

資料出所 厚生労働省「平成26年労働組合基礎調査」

(平成26年6月末の数値、以下同じ。)

注) 複数企業の労働者で組織される労働組合及び規模不明の労働組合の標記をしていないため合計は一致しない。

表16-4 全国のパートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率の推移(単位労働組合)

	者労働組合員数 (千人)	パートタイム労働 に占める割合 (%)	全労働組合員数 (千人)	短時間雇用者 (万人)	推定組織率 (%)
2005年	389	3.9	1,172	3.3	
2006年	515	5.2	1,187	4.3	
2007年	588	5.9	1,218	4.8	
2008年	616	6.2	1,232	5.0	
2009年	700	7.0	1,317	5.3	
2010年	726	7.3	1,291	5.6	
2011年	776	7.8	—	—	
2012年	837	8.5	1,332	6.3	
2013年	914	9.3	1,410	6.5	
2014年	970	9.9	1,455	6.7	

注) 「短時間雇用者数」は、労働力調査の雇用者数のうち就業時間が週35時間未満の雇用者の数値である。

「推定組織率」は、パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値である。

IV 労働時間をめぐる問題

17 愛媛の労働時間の動向

厚生労働省「毎月勤労統計調査」で、愛媛の労働時間の動きについてみてみると、事業所規模5人以上では、2013年の常用労働者1人の平均月間総労働時間は前年比2.7%減の147.9時間で、年間総労働時間に換算すると1774.8時間となった。その内訳をみると、所定内労働時間が前年比2.7%減の139.1時間で、所定外労働時間については前年比2.3%減の8.8時間となった。

毎月勤労統計の常用労働者は、1日の所定労働時間が一般労働者よりも短いパートタイム労働者を含んでおり、図17-2では、パートタイム労働者を除いてみてみると。事業所規模5人以上の一般労働者の2013年の年間総労働時間は2017時間である。ここ

20年の推移をみると2100時間代から2000時間台へと減少の動きがみられていたものの、高止まりした状況にある。

今後の景気回復とともに、経済活動の成果を、所得だけでなく労働時間の短縮にも分配していく、そして積極的な雇用拡大を図っていくことが、生産性を高め着実な経済成長を実現していく上で重要なことである。

労働時間の区分

「所定内労働時間」は、就業規則で定められた始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数。「所定外労働時間」は、早出、残業、休日出勤等の労働時間数。「総実労働時間」は、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計。

表17-1 毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別月間労働時間と出勤日数（2013年）

[規模5人以上]

(平成22年=100)

労働時間等の別 産業別	総実労働時間						出勤日数	
	25年		所定内労働時間		所定外労働時間			
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年差
調査産業計[愛媛県]	147.9	△ 2.7	139.1	△ 2.7	8.8	△ 2.3	19.6	△ 0.4
製造業	163.9	△ 0.8	150.4	△ 1.9	13.5	10.9	20.1	△ 0.4
卸売・小売業	139.2	△ 0.8	133.0	△ 1.0	6.2	2.8	20.0	△ 0.2
医療、福祉	144.2	△ 1.1	139.5	△ 1.3	4.7	4.8	19.1	△ 0.2
サービス業（他に分類されないもの）	142.9	△ 2.7	133.5	△ 2.4	9.4	△ 6.0	19.9	△ 0.6
調査産業計[全国]	145.5	△ 1.0	134.9	△ 1.3	10.6	2.3	18.9	△ 0.2
全国結果との比較(全国=100) (%)	101.6							

[規模30人以上]

(平成22年=100)

労働時間等の別 産業別	総実労働時間						出勤日数	
	25年		所定内労働時間		所定外労働時間			
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年差
調査産業計[愛媛県]	153.0	△ 1.1	142.0	△ 1.3	11.0	0.5	19.6	△ 0.3
製造業	162.9	△ 1.8	148.7	△ 2.3	14.2	3.9	19.8	△ 0.5
卸売・小売業	140.9	△ 1.5	133.8	△ 1.7	7.1	2.0	20.3	△ 0.4
医療、福祉	143.4	△ 0.2	138.4	△ 0.5	5.0	8.2	18.6	△ 0.2
サービス業（他に分類されないもの）	144.0	△ 0.1	133.6	△ 0.9	10.4	△ 3.1	19.3	△ 0.2
調査産業計[全国]	149.3	△ 0.9	136.9	△ 1.1	12.4	1.8	18.9	△ 0.3
全国結果との比較(全国=100) (%)	102.5							

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。以下、同じ。

図17-1 愛媛の労働時間指数と前年比・前年同月比の推移

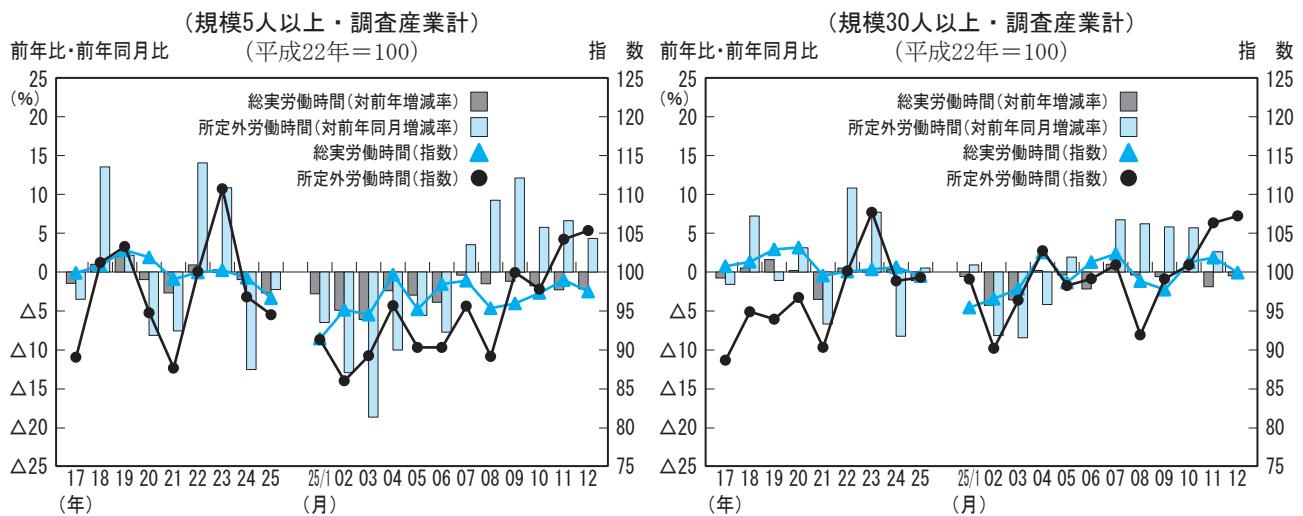
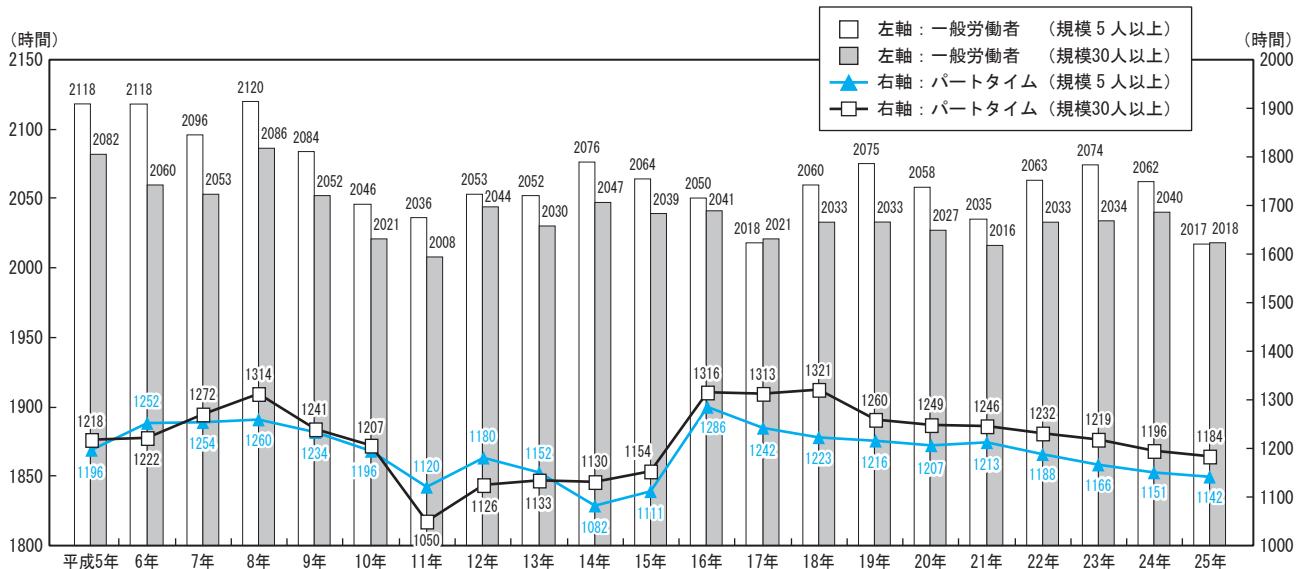


表17-2 愛媛の平均月間労働時間の推移 (調査産業計・事業所規模30人以上)

	月間総実労働時間		月間所定内労働時間		月間所定外労働時間		年間総実労働時間	
	愛媛県	全国	愛媛県	全国	愛媛県	全国	愛媛県	全国
1960年	200.8	202.7	181.1	180.8	19.7	21.9	2409.6	2432.4
65年	188.1	192.9	175.4	176.4	12.7	16.5	2257.2	2314.8
70年	189.8	186.6	171.1	169.9	18.7	16.7	2277.6	2239.2
75年	177.7	172.0	166.5	161.4	11.2	10.6	2132.4	2064.0
80年	179.5	175.7	167.7	162.2	11.8	13.5	2154.0	2108.4
85年	178.8	175.8	165.5	161.0	13.3	14.8	2145.6	2109.6
90年	175.6	171.0	162.4	155.5	13.2	15.5	2107.2	2052.0
95年	164.1	159.1	153.1	147.7	11.0	11.4	1969.2	1909.2
2000年	154.5	154.9	143.6	143.3	10.9	11.6	1854.0	1858.8
05年	159.9	152.4	148.4	140.0	11.5	12.4	1918.8	1828.8
06年	160.8	153.5	148.5	140.6	12.3	12.9	1929.6	1842.0
07年	157.8	154.2	147.4	140.8	10.4	13.4	1893.6	1850.4
08年	157.3	153.0	146.6	140.1	10.7	12.9	1887.6	1836.0
09年	152.8	147.3	143.0	136.4	9.8	10.9	1833.6	1767.6
10年	153.0	149.8	142.6	137.8	10.4	12.0	1836.0	1797.6
11年	152.8	149.0	142.1	137.1	10.7	11.9	1833.6	1788.0
12年	154.7	150.7	143.7	138.5	11.0	12.2	1856.4	1808.4
13年	153.0	149.3	142.0	136.9	11.0	12.4	1836.0	1791.6

資料出所 厚生労働省『毎月勤労統計要覧』各年版より作成。

図17-2 愛媛の雇用形態別にみた年間総労働時間の推移



資料出所 厚生労働省『毎月勤労統計調査』より作成。

18 労働時間の産業・規模間格差の是正を

愛媛の労働時間の特徴をもう少し詳しくみてみる。毎月労働統計調査の2013年男性労働者（事業所規模5人以上）について、年間総実労働時間を産業別にみると、産業間で大きな格差があることがわかる。もっとも長いのが運輸・郵便業で2085.6時間、もっとも短いのが卸売・小売業の1670.4時間である。両産業の間には415.2時間の差が生じている。

愛媛県中小企業団体中央会による「愛媛県における中小企業の労働事情」2013年7月調査によると、週所定労働時間が40時間以内の企業は、全体で86.8%となり前年比6ポイント減となった。従業員規模別にみると1～4人で72.4%、5～9人で62.8%、10～29人で87.7%、30～99人で98.7%、100～300人で100%となっている。漸次週40時間への移行が進んでいるが、企業規模によってまだまだ所

定労働時間が40時間を超える事業所があることも事実である。所定外労働については、「1～10時間」が最も多く26.3%で、次いで「10～20時間」が25.9%、「0時間」が23.5%となっている。

2010年4月1日に施行された改正労働基準法では、限度時間を超える時間外労働を労使で削減していくため、法定割増賃金率の引き上げや代替休暇制度が創設され、また年次有給休暇が労使協定によって時間単位で取得できるようになった。長時間労働は賃金不払い残業（サービス残業）や、過労など労働者のメンタルヘルスにかかる重大な問題であり、削減に向けた取り組みが求められる。

代替休暇制度

引き上げ分の割増賃金部分を有給休暇で消化できる制度

表18-1 愛媛の産業別・男女別みた労働時間（2013年）

（調査産業計・事業所規模5人以上）

			産業計	建設業	製造業	運輸・郵便業	卸売・小売業	金融・保険業	医療・福祉	サービス業
月間	合計	出勤日数	19.6	22.0	20.1	20.4	20.0	19.4	19.1	19.9
		総実労働時間	147.9	171.7	163.9	173.8	139.2	146.2	144.2	142.9
		所定外労働時間	8.8	12.8	13.5	18.3	6.2	6.2	4.7	9.4
	男性	出勤日数	20.3	22.1	20.4	20.5	20.6	19.7	18.9	20.5
		総実労働時間	163.7	174.7	171.3	179.4	158.5	160.5	150.2	160.4
		所定外労働時間	12.9	14.8	16.3	20.1	9.9	8.2	6.5	12.3
年間	女性	出勤日数	18.9	21.6	19.5	20.0	19.4	19.2	19.1	19.1
		総実労働時間	130.4	155.7	144.8	144.0	123.0	136.5	142.5	118.9
		所定外労働時間	4.2	2.2	6.4	8.4	3.0	4.8	4.2	5.5
	合計	出勤日数	235.2	264.0	241.2	244.8	240.0	232.8	229.2	238.8
		総実労働時間	1774.8	2060.4	1966.8	2085.6	1670.4	1754.4	1730.4	1714.8
		所定外労働時間	105.6	153.6	162.0	219.6	74.4	74.4	56.4	112.8
年間	男性	出勤日数	243.6	265.2	244.8	246.0	247.2	236.4	226.8	246.0
		総実労働時間	1964.4	2096.4	2055.6	2152.8	1902.0	1926.0	1802.4	1924.8
		所定外労働時間	154.8	177.6	195.6	241.2	118.8	98.4	78.0	147.6
	女性	出勤日数	226.8	259.2	234.0	240.0	232.8	230.4	229.2	229.2
		総実労働時間	1564.8	1868.4	1737.6	1728.0	1476.0	1638.0	1710.0	1426.8
		所定外労働時間	50.4	26.4	76.8	100.8	36.0	57.6	50.4	66.0

資料出所 厚生労働省「毎月労働統計調査」より作成。

表18-2 愛媛の中小企業の週所定労働時間（2013年）

(単位：%)

	合計	38時間以下	38時間超 40時間未満	40時間	40時間超 44時間以下
2 0 0 0 年	100.0	3.2	25.2	57.0	14.6
0 5 年	100.0	8.6	28.4	54.4	8.6
0 6 年	100.0	9.4	27.1	51.8	11.8
0 7 年	100.0	9.4	29.3	50.2	11.1
0 8 年	100.0	9.5	27.1	51.6	11.7
0 9 年	100.0	8.3	24.5	52.1	15.1
1 0 年	100.0	14.2	24.5	49.8	11.5
1 1 年	100.0	10.7	24.7	55.1	9.5
1 2 年	100.0	12.2	25.3	55.3	7.2
1 3 年	100.0	13.2	20.4	53.2	13.2
製 造 業	100.0	12.3	23.8	57.0	6.9
非 製 造 業	100.0	14.2	16.7	49.1	20.0
1 ～ 4 人	100.0	17.2	6.9	48.3	27.6
5 ～ 9 人	100.0	7.0	16.3	39.5	37.2
10 ～ 29 人	100.0	13.8	23.1	50.8	12.3
30 ～ 99 人	100.0	9.2	19.7	69.8	1.3
100 ～ 300 人	100.0	24.3	32.4	43.3	—
全 国 平 均	100.0	12.0	27.0	48.2	12.8

資料出所 愛媛県中小企業団体中央会『愛媛県における中小企業の労働事情』(2013年7月調査)より作成。以下同様。

表18-3 愛媛の中小企業の月平均残業時間（2013年）

(単位：%)

	0時間	1～10時間	10～20時間	20～30時間	30～50時間	50時間以上
産 業 計	23.5	26.3	25.9	13.8	8.9	1.6
製 造 業	24.2	33.5	21.1	13.3	6.3	1.6
非 製 造 業	22.7	18.5	31.0	14.3	11.8	1.7
1 ～ 4 人	79.4	6.9	10.3	3.4	—	—
5 ～ 9 人	34.8	27.9	23.3	7.0	4.7	2.3
10 ～ 29 人	15.6	26.6	28.1	17.2	12.5	—
30 ～ 99 人	12.0	30.7	25.3	16.0	12.0	4.0
100 ～ 300 人	2.8	30.6	38.9	19.4	8.3	—
全 国 平 均	28.4	27.2	20.1	12.9	9.7	1.7

図18 愛媛の中小企業の月平均残業時間（2013年）

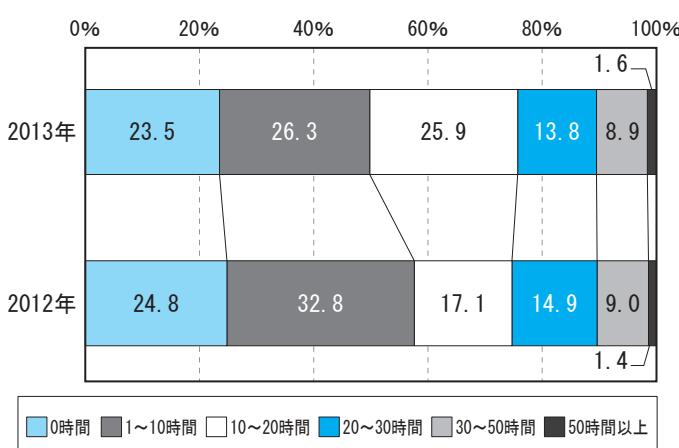
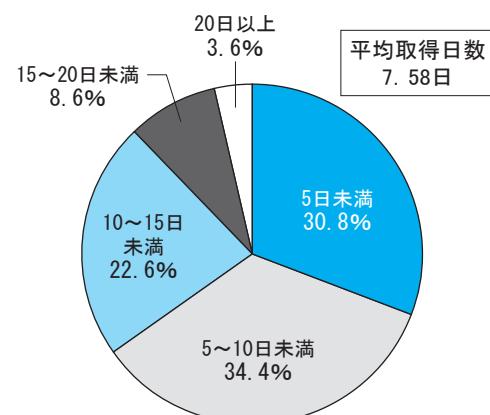


表18-4 愛媛の中小企業の有給休暇取得状況（2013年）



19 サービス残業の実態について

愛媛労働局は、平成25年度にブラック企業対策の一環で県内85企業・事業所を重点監督し、結果87.1%の74事業所で違反があり、是正監督が行われた。これは全国平均を5.1ポイント上回っている。

サービス残業の実態について、愛媛労働局のまとめによると、100万円以上の賃金不払い残業を労働基準監督署から是正指導され、残業代に当たる割り増し賃金を支払った県内企業は、2012年度は13社で前年比同数、対象労働者数は871人で203人増、是正支払い金額は6,142万円で2,964万円増となった。一企業あたりの平均額は、472万円で、対象労働者一人当たりに換算すると平均7万円となっている。

これについて10万円以上の遡及是正事案として見てみると、事案数は86件、対象労働者数は2,082人、是正支払い金額は8,469万円にのぼっている。

全国的な状況について、厚生労働省のまとめによる2012年度における100万円以上の賃金不払い残業は正事案は、企業数で1,277企業、対象労働者数は10万2,379人、支払われた割り増し賃金の合計額は104億円にのぼる。

賃金不払い残業

「所定労働時間外に労働時間の一部または全部に対して所定の賃金または割り増し賃金を支払うことなく労働を行わせること」いわゆるサービス残業のこと。労働基準法に違反することとなる。

表19-1 愛媛の賃金不払い残業に係る遡及是正状況（100万円以上）

業種	業種別事業数の推移									(単位:件)
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	
業種計	19	16	18	35	27	25	23	13	13	0
製造業	3	6	10	16	13	4	3	2	4	2
建設業	—	—	—	—	1	0	4	0	1	1
商業	5	4	1	12	6	11	11	3	4	1
運輸・交通業	—	—	—	—	1	1	0	2	0	-2
金融・広告業	1	0	2	1	0	2	0	0	1	1
保健衛生業	1	2	0	2	1	1	2	2	1	-1
接客娯楽業	3	1	1	2	3	1	2	2	0	-2
その他	6	3	4	2	2	5	1	2	2	0

業種別対象労働者数の推移 (単位:人)

業種	業種別対象労働者数の推移									(単位:人)
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	
業種計	2,462	547	671	1,044	633	779	779	668	871	203
製造業	43	135	394	449	123	97	148	61	234	173
建設業	—	—	—	—	13	0	107	0	36	36
商業	577	129	20	432	289	317	277	161	51	-110
運輸・交通業	—	—	—	—	50	20	0	23	0	-23
金融・広告業	1,279	0	135	24	0	23	0	0	400	400
保健衛生業	146	84	0	39	54	11	158	339	127	-212
接客娯楽業	107	185	19	60	41	1	53	17	0	-17
その他	310	14	103	40	63	310	5	67	23	-44

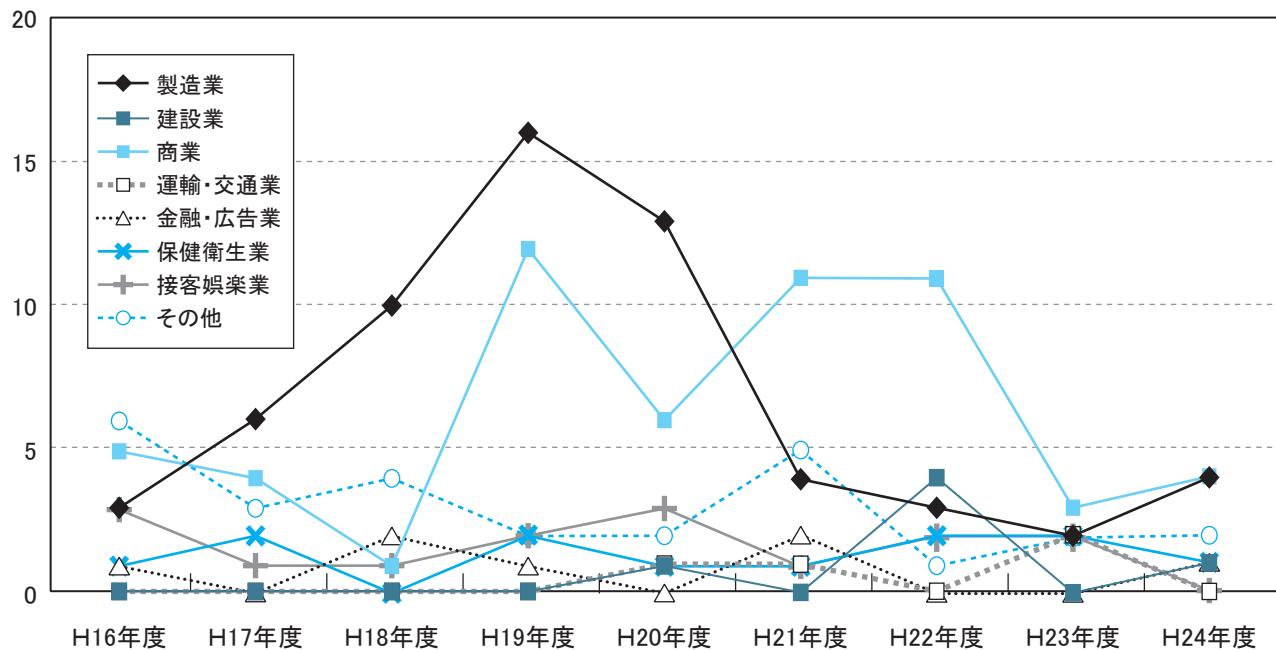
業種別是正支払金額の推移 (単位:万円)

業種	業種別是正支払金額の推移									(単位:万円)
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	
業種計	25,214	5,333	5,084	9,527	6,682	9,074	7,894	3,178	6,142	2,964
製造業	402	2,988	3,723	5,504	2,909	1,490	939	426	605	179
建設業	—	—	—	—	101	0	1,188	0	252	252
商業	2,095	1,052	107	2,812	1,123	2,823	3,190	527	1,352	825
運輸・交通業	—	—	—	—	1,164	187	0	437	0	-437
金融・広告業	19,337	0	327	421	0	330	0	0	3,493	3,493
保健衛生業	717	304	0	291	128	204	806	707	132	-575
接客娯楽業	928	294	220	285	715	462	1,657	238	0	-238
その他	1,735	695	707	214	542	3,578	114	843	308	-535

資料出所 「愛媛労働局まとめ」より作成

図19 愛媛の業種別賃金不払い残業是正事案の推移 (100万円以上)

(件数)



資料出所 「愛媛労働局まとめ」より作成。

表19-2 愛媛の賃金不払い残業にかかる遡及是正状況 (10万円以上)

	平成24年度に10万円以上の遡及是正をした事案				
	事案数	是正支払額	対象労働者数	1企業当たり是正額	労働者一人当たり是正額
製造業	27	12,771,310	589	473,011	21,683
建設業	6	3,809,533	68	634,922	56,023
運輸交通業	7	2,324,068	78	332,010	29,796
貨物取扱業	1	219,667	3	219,667	73,222
商業	24	19,460,193	247	810,841	78,786
金融広告業	2	35,443,263	407	17,721,632	87,084
通信業	1	128,367	19	128,367	6,756
保健衛生業	5	3,090,302	425	618,060	7,271
接客娯楽業	3	1,227,596	15	409,199	81,840
清掃・と畜業	2	293,041	18	146,521	16,280
その他	8	5,924,790	213	740,599	27,816
合計	86	84,692,130	2,082	984,792	40,678

資料出所 「愛媛労働局まとめ」より作成。

表19-3 全国の不払残業是正指導結果の推移

	100万円以上の割り増し賃金の是正支払い事案							
	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	対前年
是正企業数	1,679社	1,728社	1,533社	1,221社	1,386社	1,312社	1,277社	-35社
対象労働者数	182,561人	179,543人	180,730人	111,889人	115,231人	117,002人	102,379人	-14,623人
割増賃金支払い額	227億1,485万円	272億4,261万円	196億1,351万円	116億298万円	123億2,358万円	145億9,957万円	104億5,693万円	-41億4,264万円
1企業平均額	1,353万円	1,577万円	1,263万円	950万円	889万円	1,113万円	819万円	-294万円
1労働者平均額	12万円	15万円	11万円	10万円	11万円	12万円	10万円	-2万円

資料出所：厚生労働省 平成24年度「監督指導による賃金不払残業の是正結果」より作成

V 高齢者の状況

20 進む愛媛の高齢化

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課調査によると、2014年4月1日現在で愛媛県内の65歳以上の人口は409,546人で、前年同月より11,957人増となっている。

2013年10月実施の総務省「人口推計年報」で都道府県別にかつブロック別にわけて高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）を整理したのが右表である。愛媛県の高齢化率は28.8%で、都道府県の高位順で8位となっている。前年に比べ1.0ポイント上昇し、一つ順位が上がった。なお全国平均は25.1%で1.0ポイント上昇している。この表からも分かるように都道府県の高齢化率には大きな違いがみられ、秋田県の31.6%をトップにして最も低いのが沖縄の18.4%となっている。各地域別にみると東北、中国・四国に高齢化率が高い県が比較的集中しているが、総じて全国的に高齢化率が上

昇傾向にあるのは言うまでもない。

地域間の格差は、県内でみるとさらに拡大する傾向にあり、下図のとおり高齢化率が最も低い松山市（24.2%）と最も高い久万高原町（44.6%）との間には20.4ポイントの差がある。

ついで30%を超えている自治体は、上島町（41.9%）、伊方町（40.7%）、松野町（39.9%）、鬼北町（39.3%）、西予市（38.5%）そして愛南町（36.1%）、内子町（35.7%）、八幡浜市（35.1%）、宇和島市（33.9%）、大洲市（31.3%）、今治市（31.2%）の5市6市町である。他の7市町は20%台である。しかしながら、県内20市町は共通して高齢化率が年々上昇しており、高齢化の問題は少子化の問題と共に地域の過疎・過密問題等と総合して把握することが重要である。

図20 愛媛県内市町別高齢者人口（65歳以上）の割合（2014年4月現在）

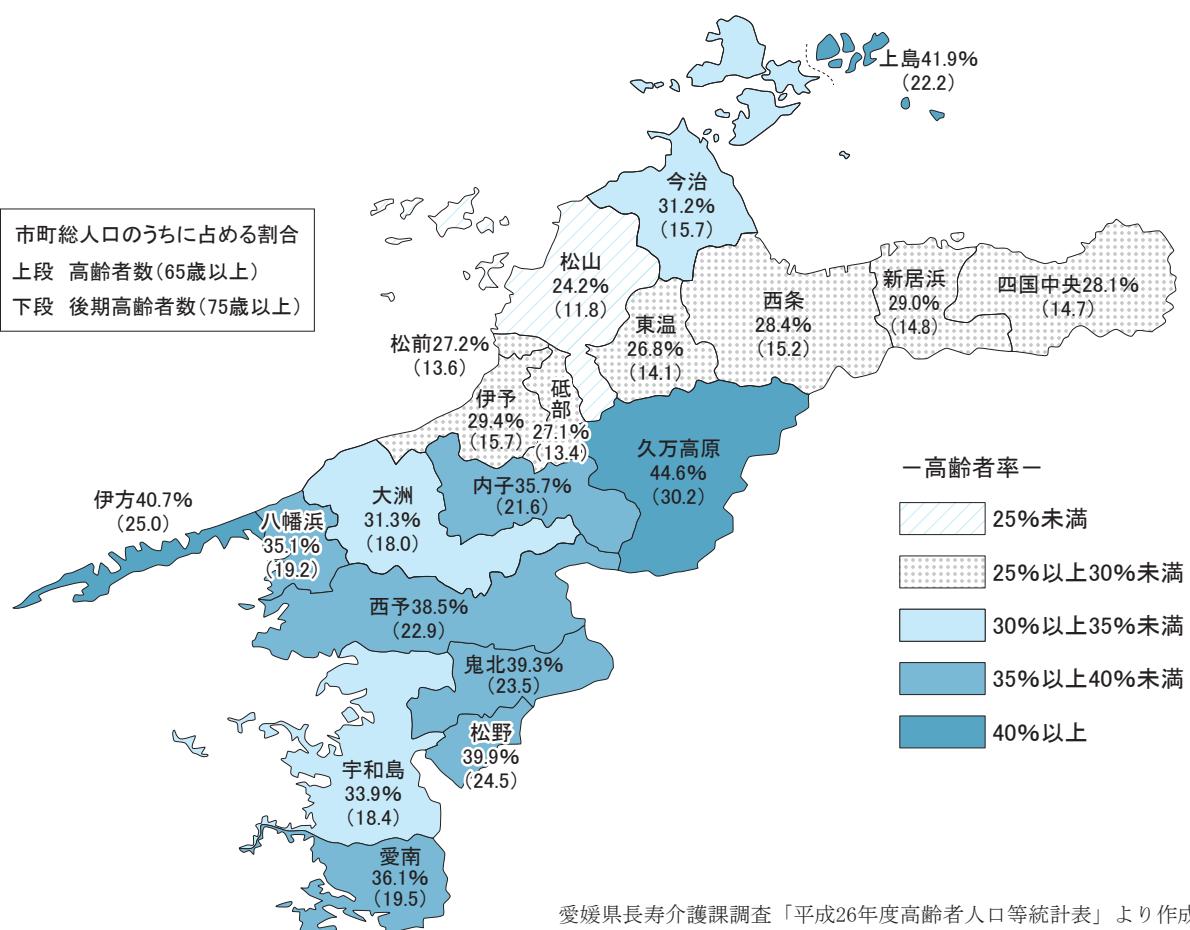


表20 都道府県別高齢者人口(65歳以上人口)の割合(2013年)

順位	北海道・東北	関 東	中 部	近 畿	中国・四国	九 州
1 2 3 4 5	秋田県 31.6			高知県 31.1 島根県 30.9 山口県 30.2 和歌山県 29.4		
6 7 8 9 10	山形県 29.1 岩手県 28.7		富山県 28.7		徳島県 29.1 愛媛県 28.8	
11 12 13 14 15			長野県 28.3 新潟県 28.1		鳥取県 28.2 香川県 28.1	大分県 28.6
16 17 18 19 20	青森県 27.9					長崎県 27.9 鹿児島県 27.8 宮崎県 27.6 熊本県 27.2
21 22 23 24 25	北海道 27.0 福島県 26.9		福井県 27.0		岡山県 27.1	
26 27 28 29 30			山梨県 26.5 岐阜県 26.3 石川県 26.1	三重県 26.2		広島県 26.2
31 32 33 34 35		群馬県 25.8	静岡県 26.0			佐賀県 26.1
36 37 38 39 40		茨城県 24.8 千葉県 24.3 栃木県 24.2		大阪府 24.7		福岡県 24.2
41 42 43 44 45	宮城県 23.8	埼玉県 23.0 神奈川県 22.4		滋賀県 22.5		
46 47		東京都 21.9				沖縄県 18.4

資料出所 総務省統計局「人口推計」(2013年10月1日現在)

(注) 統計表単位未満は四捨五入しており、同数値であっても順位は異なる場合がある。

21 要介護（要支援）認定者数の状況

厚生労働省「介護保険事業状況報告」によると、県内の要介護（要支援）認定者数の推移は、2000年4月の3万5,810人から2014年4月には8万6,874人へと2倍以上増加している。65歳以上人口にしめる要介護（要支援）認定者数の割合、認定者割合も2000年4月の11.25%から2014年4月は21.14%へと倍近くになっている。

なお、2006年4月に行われた介護保険制度の大幅な改定により、要介護認定・要支援認定区分変更が実施されたため、それまでの主として要支援と要介護1が要支援1、要支援2および経過的要介護の区分となっている。

要介護1について見てみると、2007年以降減少傾向にあったが、2009年12,564人を底に再び増加傾向にあり、2014年4月30日時点は16,920人と前年比1,008人増（6.3%増）となっている。

2014年4月末時点の認定者数を中国・四国の9県別にみると、認定者割合は、最も低い山口県の19.3%から最も高い島根県・愛媛県の21.1%まで1.8ポイントの差があるが、両県の間に他の県が位置していることになり、9県で大きな差異はない。必ずしも高齢化率が高い県と認定者割合に相関関係があるとはいえない。

表21-1 愛媛の要介護（要支援）認定者数の推移

		2000年4月30日	2005年4月30日	2006年4月30日	2007年4月30日	2008年4月30日	2009年4月30日	2010年4月30日	2011年4月30日	2012年4月30日	2013年4月30日	2014年4月30日
被保険者数	合 計	318,422	349,884	357,656	365,609	370,787	376,515	381,544	381,438	388,533	399,344	410,931
	第1号被保険者	317,454	347,937	355,565	363,508	368,644	374,357	379,376	379,237	386,341	397,247	409,020
	第2号被保険者	968	1,947	2,091	2,101	2,143	2,158	2,168	2,201	2,192	2,097	1,911
要支援・要介護認定者数	合 計	35,810	65,575	69,782	70,545	72,013	73,766	75,236	77,725	80,801	84,570	86,874
	要支援	5,526	11,907	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	要支援1	—	—	393	4,120	8,933	9,518	10,484	11,761	11,794	12,970	13,893
	要支援2	—	—	486	5,384	10,752	11,255	10,757	10,180	10,894	11,567	11,639
	経過的要介護	—	—	12,864	6,891	17	—	—	—	—	—	—
	要介護1	8,757	21,577	21,596	17,045	12,629	12,564	13,107	14,093	14,829	15,912	16,920
	要介護2	6,109	9,228	10,019	11,080	11,869	11,874	11,840	12,056	12,767	12,756	12,990
	要介護3	4,868	7,589	8,451	9,395	10,430	10,820	10,014	9,895	10,022	10,293	10,276
	要介護4	5,449	7,338	7,897	8,115	8,559	8,805	9,380	9,461	9,670	10,261	10,599
	要介護5	5,101	7,936	8,076	8,515	8,824	8,930	9,654	10,279	10,825	10,811	10,557
	認定者割合(%)	11.25	18.74	19.51	19.30	19.42	19.59	19.72	20.40	20.80	21.18	21.14

資料出所 資料出所 厚生労働省老健局介護保険課「介護保険事業状況報告」より作成。

(注)

- 1) 2006年4月から介護保険制度改定により、要介護認定・要支援認定区分変更が実施されたため留意が必要。
- 2) 2000年4月現在の人数は、旧措置入所者で非該当のものを「要支援」に整理している。
- 3) 第2号被保険者数は、被認定者数である。
- 4) 第1号被保険者数・要介護（要支援）認定者数は当月末実績、居宅介護（支援）サービス受給者数・施設介護サービス受給者数・保険給付決定状況は、前々月サービス分である。
- 5) 計数のない場合を「—」とする。
- 6) 数値は、暫定版であり今後変更がある。

表21-2 中四国の県別にみた要介護（要支援）認定者数（2014年4月末現在）

保険者	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	認定者割合
鳥取県	3,994	4,990	—	5,291	6,027	4,471	4,365	4,054	33,192	20.2%
島根県	6,156	5,677	—	9,628	8,392	5,798	5,550	4,907	46,108	21.1%
岡山県	15,343	16,399	—	20,397	19,529	13,627	12,842	11,502	109,639	20.8%
広島県	26,069	21,831	—	29,225	24,232	18,098	15,751	15,125	150,331	20.1%
山口県	12,650	11,004	—	18,395	13,581	10,180	9,833	8,302	83,945	19.3%
徳島県	6,417	7,643	—	7,950	8,307	6,380	5,803	4,796	47,296	21.0%
香川県	5,901	8,515	—	11,153	10,160	7,286	6,078	5,398	54,491	19.5%
愛媛県	13,893	11,639	—	16,920	12,990	10,276	10,599	10,557	86,874	21.1%
高知県	6,229	5,550	—	9,231	6,942	5,911	6,079	6,169	46,111	19.8%

表21-3 愛媛県内の市町別にみた要介護（要支援）認定者数（2014年4月末現在）

保険者	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	認定者割合
松山市	5,256	3,866	—	5,247	3,323	2,711	2,969	2,949	26,321	21.0%
今治市	1,312	1,394	—	1,984	2,018	1,506	1,246	1,414	10,874	20.8%
宇和島市	1,495	736	—	1,385	889	706	741	883	6,835	24.3%
八幡浜市	411	211	—	639	317	252	383	262	2,475	19.0%
新居浜市	959	1,039	—	1,547	1,386	1,019	1,020	931	7,901	22.0%
西条市	967	780	—	1,247	988	734	743	814	6,273	19.5%
大洲市	437	384	—	541	387	325	392	296	2,762	18.9%
伊予市	357	259	—	503	251	269	345	220	2,204	19.3%
四国中央市	524	944	—	907	1,194	864	794	770	5,997	23.3%
西予市	428	461	—	588	502	374	407	507	3,267	20.4%
東温市	247	388	—	361	335	294	285	305	2,215	24.3%
上島町	80	90	—	117	81	63	73	84	588	19.0%
久万高原町	151	101	—	157	184	150	120	144	1,007	23.7%
松前町	305	184	—	317	189	207	203	136	1,541	18.2%
砥部町	166	151	—	250	144	150	153	124	1,138	19.0%
内子町	161	148	—	283	220	157	179	178	1,326	20.7%
伊方町	218	93	—	216	102	84	78	104	895	20.5%
松野町	43	63	—	98	56	45	62	49	416	24.4%
鬼北町	159	95	—	228	113	103	108	131	937	21.2%
愛南町	217	252	—	305	311	263	298	256	1,902	22.0%

VI 生活環境と生活問題

22 松山市の消費者物価指数

物価が上昇すれば相対的に貨幣価値は下がる。仮に物価が10%上昇すれば、それまで10個買えていたものが同じ値段で9個しか変えなくなるわけだから、「出費を増やす」か「購入数を減らす」かしないと生活が維持できなくなる。

春闘賃上げにおけるベースアップとは、生活向上、企業業績配分のほかに、この物価上昇分の確保を基本にしている。定期昇給分のみの賃上げでは、物価上昇下においては実質賃下げに他ならない。

愛媛県の消費者物価指数については、県庁所在地のデータとして松山市の物価が調査されている。

2014年の月別の推移を生鮮食品を除く総合物価指数の推移でみてみると、じわりと上昇傾向に推移しながら、4月の消費増税を迎えてることが分かる。

デフレ経済からの脱却にむけて、政府によるアベノミクス政策がすすめられるが、図22-2でみると、物価下落以上のテンポで労働者賃金は下がり、当然のごとく勤労者世帯の消費支出も下がり続けてきた。デフレ解消のためには内需喚起、つまり消費者購買力の向上が必要であり、それには一般消費者である勤労者所得の引き上げや、将来不安の解消なくしては成り立たない。

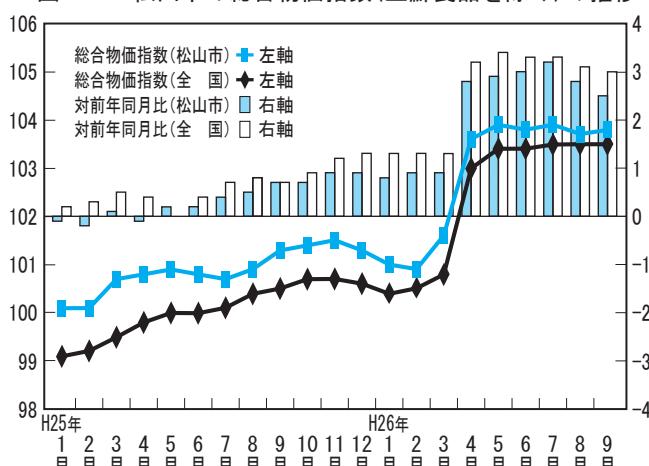
表22 松山市の消費者物価指数

(H22年=100)

	総合	対前年 (月)比	総合 (生鮮食品 を除く)	食料	住居	光熱 水道	家具・ 家事用品	被服・ 履き物	保健 医療	交通・ 通信	教育	教養 娯楽	諸雑費
19年	100.5	0.0	101.1	95.7	102.6	96.7	107.2	100.7	101.3	101.9	111.3	104.6	99.9
20年	102.1	1.6	102.6	98.7	100.9	102.6	108.5	102.7	101.2	104.2	113.3	104.5	100.7
21年	100.6	-1.5	101.2	98.7	100.6	100.6	107.7	97.8	100.7	99.0	114.6	102.2	99.4
22年	100.0	-0.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23年	100.1	0.1	100.1	100.4	100.8	102.5	96.8	98.0	99.2	100.9	97.2	97.2	103.5
24年	100.6	0.4	100.5	101.4	101.7	104.0	94.4	98.0	98.0	101.3	97.4	97.0	103.3
25年	100.9	0.3	100.9	101.5	101.6	107.5	92.0	96.9	97.9	102.9	97.6	95.6	104.9
H26年 1月	101.0	0.8	101.0	101.4	101.6	112.2	91.2	87.7	97.8	103.2	97.6	96.1	107.3
2月	101.0	1.0	100.9	101.4	101.6	112.4	89.3	88.1	97.7	103.1	97.6	96.7	107.4
3月	101.6	1.1	101.6	101.8	101.6	112.9	94.7	94.2	97.7	103.6	97.6	96.4	107.6
4月	103.6	3.0	103.6	104.8	101.9	113.3	99.2	98.1	100.1	105.8	95.3	100.6	109.0
5月	103.9	3.1	103.9	104.7	101.9	117.4	101.0	98.0	99.8	106.0	95.3	100.2	109.0
6月	103.9	3.2	103.8	104.8	102.0	117.4	98.5	98.4	100.0	105.8	95.3	100.8	109.0
7月	103.8	3.1	103.9	104.3	102.1	117.2	97.0	95.3	99.7	107.1	95.3	101.2	108.9
8月	103.9	2.9	103.7	104.7	102.0	117.0	96.5	94.6	99.6	107.4	95.3	101.7	108.8
9月	104.4	2.8	103.8	106.5	102.0	116.9	95.8	101.2	99.7	106.4	95.3	101.0	108.6
H25年全国	100.0	0.4	100.1	99.6	99.1	112.3	89.7	100.1	98.0	102.9	98.8	93.6	104.8

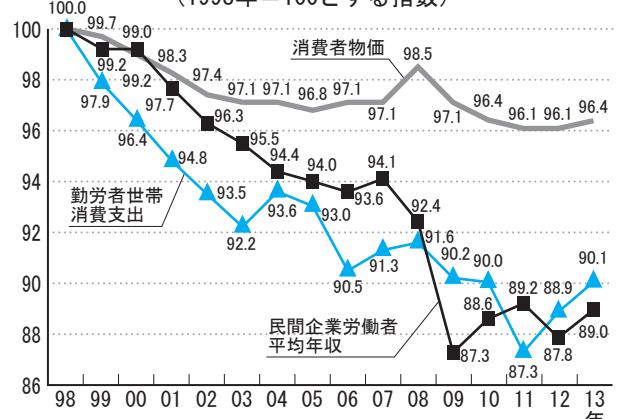
資料出所 総務省統計局まとめ。以下、同じ。

図22-1 松山市の総合物価指数(生鮮食品を除く)の推移



注) 生鮮食品は豊作・不作などによって価格変動が大きいため、ここでは生鮮食品を除く総合指数をみる。

図22-2 デフレ経済下での物価、賃金、労働者の生活(全国)
(1998年=100とする指標)



出所: 総務省「消費者物価指数」生鮮食料品を含む総合。
国税庁「税務統計からみた民間給与の実態」1年を通じて働いた者の集計。
総務省「家計調査」労働者・2人以上世帯

23 子どもの教育費

日本が抱える大きな問題のひとつに少子化問題がある。出生率の低下は、将来の社会保障負担、国内生産・需要等に多大な影響を与えることになる。厚生労働省発表の2014年合計特殊出生率は1.43であり、総務省統計局の推計による15歳未満の子どもの数（2014.4.1現在）は1,633万人で33年連続減、世界最低水準の状況が続いている。

出生率の低下は晩婚化や未婚率の上昇、さらには仕事と子育ての両立の難しさや、子育てにかかるコストが大きな要因として考えられる。

子どもの教育費について詳しく見ていきたい。愛媛銀行が県内の家庭を対象に行った「大学生の教育費に関するアンケート調査」によると、まず受験にかかる総費用（受験料・交通費・宿泊代）の出費は26.9万円（受験校数平均2.5校）となっている。また学費平均（年間額）は、国公立で77.2万円、私

立文系で99.6万円、私立理系では127.7万円となっている。さらに自宅外の学生であれば仕送りも必要となり、仕送り額平均は月額9.2万円（うち住居費は5.0万円）で、4年間で換算すると441.6万円にものぼる。

日本政策金融公庫が行っている平成26年度「教育費負担の実態調査結果」による「小学校以上に在学中の子どもも全員にかかる費用」の世帯年収に対する割合は平均40.1%で、図23-2からは所得が低い世帯ほどその負担は大きく、200万円以上400万円未満では実に58.2%にも上る。

昨今は、奨学金返済について、厳しい雇用情勢や働く環境を背景に、卒業後の若者たちの大きな負担となっていることが社会問題化しつつある。これからの日本を支えていく世代をどう支援するか、早急な対策が求められる。

表23-1 大学にかかる年間学費

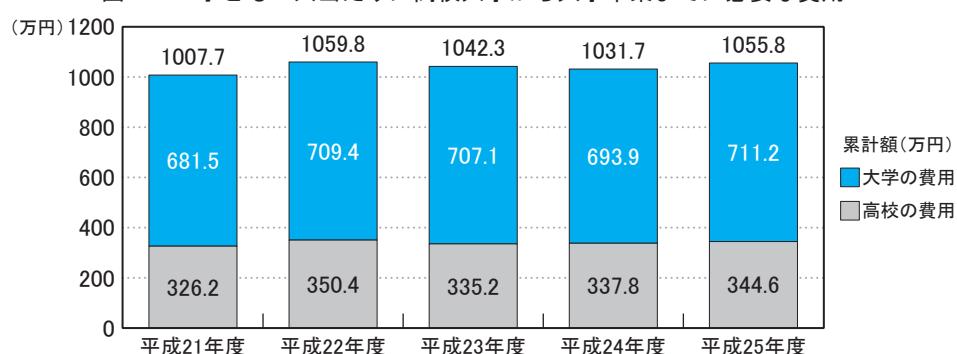
	(平均)
国公立	77.2万円
私立文系	99.6万円
私立理系	127.7万円

表23-2 大学4年間にかかる総費用（学費+生活費）の平均

	国公立	私立（文系）
自宅生	112.1万円／年×4年間=448.4万円	147.1万円／年×4年間=588.4万円
自宅外生	171.6万円／年×4年間=686.4万円	218.7万円／年×4年間=874.8万円

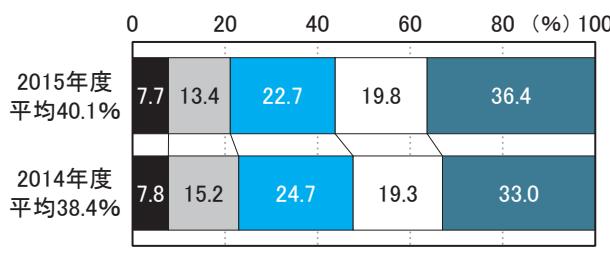
資料出所 ひめぎん情報センター 2014年大学生の教育費に関するアンケート調査

図23-1 子ども一人当たりに高校入学から大学卒業までに必要な費用



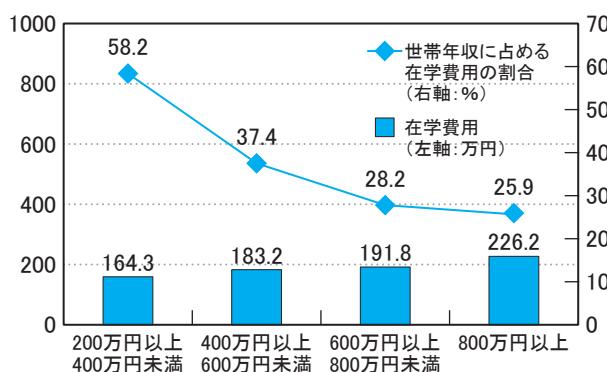
資料出所 日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査」より作成。以下、同じ。

図23-2 年収に占める在学費用の割合(子供2人世帯)



(注) 小学校以上に在学中の子どもも2人を持つ世帯における
子ども全員にかかる在学費用が年収に占める割合

図23-3 年収階層別にみた年収に占める在学費用の割合(平成25年度)



24 愛媛の勤労者の景況感と暮らし（第7回愛媛勤労者定期観測調査 結果速報）

この項では、愛媛県労働者福祉協議会が実施する「愛媛勤労者定期観測調査（勤労者短観調査）」を紹介する。調査は、県内勤労者を対象に年2回「景況感、仕事の現状、暮らし向き等」についての質問票によるアンケート調査となっている。

勤労者自身が景気や雇用、生活の状況（家計）について日頃どうみているのかの動向データを蓄積していくことで、一般的に実施されている企業景気動向調査との比較・差違を図り、勤労者福祉の向上にむけて様々な場面で活用していくことを目的に実施している。

2014年11月に第7回調査を実施し、事業所の登録モニターに協力を依頼し、364名（有効回答数358名）からの回答を得た。（※第8回調査は2015年5月に実施予定）

第7回 愛媛県勤労者短観調査 回答者属性

アンケート有効回答数		358
性 別	人	%
男性	246	68.7
女性	112	31.3
年齢構成	人	%
20歳代	47	13.1
30歳代	101	28.2
40歳代	106	29.6
50歳代	86	24.0
60歳以上	18	5.0
業 種	人	%
民間製造業	125	34.9
民間非製造業	169	47.2
公務員	26	7.3
その他(医療、福祉団体等)	38	10.6

居住地		人	%
東予		133	37.2
中予		174	48.6
南予		50	14.0
その他		1	0.3
年 収	人	%	
200万円未満		35	9.8
200万円～400万円未満		127	35.5
400～600万円未満		123	34.4
600～800万円未満		66	18.4
800万円以上		7	2.0
就業形態	人	%	
正規		304	84.9
非正規		54	15.1

～職場や仕事について～

《勤め先の経営状況》 図 24-1

1年前と比べて勤め先の経営状況が「悪くなったと思う」が「良くなったと思う」を大きく超過した。経営状況D Iでみると、ほぼ横ばいとなった。

《身の回りの物価》 図 24-2

1年前と比べて身の回りの物価について「上がったと思う」が「下がったと思う」を大きく超過した。身の回り物価D Iは、前回調査時は大きく上昇したが、今回はやや下落した。

《賃金収入》 図 24-3

1年前と比べて賃金収入について、「増えた」が減少。賃金収入D Iは下落した。

《勤め先の仕事の満足感》 図 24-4

「満足」が減少し「不満」が増加、仕事満足D Iは下落した。

《仕事での不安・悩み》 図 24-5

第1回調査から変わらず「将来の収入」への不安（48.3%）が突出。第2位に「毎月の収入の少なさ」（29.2%）、第3位に「上司や同僚との人間関係」（22.8%）が続いた。

～暮らし向きについて～

《世帯全体の収入》 図 24-6

前回調査と比べ、世帯全体の収入は「増えた」が減り、世帯収入D Iは下落した。

《世帯の暮らし向き》 図 24-7

前回調査と比べ、暮らし向きが「悪くなった」が増え、暮らし向きD Iはやや下落した。

《生活の満足感》図 24-8

生活満足D Iは、2013年5月を頂点にやや下落傾向。

《暮らし向きに関連した不安・悩み》図 24-9

「預貯金など資産の少なさ」、「自分や家族の健康」、「自分自身または配偶者の老後」が第1回調査から変わらず上位になった。

図24-1 勤め先の現在の経営状況（1年前と比べて）

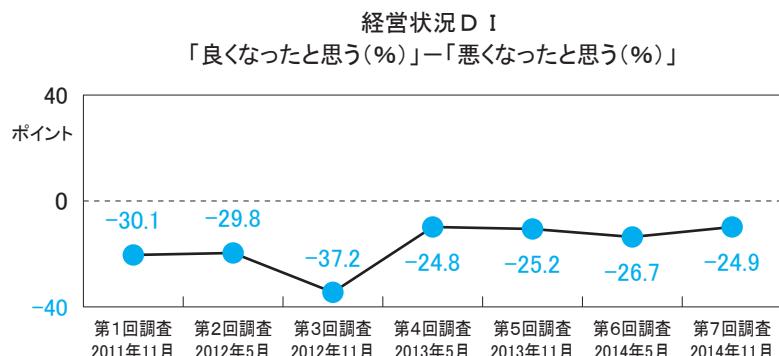
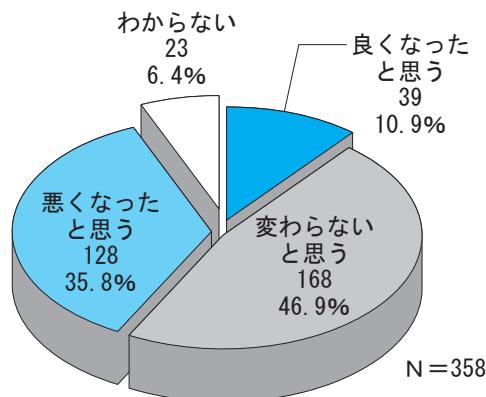


図24-2 日常生活に関連した商品やサービスの価格（1年前と比べて）

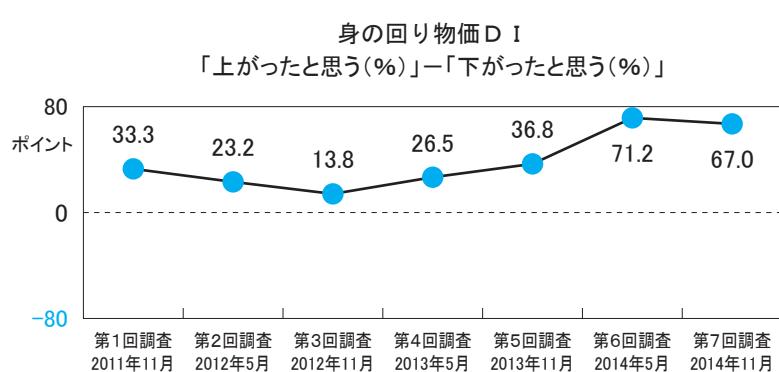
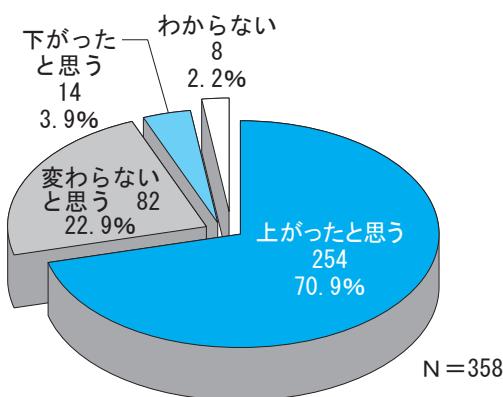


図24-3 あなたの賃金収入（1年前と比べて）

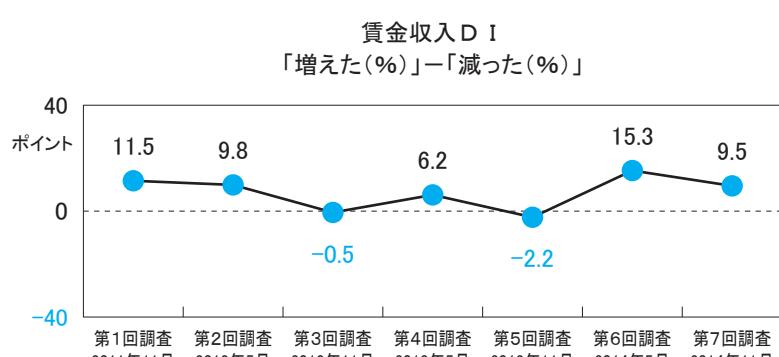
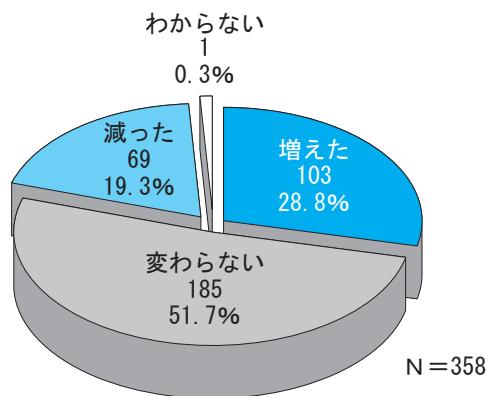


図24-4 仕事の満足感

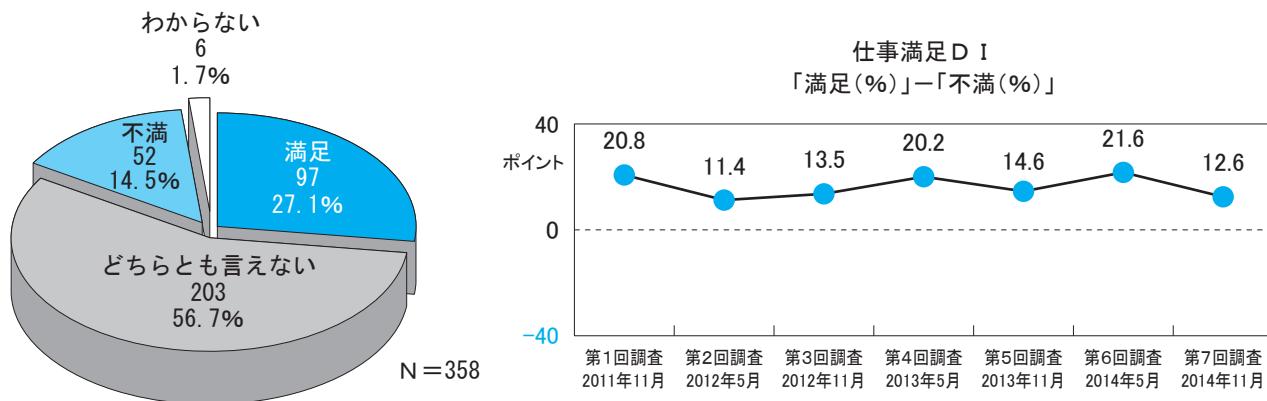


図24-5 仕事に関する、この半年間に特に不安に思ったこと・悩んだこと (3つまで選択可)

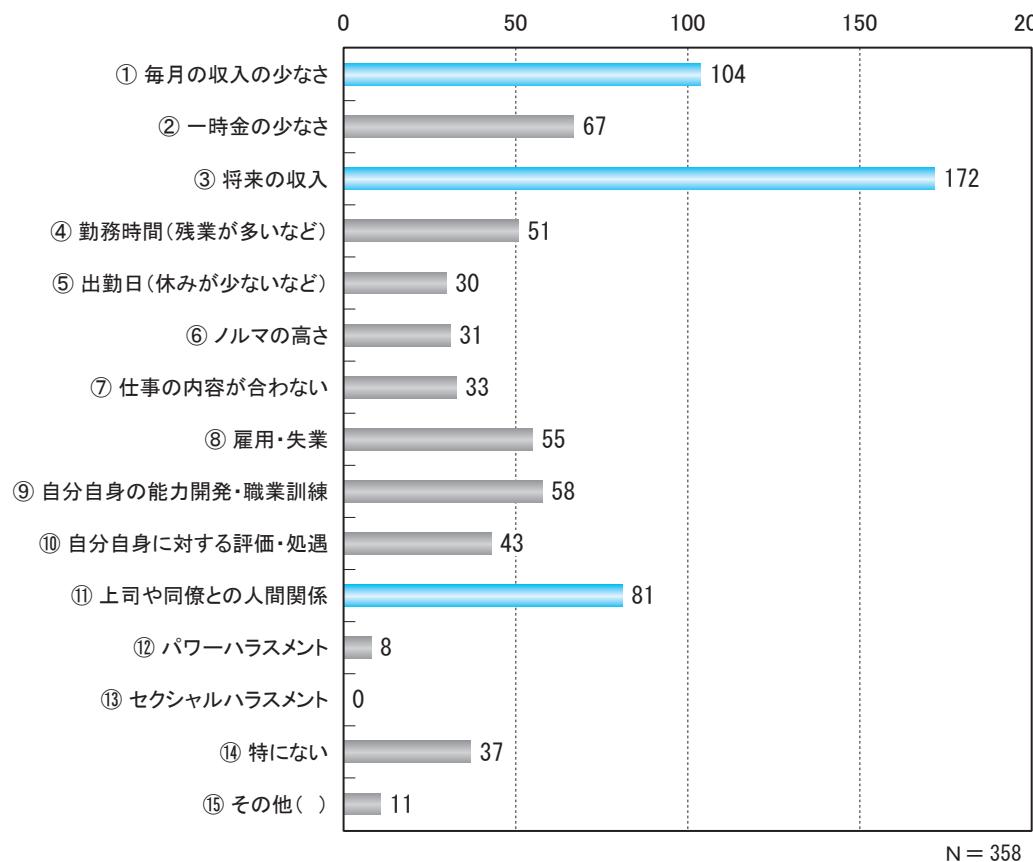


図24-6 世帯全体の収入 (1年前と比べて)

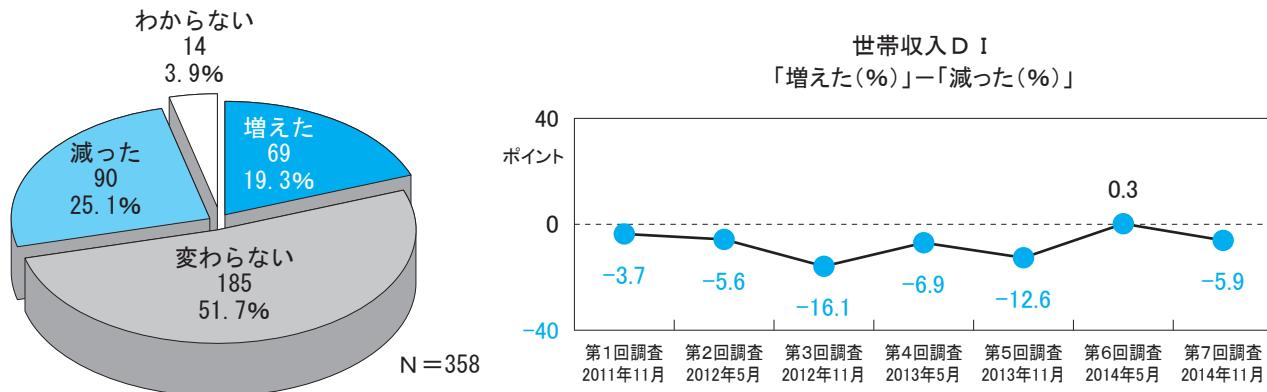


図24-7 世帯の暮らし向き（1年前と比べて）

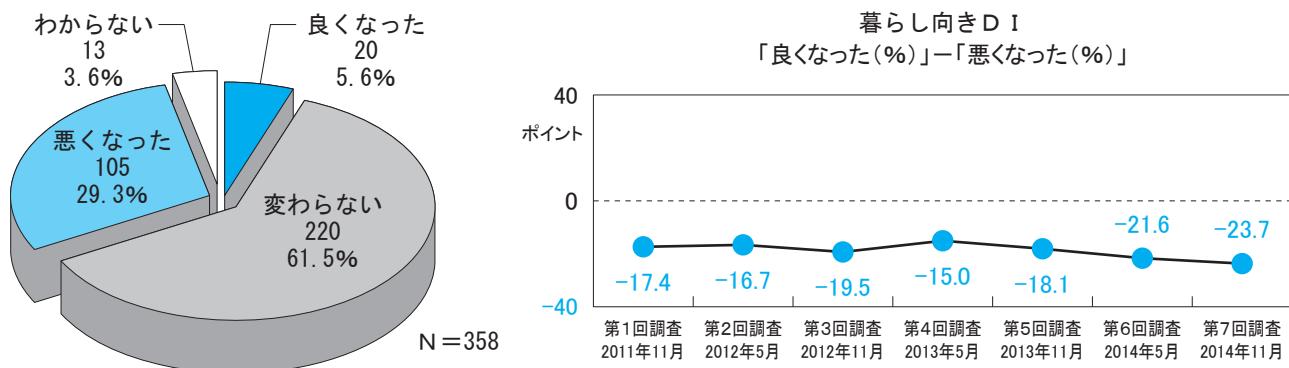


図24-8 生活の満足感

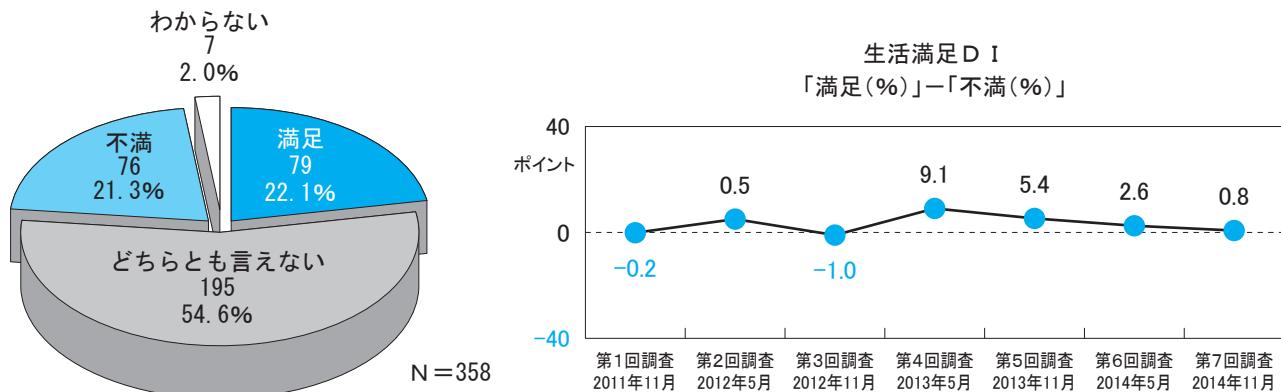


図24-9 暮らし向きに関連して、この半年間に特に不安に思ったこと・悩んだこと（3つまで選択可）

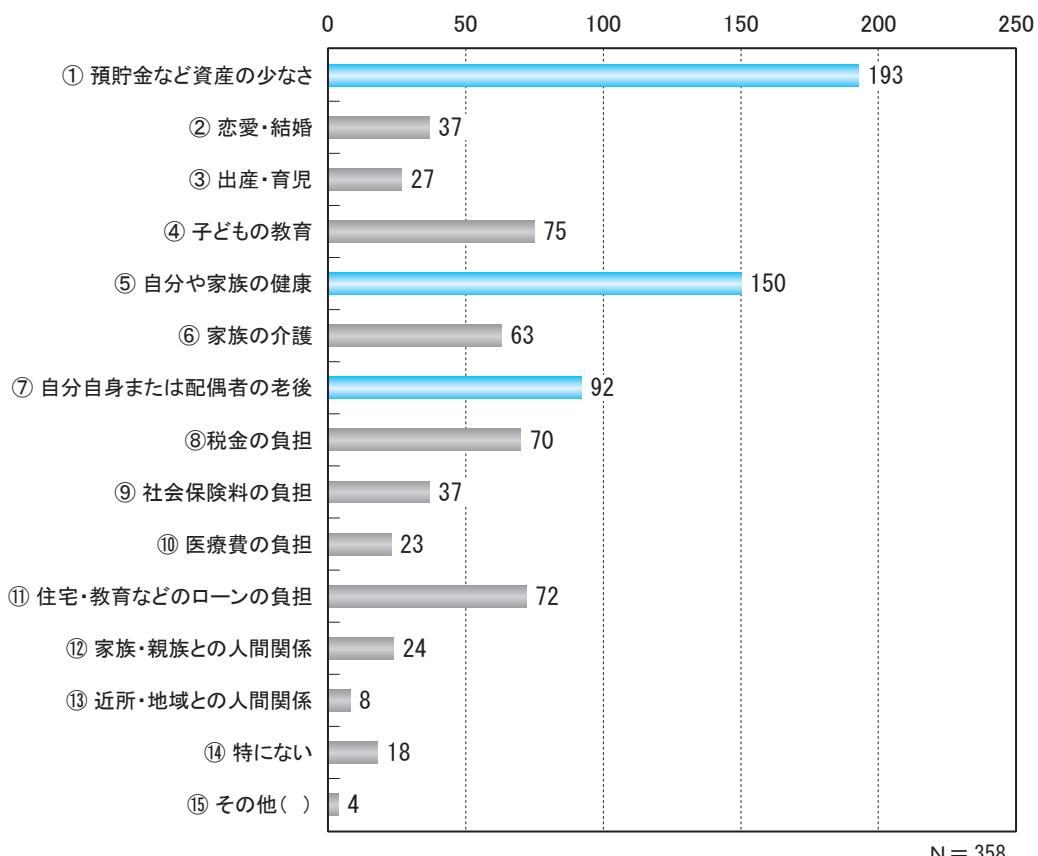


図 表 一 覧

図 2 愛媛の業況判断の長期的推移	5頁
表 2 全国と愛媛の主要経済指標	6頁
図 3-1 愛媛における有業者数、無業者数及び有業率の推移	7頁
図 3-2 愛媛の年齢別有業率	8頁
図 3-3 愛媛における新規就業者に占める「非正規就業者」の割合の推移	8頁
図 3-4 愛媛における雇用形態間の就業移動状況（平成19年10月以降の5年間）	8頁
図 4-1 愛媛の中小企業の経営上のあい路	9頁
図 4-2 愛媛の中小企業の経営状況	10頁
図 4-3 愛媛の中小企業の今後の経営方針	10頁
図 4-4 愛媛の中小企業の経営上の強み（上位3項目）	10頁
図 4-5 労働組合の組織状況（2013年度）	10頁
表 4-1 愛媛の中小企業の女性常用労働者比率（2013年度）	10頁
表 4-2 愛媛の中小企業のパートタイム労働者比率（2013年度）	10頁
図 5 愛媛の春季賃上げの推移（連合愛媛全体集計結果より）	11頁
表 5-1 連合愛媛の賃上げ集計（全体集計・加重平均）	12頁
表 5-2 連合愛媛の賃上げ集計（地場集計・加重平均）	12頁
表 5-3 全国の賃上げ状況（連合集計）	12頁
表 5-4 全国主要企業春季賃上げ状況の推移（厚生労働省集計）	12頁
表 6-1 毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別現金給与額（2013年）	13頁
図 6 愛媛の名目賃金指数と前年比・前年同月比の推移	14頁
表 6-2 愛媛の雇用形態別にみた1人平均月間現金給与額（2013年）	14頁
図 7 時間賃金と女性パート賃金・地域別最賃の都道府県別比較（2013年）	15頁
表 7 都道府県別にみた時間賃金率の比較	16頁
図 8 愛媛の企業規模別年間賃金の推移（男性労働者）	17頁
表 8-1 愛媛の企業規模別・年齢別賃金格差（2013年・男性労働者・産業計）	18頁
表 8-2 年間賃金でみた愛媛の企業規模別賃金格差の推移	18頁
表 9-1 愛媛と全国の男女間賃金格差の推移	19頁
図 9 愛媛の年齢別所定内賃金の男女格差（2013年）	20頁
表 9-2 愛媛の年齢別賃金の男女間格差（2013年）	20頁
図10-1 愛媛のパートタイム女性労働者の時間賃金の推移	21頁
表10-1 愛媛のパートタイム女性労働者の時間賃金	22頁
表10-2 都道府県別にみたパートタイム女性労働者の時間賃金と地域間格差	22頁
表10-3 正規・非正規別の賃金実態（全国結果）	22頁
図10-2 年齢階級別にみる正規・非正規の賃金カーブ（全国結果）	22頁
図11 一般労働者の賃金と地域別最低賃金の時間額比較（2013年水準）	23頁
表11-1 地域別最低賃金 引き上げ額の推移	24頁
表11-2 2014年度地域別最低賃金改定状況	24頁
図12 個別賃金要求における賃金プロット図のイメージ	25頁
表12 愛媛の賃金構造（男性労働者・2013年ベース）	26頁
図13 連合愛媛中小地場（299人以下）の賃金水準比較	28頁
表13-1 連合愛媛 2015年度地域ミニマム設定値	28頁
表13-2 連合愛媛年齢別賃金特性値表（299人以下・地場・男女計）	29頁
表13-3 連合愛媛年齢別賃金特性値表（全体・男女計）	30頁

図14-1 愛媛における一般労働市場の推移	31頁
表14 愛媛における一般労働市場の推移	32頁
図14-2 地域別にみた有効求人倍率の推移	32頁
図15-1 愛媛県の就業・失業状況	33頁
表15-1 愛媛県の就業・失業状況	34頁
表15-2 雇用形態別就業者（全国）	34頁
表15-3 国勢調査にみる愛媛の雇用者の従業上の地位（男女別）	34頁
図15-2 国勢調査にみる愛媛の雇用者の従業上の地位（男女別）	34頁
図16 愛媛の雇用者数・組合員数と組織率の推移	35頁
表16-1 愛媛の雇用者数・組合員数と組織率の推移	36頁
表16-2 愛媛の組合規模別の組合数及び組合員数	36頁
表16-3 全国の企業規模別（民営）労働組合員数及び推定組織率（単位労働組合）	36頁
表16-4 全国のパートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率の推移（単位労働組合）	36頁
表17-1 毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別月間労働時間と出勤日数（2013年）	37頁
図17-1 愛媛の労働時間指数と前年比・前年同月比の推移	38頁
表17-2 愛媛の平均月間労働時間の推移	38頁
図17-2 愛媛の雇用形態別にみた年間総労働時間の推移	38頁
表18-1 愛媛の産業別・男女別にみた労働時間（2013年）	39頁
表18-2 愛媛の中小企業の週所定労働時間（2013年）	40頁
表18-3 愛媛の中小企業の月平均残業時間（2013年）	40頁
図18 愛媛の中小企業の月平均残業時間（2013年）	40頁
表18-4 愛媛の中小企業の有給休暇取得状況（2013年）	40頁
表19-1 愛媛の賃金不払い残業に係る遡及是正状況（100万円以上）	41頁
図19 愛媛の業種別賃金不払い残業是正事案の推移（100万円以上）	42頁
表19-2 愛媛の賃金不払い残業に係る遡及是正状況（10万円以上）	42頁
表19-3 全国の不払い残業是正指導結果の推移	42頁
図20 愛媛県内市町別高齢者人口（65歳以上）の割合（2014年4月現在）	43頁
表20 都道府県別高齢者人口（65歳以上）の割合（2013年）	44頁
表21-1 愛媛の要介護（要支援）認定者数の推移	45頁
表21-2 中四国の県別にみた要介護（要支援）認定者数（2014年4月末現在）	46頁
表21-3 愛媛県内市町別にみた要介護（要支援）認定者数（2014年4月末現在）	46頁
表22 松山市の消費者物価指数	47頁
図22-1 松山市の総合物価指数（生鮮食品を除く）の推移	47頁
図22-2 デフレ経済下での物価、賃金、労働者の生活（全国）	47頁
表23-1 大学にかかる年間学費	48頁
表23-2 大学4年間にかかる総費用（学費+生活費）の平均	48頁
図23-1 子ども一人当たりに高校入学から大学卒業までに必要な費用	48頁
図23-2 年収に占める在学費用の割合（子供2人世帯）	48頁
図23-3 年収階層別にみた年収に占める在学費用の割合（平成25年度）	48頁
愛媛の勤労者の景況感とくらし（第7回愛媛勤労者定期観測調査 結果速報）関連図表	49頁より

2015年 えひめ生活白書

2015年2月発行

編集発行 一般社団法人 愛媛県労働者福祉協議会
えひめ労働者生活情報センター

愛媛県松山市宮田町125番地2

TEL (089) 933-2871 FAX (089) 947-5616

URL <http://ehime.rofuku.net/>

<http://t-rofuku.com/> (図書・資料室)

印刷所 有限会社ウエストコピー

2015年 えひめ生活白書

一般社団法人 愛媛県労働者福祉協議会
えひめ労働者生活情報センター

〒790-0066 松山市宮田町125番地2
TEL 089-933-2871
FAX 089-947-5616